

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月30日

【計算期間】 第3期（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

【ファンド名】 ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト -
米ドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-06
（Daiwa Global Bond Trust - USD / Global Investment Grade
Bond Fund 2009-06）

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）
リミテッド
（SMT Fund Services (Ireland) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ピーター・キャラハン
（Peter Callaghan）
取締役 カール・マッケネフ
（Karl McEneff）

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
（Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,
Ireland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.60円）によります。以下同じです。

（注2）ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載が
ない限り米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、
円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。した
がって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる1年を指しま
す。ただし、第1会計年度は、平成21年6月19日（ファンドの運用開始日）から平成22年5月31日までの期間を指します。

（注5）発行者である「エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（SMT Fund Services (Ireland)
Limited）」は、その商号を「ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド（Daiwa Europe Fund
Managers Ireland Limited）」から変更しました。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ユニット・トラスト法に基づきユニット・トラストとして設立され、アイルランド中央銀行により認可されたオープン・エンド型アンブレラ・ファンドです。トラストは、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する平成21年4月27日付信託証書に基づき設立されました。トラストに対する投資は、受益証券の購入により効力を発生します。ファンドの発行済み受益証券は、ファンドの資産に対する不可分の割合的持分に対する実質的所有権を表章します。

トラストは、異なるサブ・ファンドにより構成されるアンブレラ・ファンドとして設立されています。各サブ・ファンドの資産は、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って各サブ・ファンドのために分別管理されます。

ファンドの基準通貨は、米ドルです。

本書の日付現在、トラストは、以下の各通貨建のサブ・ファンドを設定しています。管理会社は、アイルランド中央銀行の事前の許可を得て、サブ・ファンドを追加設定することができます。

サブ・ファンドの名称	基準通貨
NZドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-05	NZドル
米ドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-06	米ドル
豪ドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-07	豪ドル
NZドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-07	NZドル

ファンドの受益証券の発行手取金は、トラストの帳簿上、ファンドに計上され、またこれに帰属する資産、負債および収支は、信託証書の規定に基づき、ファンドに計上されます。ファンドの資産は、本書に定める投資方針に従って個別に投資されます。

ファンドは、管理会社が受託会社の承認を得てその裁量により決定する債務を負担します。ただし、特定の債務がいずれのサブ・ファンドにも関連しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、費用の発生時における各純資産価額に応じて全サブ・ファンド間で連帯して負担されます。

ファンドの資産はファンドにのみ帰属し、他のサブ・ファンドからは分別され、直接または間接にその他いずれのサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求を履行するためにも使用されず、またかかる目的において利用できるものでもなく、トラストはその責任を負いません。

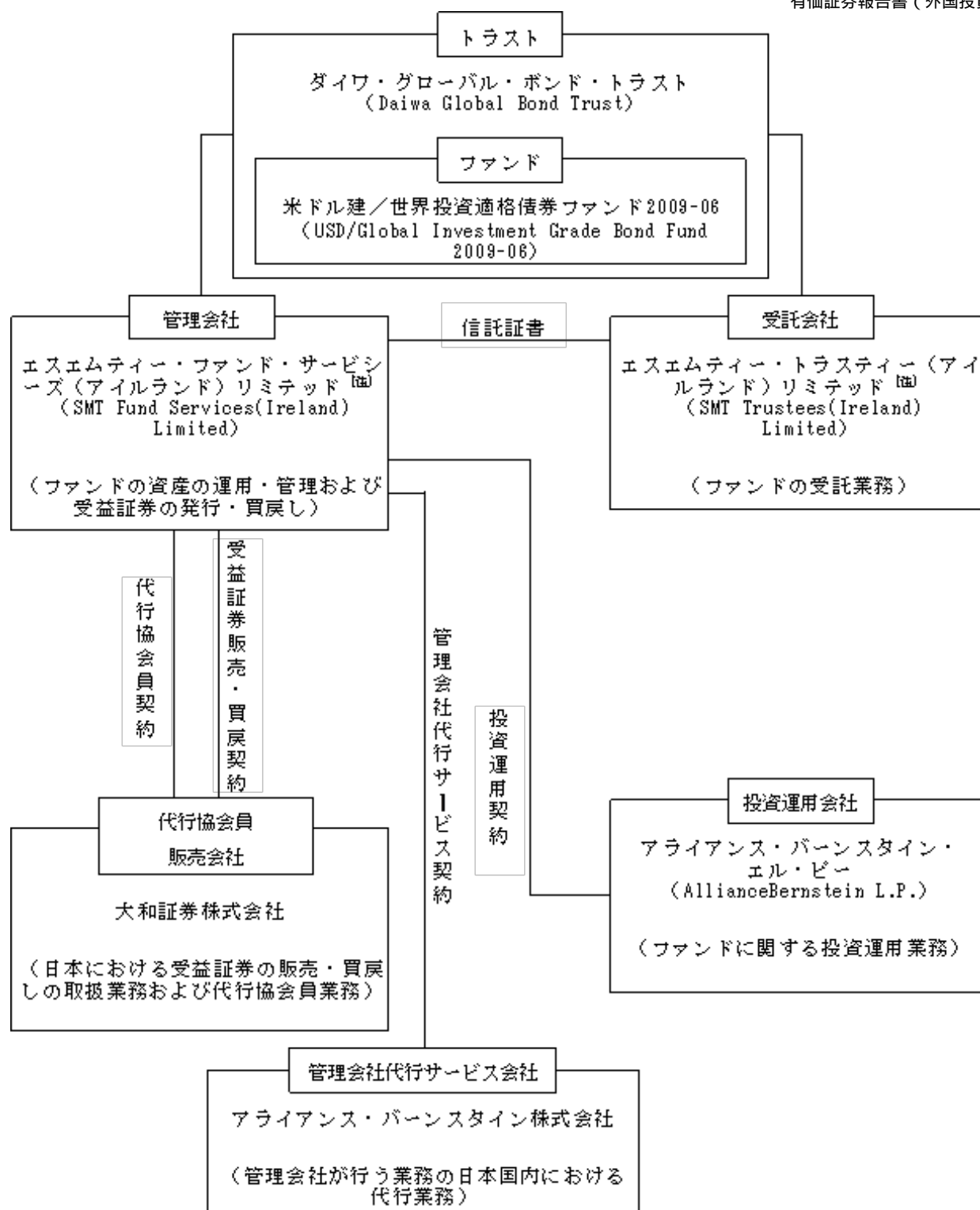
トラストに信託金の限度額の定めはありません。

（２）【ファンドの沿革】

平成7年4月25日 管理会社の設立
 平成21年4月27日 信託証書締結
 平成21年6月1日 ファンドの受益証券の募集開始
 平成21年6月19日 ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 管理会社である旧ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドおよび受託会社である旧ダイワ・ヨーロッパ・トラステイーズ・アイルランド・リミテッドの最終的な親会社であった株式会社大和証券グループ本社は、平成24年6月28日付契約に基づき各社の発行済株式の全株を三井住友信託銀行株式会社に譲渡しました。当該譲渡に伴い、各社の商号は、それぞれエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドおよびエスエムティー・トラステイヤー（アイルランド）リミテッドに変更されました。以下同じです。

管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド	管理会社	平成21年4月27日付で受託会社との間で締結された信託証書は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し、ファンドの終了等について規定しています。

エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド	受託会社	平成21年4月27日付で管理会社との間で締結された信託証書は、ファンド資産の保管、支払代行業務について規定しています。
アライアンス・パースタイン・エル・ピー	投資運用会社	平成21年4月29日付で管理会社との間で締結された投資運用契約（同年6月17日変更済）は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています（注1）。
大和証券株式会社	代行協会員 販売会社	平成21年5月12日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています（注2）。 平成21年5月12日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社業務の提供について規定しています（注3）。
アライアンス・パースタイン株式会社	管理会社代行サービス会社	平成21年5月13日付で管理会社との間で締結された管理会社代行サービス契約は、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務の提供について規定しています（注4）。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンドの運営に関して投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって選任された代行協会員が日本証券業協会に対する必要な報告の提出、ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の公表並びに財務書類及びその他の書類の日本証券業協会への提出等を行うことを約する契約です。

（注3）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売すること及び受益者からの買戻請求を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

（注4）管理会社代行サービス契約とは、管理会社代行サービス会社が管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務（開示、苦情処理、純資産価額の計算に関する問題処理等の取次ぎ）を提供することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、アイルランド1963年 - 2009年会社法（以下「会社法」といいます。）に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。

（ ）会社の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。

（ ）資本金の額

授權資本金は40万英ポンド（約5,039万円）です。平成24年9月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（約5,039万円）です。

（注）英ポンドの円貨換算は、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝125.98円）によります。以下同じです。

（ ）会社の沿革

1995年4月25日設立。

（ ）大株主の状況

名称	住所	所有株式数 （平成24年9月末日現在）	比率 （平成24年9月末日現在）
----	----	------------------------	---------------------

スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（注） （Sumitomo Mitsui Trust （Ireland）Limited）	アイルランド共和国、ダブリン2、 ハーコート・ロード、ハーコート・ センター、ブロック5	400,000株	100%
--	--	----------	------

（注）大株主である旧ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの親会社であった株式会社大和証券グループ本社は、平成24年6月28日付契約に基づき同社の発行済株式の全株を三井住友信託銀行株式会社に譲渡しました。当該譲渡に伴い、同社の商号はスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドに変更されました。以下同じです。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストの設立準拠法は、ユニット・トラスト法です。

準拠法の内容

（イ）ユニット・トラスト法には、ユニット・トラストの認可、管理および規制に関する規定があります。ユニット・トラスト法は、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。））規則（以下「UCITS規則」といいます。）に基づき認可されたUCITSには適用されません。

（ロ）アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

（a）ユニット・トラスト法第3条から第5条までは、アイルランドにおけるユニット・トラストの認可要件を規定しています。

（ ）ユニット・トラストは、有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストの受益者である一般公衆が享受することができる仕組みを提供するものである場合、アイルランド中央銀行の認可を受けることを要します。

（ ）ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは、認可を拒否または取り消されることがあります。かかる決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができます。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、ユニット・トラストは解散されます。

（b）アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法において定められ、同法第3条および第4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されています。

ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法第15条は、UCITS規則第75号を含む多数のUCITS規則を反映し、トラストに年次報告書および半期報告書の公表を義務付けています。

UCITS規則第76号、第78号、第80号、第81号および第82号は、これらの書類に関する要件についても適用され、以下のとおり定めています。

（ ）ユニット・トラストは、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

（ ）直近の年次報告書およびその後発行された半期報告書は、契約締結前に無償で投資者に提供されなければなりません。

（ ）年次報告書および半期報告書は、英文目論見書記載の場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。

（ ）年次報告書および半期報告書は、請求があった場合、無償で受益者に提供されなければなりません。計算期間または半期の終了日から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければなりません。

ユニット・トラスト法によるその他の要件

（ ）募集または売出しの届出

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストがアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定しています。

（ ）信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみユニット・トラストが許可される旨規定しています。

（ ）信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書または名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして行うことができない旨規定しています。

（ ）目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確な情報に基づいた判断を行うことができるようにするために必要な情報、少なくともアイルランド中央銀行のNON-UCITS通達に記載される情報を含むものでなければなりません。

（ ）財務状況の報告および監査

UCITS規則第83号は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一以上の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを証明する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。

（ ）財務報告書の提出

UCITS規則第100号は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド中央銀行が、認可関係事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的権限の適正な履行のために必要と判断する情報の提供をユニット・トラストに対して要求することができる旨規定しています。

（ ）罰則

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式裁判および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方の正式裁判により処断されます。

（5）【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

管理会社は、毎年5月31日に年次報告書および監査済決算書を作成し、また毎年11月30日に半期報告書および未監査決算書を作成します。最初の年次報告書は、平成22年5月31日に作成され、最初の半期報告書は平成21年11月30日に作成されます。監査済年次報告書および決算書は、トラストの計算期間終了後4か月以内に公表され、半期報告書は、半期終了後2か月以内に公表されます。それぞれの場合、要求に応じて、無料で、契約締結前に申込者に提供され、また受益者に提供されるものとし、また、管理会社の登記上の事務所で公表されます。ファンドが上場される場合、年次報告書または半期報告書は、計算期間終了後6か月以内と半期終了後4か月以内にそれぞれ、アイルランド証券取引所および受益者に配布されます。年次決算書は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に従って作成されます。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上の受益証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧するこ

とができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、財務書類等を開示するために、ファンドの各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、トラストの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

運用報告書は、日本の知れている受益者に送付されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、アイルランド中央銀行により認可されかつ監督されます。アイルランド中央銀行は、トラストを認可したことにより、またはトラストに関して法律により付与された権限の行使を理由として、トラストの不履行に関する責任を負いません。アイルランド中央銀行による認可は、トラストの様々な当事者の信用性または財務状況に関するアイルランド中央銀行の保証となるものではありません。トラストの認可は、アイルランド中央銀行によるトラストの是認または保証となるものではなく、アイルランド中央銀行は、本書の内容につき責任を負いません。

監督の主な内容は次のとおりです。

認可申請の受理

ユニット・トラスト法に基づきアイルランドに所在する認可投資信託（以下「認可投資信託」といいます。）（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資法人の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

認可の拒否または取消

管理会社、投資法人または受託会社の役員がその職務の履行のために必要な信用を十分に有しない場合また必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否されます。

アイルランド中央銀行が、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）認可投資信託としての認可の存続が受益証券の受益者もしくは受益証券の申込者の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）（前記（ ）に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資法人もしくは受託会社がユニット・トラスト法に違反し、同法によりアイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される

禁止事項もしくは要請に違反したと判断する場合、認可が取り消されることがあります。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち認可投資信託に関する事実の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、申請者は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴えることができます。

目論見書の提出

受益証券の販売の際に使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出されなければなりません。ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されるその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立監査人による監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様に、監査人は、アイルランド中央銀行が要求する一切の情報をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、主に世界の投資適格社債に分散投資することにより、約４年の信託期間を投資期間として元本の安全性に配慮しながら利子収入等（インカム・ゲイン）の最大化を目指すことです。

投資運用会社は、償還日の前後に満期を迎える債券を投資対象とすることで、金利変動の影響を限定することを目指します。

投資運用会社は、現在のグローバルな債券市場における非効率性（価格形成の歪み）は、投資家心理、複雑な市場および相反する運用上の課題に起因するものであると考えており、計量分析とファンダメンタル分析を組み合わせることで、この非効率性（価格形成の歪み）を上手く利用することができると考えています。投資運用会社は、現在、投資しようとしている債券等の価格が、全般的に過去の水準に比べて魅力的なものであると考えています。投資運用会社は、ファンドのために、ファンドの設定日から４年間という全体的な目標満期の下で、世界中の国債および社債ならびにその他の債券から構成されるポートフォリオに投資することにより、これらの債券等の価格形成（非効率性）を利用することを目指します。

投資運用会社は、主として世界中の固定利付および変動利付の国債、政府系機関債および社債から構成される様な分散したポートフォリオに投資を行うことにより、ファンドの投資目的を達成するよう努めます。投資運用会社は、社債、新興国国債、国債、国際機関債および政府系機関が発行する債券等に投資を行うことができます。国債は、G20加盟国の通貨建ての債券に限定されます。

投資運用会社が投資することができる債券等の発行体は、購入時においてパークレイズ・キャピタル・グローバル総合クレジット・インデックスに含まれる国に所在するものに限定されます。同様に、発行体の所在国にかかわらず、ファンドは購入時においてパークレイズ・キャピタル・グローバル総合クレジット・インデックスに含まれる通貨建ての債券等にものみ投資します。

ファンドが保有する投資対象の加重平均満期は異なりますが、通常は償還日を超えないものとします。

投資運用会社は、購入時に投資適格の格付を受けている債券等にものみ投資します。購入後、ファンドが保有する債券が投資適格を下回る信用格付を付与された場合、または格付付与が停止された場合、投資運用会社はその裁量により直ちに当該債券の再評価を行い、ファンドが当該債券を引き続き保有すべきか否かを決定します。投資運用会社は、その裁量により当該債券の処分がファンドにとって最善の利益であると判断しない限り、またはそのような判断を行うまでの間、当該債券を処分する義務を負いません。

投資運用会社は、通常的环境下においてはヘッジによりファンドの投資対象を基準通貨に戻すよう努めます。その達成のため、投資運用会社は、アイルランド中央銀行が定める制限に従い、ヘッジ目的で、ファンドの資産の為替エクスポージャーを変更するため、差金決済型の為替予約契約を含む外国為替予約契約、通貨先物およびその他の通貨スワップを含む通貨関連金融デリバティブ商品の取引を行うことがあります。ファンドが保有する通貨ポジションがその資産ポジションとは一致しないことがあるため、ファンドのパフォーマンスは為替相場の変動の影響を強く受けることがあります。投資運用会社は基準通貨建て以外の保有に対するエクスポージャーを制限するよう意図していますが、ヘッジ行為がファンドの全体的な投資エクスポージャーに完全に対応するとの保証はありません。

ファンドの投資目的の変更および投資方針の重大な変更は、ファンドの受益者集会における過半数の承認がなければ行うことができません。かかる変更は、アイルランド中央銀行の承認がなければ行うことができません。投資目的の変更や投資方針の変更が行われる場合、管理会社は、受益者がかかる変更の効力発生前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知期間を設定します。

より大きな現金ポジションが保証されると投資運用会社が判断する期間を除き、ファンドは、フル・インベストメントがなされるように運用されます。通常の市況において、ファンドの純資産価額の20%以下の部分が現金で保有されますが、例外的な市況においては、投資運用会社の意見により、より魅力的な投資機会がみられないとされる場合、ファンドは現金の水準を引き上げることができます。

ファンドの投資は、後記「（５）投資制限」に従います。

ファンドの投資目的が達成されとの保証はありません。

ファンドに対する投資は、投資ポートフォリオの大部分を構成するものであってはならず、すべての投資者に適しているものではありません。

ファンドが投資することのできる証券取引所および市場の一覧は、アイルランド中央銀行が定める要件に従い、本書の別紙Bに記載されます。アイルランド中央銀行は、公認市場の一覧を公表していません。非上場証券に対する投資が認められる場合を除き、投資は、本書別紙Bに記載される証券取引所および市場に対するものに限定されます。

効果的なポートフォリオ運用

管理会社は、ファンドの投資方針に従い、ファンドの効率的なポートフォリオ運用に関して経済的に適当であると管理会社が合理的に確信し、またアイルランド中央銀行が定める条件および制限（NON-UCITS通達において概説されます。）に基づき為替リスクに対する保護を提供する技法および手段を利用することができます。さらに、ファンドが将来利用するのに適当である新たな技法および手段が開発され、その内容を開示することを条件に、またアイルランド中央銀行の事前承認およびその定める制限に従い、かかる技法および手段を利用することができます。

技法および手段にかかる取引に関して証拠金または担保を提供するために、受託会社は、ファンドの一部を形成する資産または現金を譲渡し、これに抵当権または担保権を設定することができます。

トラストは、効率的なポートフォリオ運用のために許容される技法および手段（NON-UCITS通達において概説されます。）を利用することにより、限られた範囲においてレバレッジをかけることができます。かかる技法および手段によりもしくは借入れを通じて、またはその両方により設定される潜在的な最大純エクスポージャーは、トラストの純資産価額の10%を上限とします。

ソフト・コミッション

投資運用会社は、ソフト・コミッションを提供するブローカーを利用することがあります。ソフト・コミッションに関する報告は、ファンドの年次報告書および半期報告書においてなされます。ソフト・コミッションの取決めは、最良執行、すなわち、市場で利用可能な最善の価格（諸経費を除きますが、取引相手方リスク、注文規模または顧客の指図などその他の例外的な事情を考慮します。）を提供するものとします。かかる取決めに基づき提供される利益は、ファンドに対する投資業務の提供に資するものでなければなりません。

（２）【投資対象】

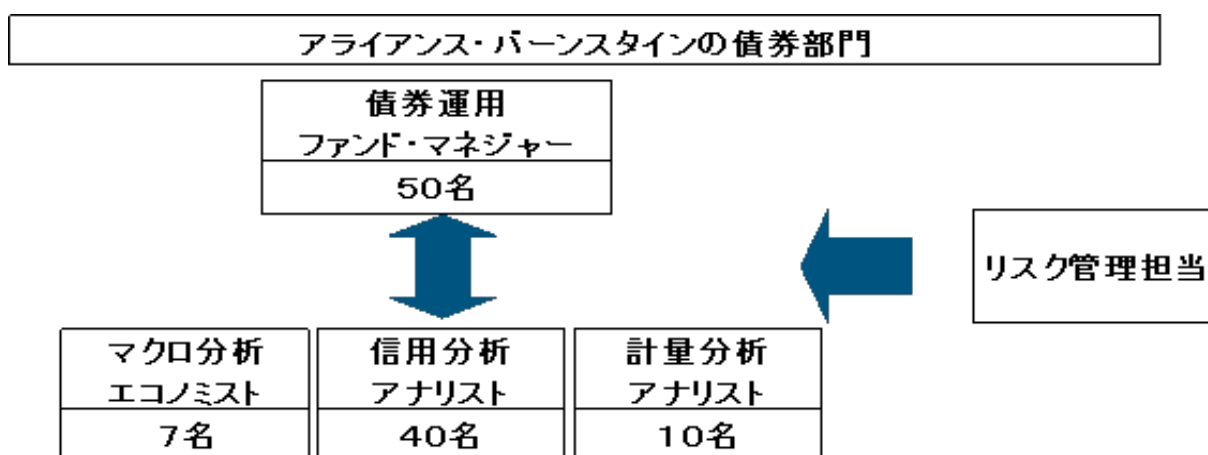
前記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン^{（注２）}の債券運用・調査部門が担当します。同部門は、50名の経験豊富なファンド・マネジャーと57名のリサーチ・アナリストを中心にグローバルに構成されており、ファンドの投資方針に沿って運用します。また、運用にあたっては投資運用会社の債券運用・調査部門におけるリサーチ力を十分に活用します。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場／ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。

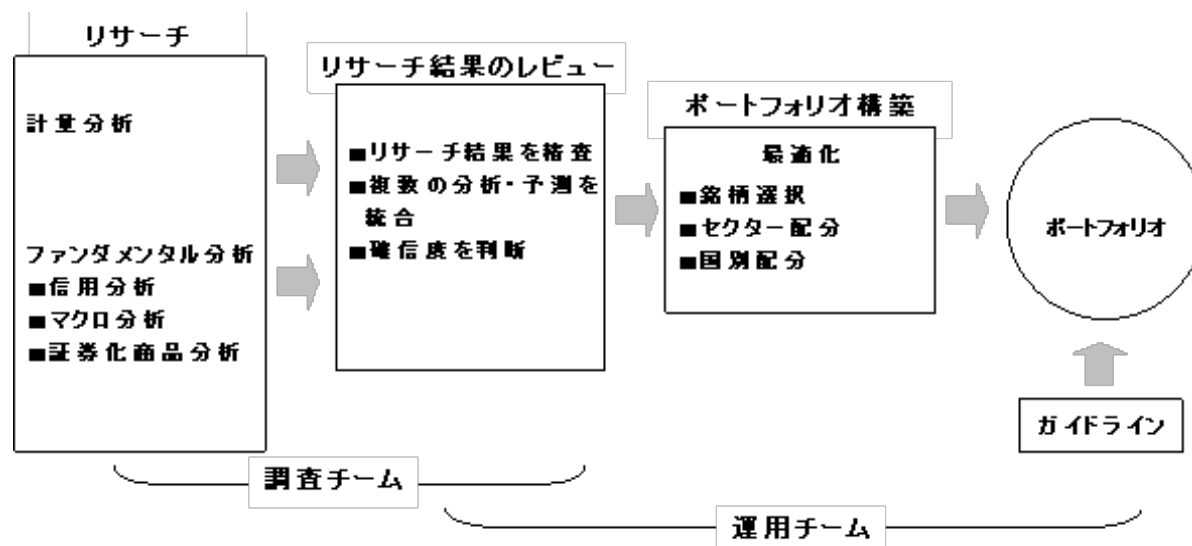


（注１）上記は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

（注２）アライアンス・バーンスタインには、投資運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

ファンドの投資プロセス

投資運用会社は、ファンドの投資方針に沿って運用を行います。調査チームは、「計量分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「マクロ分析」などを通じて個別銘柄の投資判断を行います。調査チームおよび運用チームは、調査チームの投資判断を詳細に精査し投資判断の確信度を判断します。運用チームは、精査された調査チームの投資判断を元に、ファンドのガイドラインに則して最適となる銘柄選択、セクター配分などを勘案の上、ポートフォリオを構築します。



ファンド管理上の管理会社の構造

管理会社は、ファンドに関する一任投資運用業務の遂行を投資運用会社に、また受益証券の販売を販売会社に全て委任しています。

以下の各部門は、ファンドの運営に関連する機能を監視します。

運営リスク部門

運営リスク管理部門は、管理会社のためのリスクの発見・統制および運営リスク委員会の調整を担当しています。同部門はまた、事業継続の調整も担当しています。

内部監査部門

監査・コンプライアンス委員会の指図により、内部監査部門は、管理会社内のすべての運営機能について監査を計画し、実施します。同部門は、内部監査報告書により提言を行います。監査・コンプライアンス委員会は提言の妥当性を評価して、提起された問題を処理するための措置が管理会社経営陣により確実に適時に実行されるよう努めます。

コンプライアンスおよびAML部門

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令に従うこと、特に、エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが管理会社を務めるファンドに投資するすべての投資家のすべての身元が、マネーロンダリング防止のため確認されることを保証します。これには、ファンドに参加するすべての投資家が、マネーロンダリング防止上の検証を行なう規制された機関により照会されることまたは管理会社が内部でこうした検証を行うことの確保を要します。

ファンド・コンプライアンス部門

ファンド・コンプライアンス部門の主な機能は、ファンド文書ならびにEUおよびアイルランド政府が施行した法律により定められた投資制限および投資方針にファンドが従っていることの監視です。ファンドがその投資制限および方針上の制限に絶対に違反しないようにする重要な責任は、投資運用会社に委任されています。

（４）【分配方針】

ファンドは分配を行う予定です。

管理会社は、毎年６月15日および12月15日（以下、各々を「分配日」といいます。）に、ファンドの純収益の全額またはほぼ全額に相当する半期毎の分配金を、分配日の前営業日の営業終了時に受益者として登録されている全受益者に対して宣言し、かつ支払うことを予定しています。宣言された分配金は、原則として、通常、分配日から起算して３営業日目に支払われます。受益証券に帰属する純収益が支払可能と宣言された金額を上回る場合に限り、超過リターンは累積され、受益証券の純資産価額に反映されます。受益証券の保有が販売会社に委託されている場合、分配金は、販売会社が分配金を受領した後に定める日に受益者に対して支払われます。

分配金は、ファンドの純投資収入や純実現・未実現利益（すなわち、純実現・未実現収益から純実現・未実現損失を控除した利益）から支払われます。

支払から６年以内に請求または回収されない分配金は、ファンドの資産に戻され、ファンドの資産の一部を構成することとなります。

分配金は、受益者の費用負担で、銀行送金により支払われます。

（５）【投資制限】

ファンドの投資目的の範囲内において、以下の投資制限が適用されます。

ファンドは、その純資産価額の10%を超えて公認市場で取引されていない証券に投資することができません。

ファンドは、その純資産価額の10%を超えて同一の発行体が発行する証券に投資することができません。

ファンドは、その純資産価額の100%を上限として、米国政府、代理機関もしくは下部機構により発行または保証される譲渡性のある証券ならびにEU加盟国もしくはOECD加盟国により発行または保証される譲渡性のある証券（ただし、投資適格証券でなければなりません。）またはEU加盟国もしくはOECD加盟国の地方当局、またはスイス、ノルウェー、カナダ、日本、オーストラリアおよびニュージーランドの政府、または世界銀行、欧州投資銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、国際復興開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州連合、欧州原子力共同体、国際金融公社、国際通貨基金により発行または保証される譲渡性のある証券ならびに米国政府の全面的な信用力に裏付けされた証券に投資することを、アイルランド中央銀行により認可されています。

ファンドは、その純資産価額の20%を上限として、ユニット・トラスト法およびNON-UCITS通達に基づき、他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券に投資することができます。

ファンドが管理会社または投資運用会社が運用する集団投資スキームの受益証券に投資する場合、管理会社または投資運用会社は、投資が行われる当該集団投資スキームの管理者または投資運用者として、受益証券の取得につき自己の勘定において請求する権利を有する初期・当初費用を放棄しなければならず、また管理会社または投資運用会社が手数料を受領した場合、他の集団投資スキームの受益証券への投資のため、かかる手数料を当該集団投資スキームの財産に払い込まれなければなりません。

ファンドの純資産価額の10%を超えて規制外集団投資スキームに投資することができません。

管理会社が自己運用する一切のオープン・エンド型集団投資スキームに関して行為する場合、管理会社は、発行体の運営に対して重大な影響を与えることができる議決権付株式を取得することができません。

ファンドは、一発行体が発行する証券のクラスの10%を超えて取得することができません。かかる制限は、ファンドがその純資産価額の20%を上限として投資することができる他のオープン・エンド型集団投資スキームへの投資には適用されません。また、ファンドは、発行体の運営に対して重大な影響を与えることができる議決権付株式を取得することができません。

ファンドの純資産価額の10%を超えて一機関に預託することはできません。かかる制限は、以下に掲げる機関への預託、当該機関が発行する預託証券または当該機関が保証する証券については、30%まで引き上げられます。

- () EU域内の金融機関
- () 欧州経済地域（EEA）の加盟国（ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）において認可されている銀行
- () EU加盟国またはEEA加盟国を除く1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国（スイス、カナダ、日本および米国）において認可されている銀行
- () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可されている銀行
- () 受託会社

関連の会社・機関は、本 および前記 の適用において一機関とみなされます。

ファンドは、所有していない譲渡性のある証券を売却することができません。

ファンドは、ワラントに投資することができません。

ファンドは、投資対象の発行体に対する法律上または運営上の支配権を取得することができません。

ファンドは、いかなる場合も、その純資産価額の10%を超えて借入れを行うことができません。

ファンドは、その資産にかかる借入れを保証することができます。

多通貨に投資するファンドは、バック・トゥ・バック・ローン契約の方法により外国通貨を取得することができます。かかる方法により取得された外国通貨は、相殺される預託金が以下の条件に該当する場合、前記 に規定された借入れとして分類されません。

- () ファンドの基準通貨で表示されること

（ ）外貨建借入残高に相当するかまたはこれを上回ること

外貨建借入れがバック・トゥ・バック預託金の価値を上回る場合、その超過額は、上記 に規定された借入れとみなされます。

ファンドは、第三者のためにローンを提供しまたは保証人となることができません。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資することはできず、またいかなる出資を行うこともできません。

ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。

以上の投資制限は、投資対象の買付時点で適用するものとします。これらの制限がファンドの支配の及ばない理由によりまたは新株引受権の行使の結果として事後的に超過された場合、ファンドは、これを売却することを最優先して、ファンドの受益者の利益を十分に考慮してかかる状況の是正措置を講じなければなりません。

トラストは、リスク分散原則を遵守することを条件として、アイルランド中央銀行による承認日から6か月間、以上の投資制限を逸脱することができます。

借入れ

トラストまたはファンドのために行う借入れは、一時的にのみ行うことができます。借入れの総額は、ファンドの純資産価額の10%を超えることができません。かかる制限の下、管理会社は、トラストのためすべての借入れに関して裁量を行使することができます。受託会社は、借入れの担保として、トラストまたはファンドの資産に対して担保権、質権または抵当権を設定することができます。

投資および借入制限の遵守

ファンドの受益証券がアイルランド証券取引所に上場されている場合、管理会社は、いかなる場合もNON-UCITS通達に従い、ファンドの受益証券がアイルランド証券取引所に上場されている限り、本書記載のまたはアイルランド証券取引所が定める投資制限または借入制限を遵守します。

投資制限および借入制限の変更

トラストは、（アイルランド中央銀行の事前の承認を条件として）トラストによりまたはトラストのために、本書の日付現在においてNON-UCITS通達により投資が制限または禁止されている証券、デリバティブ商品またはその他の形態の投資対象に投資することを許容するNON-UCITS通達において指定される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが意図されています。

ファンドに特有の投資制限および借入制限

ファンドは、上記投資制限とともに、以下の追加の投資制限および借入制限に従います。また、疑義を避けるため付言するならば、以下の追加の投資制限および借入制限が上記投資制限よりも制限的である場合、以下の投資制限が適用されます。

ファンドは、（ ）いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、（ ）株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の投資証券を含む、他の投資信託の受益証券または投資証券に対する投資を行いません。

日本証券業協会の外国投資信託受益証券の選別基準（随時改正済み）第21条に規定する価格の透明性を確保するための適切な方法が取られていない場合、ファンドは、純資産価額の15%以上を、私募証券、未上場証券など容易に換金できない資産に投資することができません（この割合は、買付時点基準または時価基準によります。）。

投資対象の購入、投資の実行または投資対象の追加により、ファンドの純資産価額の50%以上が日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第2条第1項に定義される「有価証券」に該当しない資産で構成されることとなった場合、投資対象の購入、投資の実行または投資対象

の追加を行いません。

投資運用会社は、投資運用会社または他の第三者の利益になるか否かにかかわらず、受益者の保護に欠けるまたはファンドの資産の運用の適正を害する取引をファンドのために行うことができません。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、証券投資が不安定なものであり、その価値は下落することも上昇することもあるため、トラストがその目的を達成できるとの保証はないことに留意しなければなりません。受益証券の価格およびこれによる利益は、トラストの純資産価額の変動を反映して上下することがあります。トラストに対する投資は投資ポートフォリオの大部分とするべきではなく、またすべての投資家に適切なものであるとは限りません。投資は、その投資の損失に耐えられる者によってのみ行われなければなりません。

投資者は、トラストに対する投資に関連する平均以上リスクがあることに留意しなければなりません。したがって、受益証券への投資は、かかるリスクを引き受けることができる立場にある者によってのみ行われなければなりません。

トラストの受益証券の価格および利益は、下落することも上昇することもあります。受益証券の販売価格と買戻価格との間に差額が生じるということは、すなわち、トラストに対する投資が中長期的視点で検討されるべきことを意味します。

概要

本書記載のリスク要因は、ファンドに投資を行う際に投資予定者が考慮すべきリスクのすべてを網羅するものではありません。

投資者は、ファンドに対する投資の価値は下落する可能性があり、その全額を失う可能性があることを承知していなければなりません。ファンドへの投資は、銀行預金とは性質が異なり、政府、政府機関または預金者保護のためのいかなる保証スキームによっても保護されるものではありません。トラスト、管理会社、投資運用会社またはそれらの子会社、関連会社、関係者、代理人もしくは受託者のいずれも、ファンドの実績または将来の利益を保証するものではありません。

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はありません。過去の実績は、必ずしも将来の実績を示すものではなく、投資は中長期的なものとすることが望まれます。ファンドに対する投資は、投資ポートフォリオの単独または主要な構成要素とすべきではありません。

投資予定者は、ファンドに投資することにより随時異なる性質のリスクにさらされる可能性があることを承知していなければなりません。ファンドへの投資にはリスクを伴います。

投資予定者は、本書全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談することが望まれます。

受益証券の申込価格（申込手数料が加算されることがあります。）と買戻価格（買戻し手数料が控除されることがあります。）の間に差額が発生するため、ファンドへの投資は、中長期的視点で行うことが望まれます。

投資予定者は、ファンドに対する投資に関連する税務上のリスクに注意しなければなりません（後記「4 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）。

ファンドが投資する証券および商品には、通常の市場変動リスクおよびそれらに内在するその他のリスクが伴い、それらの価値が増加するとの保証はありません。

会計基準リスク

ファンドが投資する国の会計基準の中には、国際会計基準とは一致しないものがあることがあります。監査基準もまた、国際的な資本市場で一般的に認められているものとは異なります。そのため、ファンドは、そ

の投資対象について、より洗練された市場であれば通常利用可能であるものと比べて信頼性の低い財務情報しか利用できないことがあります。

償却原価法

ファンドの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがあります。詳しくは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価」をご参照ください。

短期金利が下降している期間において、受益証券の継続発行からの当該ファンドに対するネットの新規資金の流入額は、当該ファンドの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性が高く、それにより、ファンドの現在の利回りが減少します。金利が上昇している期間においては、その逆が当てはまります。

金利の変動

受益証券の価値は、金利が著しく不利に変動した場合に影響を受けることがあります。

投資の集中

ファンドは、一定の時点で、比較的少数の投資対象のみを保有することがあります。トラストは、価値が下落したまたはその他の悪影響（発行体の不履行を含みます。）を受けている特定の投資対象について大規模なポジションに対するエクスポージャーを抱えている場合、重大な損失を被ることがあります。

取引相手方リスク

ファンドは、スワップ、レボ取引、為替先渡およびその他の金融契約・デリバティブ契約のポジションを保有することにより、取引相手方に対する信用エクスポージャーを抱えることがあります。ファンドによるポートフォリオ投資に関し、取引相手方がその義務を履行せず、ファンドがその権利行使を遅延または妨害された場合、ファンドは、そのポジションの価値の下落、収益の喪失またその権利行使に伴う費用負担を強いられることがあります。

ファンドはまた、証券取引の相手方当事者にかかる信用リスクにさらされることがあり、特に、債券、ノートおよびそれらに類似する債務（証書）などの債務証券について決済不履行リスクを負うことがあります。

取引相手方の不履行：規制の不在

一般的に、公認市場で行われる取引と比較して、店頭市場（通常、通貨、スポットおよびオプション契約ならびに通貨およびスワップのオプションの一部が取引されます。）における取引は、弱い政府の規制および監督しか受けません。また、公認市場の参加者であれば享受できる保護の多く（取引所決済機関による契約履行保証など）は、店頭取引においては利用できないことがあります。店頭オプション取引は規制されていません。店頭オプション取引とは、個人投資家のニーズを満たすために設計された、取引所では取引されないオプション契約です。店頭オプション取引の利用により、利用者は所定のポジションについて権利行使日、市場水準および金額を正確に組み立てることができます。店頭オプション契約の取引相手方は、公認市場ではなく取引に関与する特定の企業であり、したがって、ファンドの店頭オプション契約の取引相手方の破産または不履行により、ファンドが重大な損失を負うことがあります。さらに、店頭オプション契約が法的に執行不能である、当事者の意図を正確に反映していない、契約条項に関する紛争（善意か否かを問いません。）または信用もしくは流動性といった問題により、取引相手方が契約条項に従って取引を決済することができず、これによりファンドが損失を被ることがあります。ファンドによるポートフォリオ投資に関して、取引相手方がその義務を履行せず、ファンドがその権利行使を遅延または妨害された場合、ファンドは、そのポジションの価値の下落、収益の喪失またその権利行使に伴う費用負担を強いられることがあります。取引相手方エクスポージャーは、ファンドの投資制限に従って設定されます。ファンドは取引相手方の信用

リスクを減少させるためにあらゆる措置を講じることができますが、取引相手方が不履行に陥らずまたはファンドがその結果として取引の損失を被らないとの保証はありません。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの買い手となり、その参照企業について一定の信用事由が発生した場合、ファンドは、スワップの取引相手方から参照債務についてあらかじめ合意された価格（または額面金額）を受領する権利を取得します。ファンドは、その対価として、取引相手方に対し、信用事由が発生していない場合にはスワップの存続期間中に定期的な固定金額の支払を行います。かかる場合、ファンドはスワップによる利益を受領しません。ファンドがクレジット・デフォルト・スワップに基づき引き渡すべき債務証券を保有していない場合、ファンドは、かかる証券を市場で調達することができずまたは不利な価格でしか調達することができないというリスクにさらされます。クレジット・デフォルト・スワップに関する業界標準的な契約書上、発行体の不履行または再編に関する一定の事由が売り手の支払不履行を引き起こす「信用事由」に該当するのかが不明確でした。いずれの場合にも、ファンドは、参照企業による不履行が発生した場合、クレジット・デフォルト・スワップの全額を現金化することができません。クレジット・デフォルト・スワップの売り手として、ファンドは、参照企業の信用に対するエクスポージャーを抱え、また参照企業が発行する債務証券を保有する場合と同じく多数のリスクにさらされます。ただし、ファンドは、参照企業に対する法的請求権を有せず、また参照企業の債務の担保による利益を享受しません。

信用リスク

ファンドが投資する証券またはその他の証書の発行体が、その証券・証書の格下げ、またはその証券・証書にかかる投資金額もしくはその証券・証書にかかる支払期限の到来している金額の一部または全部を喪失させる信用危機の対象とはならないとの保証はありません。ファンドはまた、ファンドが取引を行いまたは金融デリバティブ商品の取引に関して証拠金を預託もしくは担保を提供している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行リスクを負うことがあります。ファンドが、銀行その他の金融機関により保証されている証券またはその他の証書に投資する場合、かかる保証人自身が、その証券・証書の格下げ、またはその証券・証書にかかる投資金額もしくはその証券・証書にかかる支払期限の到来している金額の一部または全部を喪失させる信用危機の対象とはならないとの保証はありません。

通貨リスク

ファンドの資産は、基準通貨以外の通貨建てである場合があります。基準通貨とその資産の表示通貨との間の為替換算により、基準通貨により表示されたファンドの資産の価値より低くなる場合があります。そのような為替リスクをヘッジすることが不可能または非現実的である場合があります。投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができます（ただし、義務ではありません。）。

ファンドは、随時、現物決済または為替先渡契約の方法により、為替取引を行うことができます。現物取引も先渡為替契約も、ファンドの証券の価格または為替相場の変動を排除するものではなく、また、証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもありません。ファンドの運用実績は、ファンドが保有する通貨ポジションが保有証券ポジションとは必ずしも対応していないため、為替相場の変動により強く影響を受けることがあります。

ファンドは、証券取引の約定日から決済日までの間における為替相場または金利の変動によるポートフォリオ・ポジションの相対価値の変動に対する保護を確保するため、為替取引の締結やヘッジのための技法・手段を利用することがあります。ヘッジ取引は、ヘッジ対象通貨の価値下落による損失のリスクを最小化することを意図していますが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価値が上昇すれば実現するはずの潜在的な利益も制限することとなります。証券の将来価値は、ヘッジ取引の契約締結日から満期日までの間における証券の価値の市場変動の結果により変化するので、契約金額と証券の価値とを正確に釣り合わせるこ

とは一般的には不可能です。ファンドの投資対象の内容と厳密に釣り合ったヘッジ戦略の実行の成功は保証できません。一般に予想される為替または金利の変動に対して、かかる変動によるポートフォリオ・ポジションの価値の予想される値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることができるとは限りません。

デリバティブおよびヘッジ技法・手段のリスク

概要

先物やオプションなどのデリバティブ商品の価格は、変動しやすいものです。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変動する需給関係、政府の貿易・会計・金融・為替管理に関する計画・方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受けます。さらに、政府は、随時、規制により直接、一定の市場、特に通貨・金利関連の先物・オプションの市場に介入します。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因、特に金利変動とあいまって、市場全体を同じ方向に急速に変動させます。

ヘッジ技法・手段の使用もまた、ヘッジ対象証券の価格変動および金利変動を予測する能力への依存、ヘッジ手段とヘッジ対象の証券・市場セクターとの間の不完全な相関、このような手段の使用に必要なとされる技能がファンドの証券を選択するのに必要とされる技能とは異なるという事実、ある特定の時期にある特定のヘッジ手段を利用するために必要な流動性のある市場が存在しない可能性、効率的なポートフォリオ運用または から までに記載したリスクの結果としてなされる買戻請求に応じる能力に対する障害の可能性などといった特別なリスクを伴います。

相関リスク

デリバティブ商品の価格は、例えば取引費用および金利の変動などの影響により、裏付証券の価値とは完全には相関しないことがあります。取引所で取引されているデリバティブ商品の価格はまた、需給要因による価格変動の影響を受けることがあります。

取引相手方エクスポージャーおよび法的リスク

先渡契約、スワップ契約および差金決済契約などの店頭デリバティブを利用することにより、ファンドは、取引相手方の信用リスクおよび契約文書が当事者の意思を正確に反映していないことがあるというリスクにさらされます。

外国為替取引

ファンドが、その保有する譲渡可能な証券の通貨エクスポージャーの性質を変換するデリバティブを利用する場合、その保有する通貨ポジションが保有する証券ポジションと一致しないことがあるため、ファンドの実績は為替相場の変動による強い影響を受けることがあります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されておらず、規格化されていません。むしろ、銀行およびディーラーが、これらの市場において主体的に行動し、個別に取引を行っています。先渡取引および「現金」取引には、実質的な規制がありません。一日当たりの価格変動に関する制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先渡市場において取引を行う主体は、自己が取引する通貨・商品の市場を維持し続ける必要はなく、これらの市場において流動性に欠ける期間をもたらすことがあります（時には相当の長期間となります。）。市場の非流動性または途絶は、ファンドにとって多大な損失につながるおそれがあります。

有利な実績の不在

市場リスクに対するヘッジもしくは保護を提供し、またはカバード・コール・オプションの売却により追加利益を生み出すためのデリバティブ商品の利用は、有利な市場動向から発生する利益を得る機会を減少させることがあります。

流動性リスク

先物ポジションは、取引所が日々の価格変動に対して課す制限のために、流動性に欠けたり決済が困難になることがあります。店頭ポジションは、本質的に非流動的なものですが、投資運用会社は、請求に応じてポジションの決済を行う契約上の義務を負う取引相手方との店頭取引のみを行います。

先物契約の流動性

先物ポジションは、「値幅制限」と呼ばれる規制により商品取引所が一日における先物契約価格の変動を制限することがあるため、非流動的であることがあります。値幅制限に基づき、一取引日において値幅制限を超える価格で取引を実行することはできません。いったん特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額だけ増減すれば、先物ポジションは、制限金額またはその範囲内での取引を希望する者がいる場合を除き、取得することも決済することもできなくなります。これにより、ファンドは、不利なポジションの決済を妨げられることがあります。

市場リスク

ファンドが証券またはオプションを購入する場合、ファンドのリスクは、その投資額の損失に制限されません。先物、先渡、スワップ、差金決済またはオプションの売却を伴う取引の場合、ファンドの負債は、潜在的に、ポジションが決済されるまで無制限なものとなる場合があります。

証拠金

ファンドは、ファンドのために締結した先物契約およびオプション契約について、ブローカーに対し、証拠金の預託義務およびオプション・プレミアムの支払義務を負うことがあります。取引所で取引されている契約は、一般的に取引所により保証されますが、それでもなおファンドは、取引のために利用するブローカーの不正行為または破産のリスクにさらされます。ファンドは、信頼性の高いブローカーのみを通じて取引を行うことによりかかるリスクを最小限に抑えます。

取引相手方との取引関係の必要性

店頭為替市場の参加者は、取引相手方が証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完を提供する場合を除き、通常、十分に信頼できると確信する取引相手方とのみ取引を行います。管理会社は、投資運用会社が、ファンドが店頭為替市場およびその他の相対取引市場（スワップ市場を含みます。）において取引を行うために必要な取引相手方とのビジネス関係を構築できると確信していますが、投資運用会社がかかる関係を構築できるとの保証はありません。かかる関係を構築することができない場合、ファンドの活動は制限され、先物市場における取引相手方との関係構築のためにより多くの尽力を強いられることがあります。さらに、ファンドがかかる関係を構築する予定である取引相手方は、ファンドに付与された信用供与枠を維持する義務を負わず、またかかる取引相手方は、その裁量により信用供与枠を縮小または終了させることができます。

店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、かかる証券は非流動的なものでかつ比較的高い価格変動性を有する傾向にあることから、ファンドがかかる証券について公正価値を実現できるとの保証はありません。

決済リスク

ファンドが投資するデリバティブ商品の中には、取引・決済・保管システムが十分に発達していない市場において取引されているものがあるため、かかる市場において取引され副保管会社に保管されているファンドのデリバティブ商品は、受託会社が責任を負わない状況におけるリスクにさらされることがあります。

為替管理および送金リスク

ファンドは、特定の国からは資本、配当、利益およびその他の所得を本国に送金することができず、または送金するために政府の認可を要求されることがあります。ファンドは、資金の本国送金にかかる認可制度の導入、認可の遅延もしくは拒絶により、または取引の決済プロセスに影響する政府の介入により悪影響を受けることがあります。経済・政治情勢によっては、特定の国において投資が行われる以前に付与された同意が取り消されもしくは変更され、または新たな制限が課されることがあります。

為替相場リスク

通常、ファンドの証券の価格は現地通貨建てで値付けされます。ファンドの分配は、その基準通貨で行われます。したがって、基準通貨と様々な現地通貨との間の為替相場の変動は、ファンドの純資産価額およびその最終的な投資利益に影響します。アジアの通貨は従来より米ドルと比べて安定しており、一般的に米ドルに対する変動が安定的に管理されている一方で、アジア諸国経済における一定の経済的・政治的事由（外国為替方針や経常収支のポジションの変更など）がより大きな為替相場の変動をもたらすことがあります。

為替先渡契約リスク

ファンドは、随時、通貨エクスポージャーに対するヘッジのために、為替先渡契約の売買により為替取引を締結することができます。

ファンドは、その基準通貨以外の通貨で表示されまたは主に取引される既存の投資対象の価値を減少させる方向の為替相場の変動に対してヘッジを行うために、先渡契約を締結することができます。そのために、ファンドは、その基準通貨と引き換えに、投資対象の表示通貨または主たる取引通貨を売却する先渡契約を締結します。先渡契約は、ヘッジ対象通貨の価値下落による損失のリスクを最小化することを意図していますが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価値が上昇すれば実現するはずの潜在的な利益も制限することとなります。証券の将来価値は、先渡契約の締結日から満期日までの間における証券の価値の市場変動の結果により変化するので、契約金額と証券の価値とを正確に釣り合わせることは一般的には不可能です。ファンドの投資対象の内容と厳密に釣り合ったヘッジ戦略の実行の成功は保証できません。

先渡取引およびオプション取引の投機性および変動性

先渡、先物およびオプション契約ならびにファンドが投資するその他の様々な商品の取引には重大なリスクを伴います。ファンドが投資する一定の商品には、金利や為替相場に対する感応性があり、その価値についてはファンドの純資産価額は、金利や為替相場の変動に従って変動します。したがって、ファンドの実績は、部分的には、かかる市場金利の変動を予測しかつこれに対応したその投資資本に関連するリスクを最小化することを企図する一方で、ファンドの利益を最大化する適切な戦略を利用するファンドの能力に依拠します。市場の変動性の程度がファンドの予想と異なった場合、ファンドに重大な損失がもたらされることがあります。

世界的な金融市場危機および政府の介入

世界的な金融市場は、現在、広範囲に渡る根本的な混乱および著しい不安に直面しています。不安の根本的な原因が世界的な金融市場全体に及ぶ程度およびかかる原因が更なる不安定を引き起こす可能性の程度

は未だ不明確ですが、かかる原因により、大規模な前例のない政府の介入が行われています。多くの法域における監督機関は、多数の広範囲に及ぶ緊急の規制手段（米国で提案されている「救済資金」など）ならびに多くの法域における金融およびその他の株式の空売りに対する規制を実行し、提案しています。かかる介入は、「緊急」に、詳細な通告または一切の通告なしに行われることがあり、その結果、一定の投資戦略の実行を継続したまたはその未決済ポジションのリスクを管理する市場参加者の能力が突然または著しく排除されています。また、世界的な金融機関の安定性が不明確であることにより、いずれの金融機関により保有される資産の安全性も、当該金融機関との間の契約条件にかかわらず、保証することができません。世界的な金融市場の複雑さおよび政府が対策を講じることができる期間の制限により、かかる介入の範囲および適用の有無が不明確である場合があります。その結果、かかる介入自体が市場の効率的な機能および以前であれば成功したはずの投資戦略の効率的な機能を著しく害する混乱および不透明性が生じます。市場に課されることがある追加的な一時的または永続的な政府による規制や投資方針を実行するファンドの能力に対する規制の影響を確実に予測することはできません。ただし、ファンドの取締役は、世界的な金融市場の規制が強化される可能性があり、また強化された規制がファンドの実績を著しく害する可能性があるものと確信しています。

固定利付証券投資

債券投資は、金利、セクター、証券および信用に関するリスクにさらされます。低格付の証券は、この種の証券に伴う低い信用力および高い不履行リスクを補うため、通常、高格付の証券よりも高い利回りを提供します。低格付の証券は一般に、先行して金利の一般水準に反応する高格付の証券よりも大きく、短期的な企業および市場の発展具合を反映する傾向があります。低格付の証券に対する投資家は少数であり、この種の証券を最適な時期に売買することはより難しいことがあります。

一定の国際債券市場において遂行される取引量は、米国などの世界的に最大規模の市場よりもかなり少ないことがあります。したがって、そのような市場におけるファンドの投資対象は流動性が低く、それらの価格は、取引量のより多い市場での証券取引における同等の投資対象よりも変動しやすいことがあります。さらに、一定の市場における決済期間は、他の市場よりも長いことがあり、これによりポートフォリオの流動性が影響を受けることがあります。

特に高金利で発行される多くの債券には、発行体がこれを期限前に償還できるとの条件が付されています。発行体は、しばしば金利の下落局面でかかる権利を行使します。したがって、期限前償還された証券の保有者は、その他の債券の保有者であれば金利の下落局面において得ることのできる価格上昇による利益を十分に得られないことがあります。また、かかる場合、ファンドは、その時点における実勢利回りで償還手取金（償還された証券により支払われる金額を下回ります。）を再投資することができます。期限前償還は、プレミアム価格で購入された証券に損害をもたらすことがあり、また額面金額で行われる特別期限前償還は、ファンドに対して未償却プレミアムに相当する損失をもたらします。

投資運用会社の評価リスク

管理会社は、投資対象の評価に関して投資運用会社と協議することがあります。投資運用会社によるファンドの投資対象の評価価格の決定への関与と、投資運用会社のファンドに関するその他の義務および責任との間には固有の利益相反関係が存在しますが、投資運用会社は、非上場の投資対象の評価に関する業界標準手続に従ってすべての価格決定手続を審査する責任を負う価格決定委員会を設置しています。

投資利益

投資実績の情報は、必ずしもファンドの将来の実績を示唆するものではありません。過去5年間、経済・財政実績ならびに金融・財政管理が有利な成長および安定を記録している国も存在します。しかし、かかる水準の経済成長および安定が今後も継続するとの保証はありません。したがって、ファンドの将来の実績は、投資運用会社が過去に監督した類似の種類の投資対象の過去の投資実績を再現するものではありません。

ん。

法的インフラ

投資対象国の中には、会社法が制定後間もない段階にあるものもあります。その発展過程で、新たな法律の制定により、投資実行時点では予測できない投資の評価に対する悪影響を与えることがあります。かかる法律の効果が未だに不明確であるため、外国人受益者の権利が保護される程度に関する保証はありません。また、近年制定された法律および将来の法律を理解しまたはその助言を行う適格な司法・法律の専門家が不足している地域があります。

レバレッジ・リスク

一般的な市場レバレッジの変動、ブライム・ブローカーによる利用可能なレバレッジ水準の引下げの決定によるレバレッジの解消またはその他の市場参加者による同一もしくは類似ポジションの清算は、ファンドのポートフォリオに悪影響を与えることがあります。かかる状況において、ファンドの純資産価額が悪影響を受けることがあります。

レバレッジはファンドの総収益を増大させる機会を提供する一方で、潜在的に損失を増大させる効果もあります。したがって、投資の価値に直接または間接的に悪影響を与える事由は、レバレッジが利用される範囲で拡大される可能性があります。レバレッジ投資にとって不利に働く市場においてファンドまたは投資先ファンドが直接または間接的にレバレッジを利用することによる累積的な影響は、ファンドまたは投資先ファンドがレバレッジを利用しない場合に比べてより大きな損失をファンドにもたらすことがあります。

流動性リスク

ファンドが投資する証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではないため、流動性が低くなることがあります。さらに、一部の投資対象の取得および処分には時間がかかる可能性があり、望ましくない価格での取引を強いられることがあります。ファンドはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもあります。

市場混乱

ファンドは、市場の混乱または過去の価格決定の関係とは異なる方法で市場に影響するその他の異常事態が発生した場合、重大な損失を被ることがあります。過去の価格との関連性がないことによる損失のリスクは、混乱した市場では多くのポジションが流動性を欠いていること、および市場の動きと逆方向のポジションを清算することが困難または不可能になることにより増大します。ファンドが銀行、ディーラーおよびその他の取引相手方より入手できる調達資金は、通常、混乱した市場では減額されます。かかる減額によりファンドが著しい損失を負うことがあります。ディーラー市場による突然の信用制限は、多数の投資ファンドおよびその他のピークルに対して強制的な清算および著しい損失をもたらします。単一セクターにおける市場の混乱および損失はその他のセクターにも連鎖反応をもたらすことがあるため、多数の投資ファンドおよびその他のピークルが、必ずしも信用関連の投資対象に大量の投資を行わなかったにもかかわらず、多額の損失を被ったことがあります。金融取引所は、随時、取引を停止または制限することができます。かかる停止により、ファンドは、影響を受けたポジションを清算することが困難または不可能になり、その結果、ファンドが損失を負うことがあります。取引所以外の市場が、ファンドがポジションを清算するために十分な流動性を維持するとの保証もありません。

時価総額リスク

中小企業（時価総額基準）の証券または当該証券に関連する金融商品は、大手企業の証券と比較して市場が制限されることがあります。したがって、かかる証券を有利な時期にまたは著しい価格の下落を伴うこ

となく売却することは、より大きい時価総額および広範囲の取引市場を有する企業の証券の場合より困難であることがあります。また、中小企業の証券は、通常、不利な経済報告などの不都合な市場要因による影響を受けやすいため、より大きな価格変動性を有することがあります。

市場リスク

ファンドが投資する取引所の中には、先進市場の取引所ほど規制が整備されておらず、非流動的であり、流動性が不十分でありまたは価格変動性が大きいものがあります。これにより、ファンドが買戻請求またはその他の資金需要を満たすためにポジションを清算する価格が影響を受けることがあります。

通貨の不換性

インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの送金時に流動性を確保できるとの保証はありません。また、現地当局は、ファンドの基準通貨への現地通貨の換価について、全面的または部分的に影響する為替管理措置を課すことがあります。

成功報酬リスク

特定のファンドに関して支払われる成功報酬は、関連する計算期間の終了時における純実現利益、純未実現利益および損失に基づいており、その結果、成功報酬は、その後実現されることのない未実現利益につき支払われることがあります。

政治、規制、決済および副保管リスク

ファンドの資産の価値は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、および投資対象国の法律および規制の発達などの不確実な要因に影響されることがあります。さらに、一部の投資対象国における法的インフラおよび会計・監査報告基準は、主要な証券市場で一般に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家向け情報を提供するものであるとは限りません。ファンドは、取引・決済・保管システムが十分に発達していない市場に投資することがあるため、そのような市場において、取引され、副保管会社に委託されているファンドの資産は、受託会社が責任を負わない場面におけるリスクにさらされることがあります。

登録リスク

新興市場国においては、株式に対する法的権原の証明は「帳簿記入」様式で維持されているものがあります。会社の株式の登録所有者として承認されるために、購入者またはその代表者は、登録機関まで物理的に赴き、登録機関に口座を開設しなければなりません（一定の場合、口座開設手数料の支払が要求されます。）。その後、購入者が会社の追加株式を購入する度に、購入者の代表者は、登録機関に対して、かかる株式の購入者および販売者からの委任状ならびにかかる購入の証拠を提出しなければならず、その時点で、登録機関は、購入された当該株式を、登録機関に維持される販売者の勘定の借方に記入し、登録機関に維持される予定の購入者の勘定の貸方に記入します。

かかる保管および登録プロセスにおける登録機関の役割は重大です。登録機関は、実施される政府の監督の対象とはならないことがあり、ファンドは、登録機関側の不正行為、過失または単純な見落としによりその登録を失う可能性があります。また、一定の新興市場国の会社は、一定の監査基準を充足する独立した登録機関を維持することが要求されますが、実際は、かかる規制が厳格に施行されているとの保証はありません。かかる独立性の欠如により、かかる新興市場国の会社の管理は、かかる会社の株式保有に重大な影響を与えることがあります。会社の登録簿が破棄または毀損された場合、ファンドの当該会社の株式保有は重大な損害を被り、または一定の場合、削除される可能性があります。登録機関は、多くの場合、かかる事由の発生に対する保険を維持せずまたは株主を補償するのに十分な資産を保有する可能性が低いです。登録機関および会社は、かかる損失の是正を法的に義務付けられることがありますが、そのいずれかが是正を行うと

の保証はなく、または当該損失による影響を受けたファンドがかかる登録機関および会社に対して首尾よく請求を行うことができるとの保証はありません。さらに、登録機関または関連の会社は、会社の登録簿の破棄を理由に、以前にファンドによりまたはこれに関して購入された株式の登録保有者として、かかるファンドまたはいずれかのファンドを承認することを故意に拒絶することがあります。

信用格付の信頼性

格付機関は、債券の信用度の格付を提供する民間機関です。格付機関により付与された格付は、信用度の絶対的な基準ではなく、市場リスクを評価するものではありません。格付機関は、適時に信用格付の変更を行わない場合があります、発行体の現状の財務状況が格付の示す状態を上回ることも下回ることもあります。ファンドは、証券の格付が購入時の格付を下回る場合、当該証券を売却する必要はありません。投資運用会社は、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用度に関する独自の分析を行います。複数の格付サービスが同一の証券に異なる格付を付与した場合、投資運用会社は、いずれの格付がその時点における証券の品質およびリスクを最も適切に反映していると信じるかを決定します。かかる格付は、証券に付与された複数の格付のうち最高のものである場合もあります。信用格付は、必ずしも投資されている証券や投資対象の強さに関する正確かつ信頼できる尺度であるとは限りません。かかる信用格付が不正確でありまたは信頼できないものであると判明した場合、かかる証券や投資対象に投資したファンドは、損失を負うことがあります。

情報の信頼性

投資対象国に関する情報源が完全に信頼できるものであるとの保証はありません。公式統計は、先進国で利用されるものとは異なる基準で公表されることがあります。したがって、一定の投資対象国に関する計算書は、入手可能な公式・公的情報の信頼性に関する疑問から、一定の不確実性を伴います。

買戻制限

一定の状況において、ファンドは、ファンドまたはトラスト全体の受益証券の買戻しについて制限を課すことができます。かかる場合、受益者は、買戻請求を満たすために十分な投資対象の売却が行われるまで買戻代金を受領することができず、または買戻請求が取引日の一取引日以上後まで受益証券の買戻しを認められないことがあります。

買戻しリスク

ファンドの受益証券の大量の買戻しにより、ファンドは、通常であれば望まない価格で資産を一度に売却することを強制されることがあります。

証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収に関するリスクが伴います。証券の借り手が財務的に破綻し、または証券貸付取引に基づく債務を履行しなかった場合、取引に関連して提供された担保は実行されません。担保の価値は、貸し付けられた証券の価額と同額かこれを上回るよう維持されます。しかし、担保が貸付証券の価額を下回ることがあるというリスクがあります。さらに、ファンドは、アイルランド中央銀行が定める条件に従いかつその制限内で、受領した現金担保を投資することができるため、かかる担保は、証券の発行体の倒産または不履行など投資対象に伴うリスクにさらされます。

決済リスク

ファンドが投資する市場または取引所における取引および決済の慣行ならびに取引・決済システムの信頼性は、より発達した市場のそれらとは同等のものではない場合があります、これにより決済リスクの増大やファンドにより実行されもしくは処分された投資対象の換金が遅延することがあります。

取引の停止

一定の場合、管理会社は、ファンドの純資産価額の決定を一時的に停止することがあります（後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価」をご参照ください。）。かかる停止により、その停止期間中に、受益者に対する受益証券の発行または受益者からの受益証券の買戻しが停止されることがあります。

評価リスク

ファンドは、その資産の一部を流動性がなく値付けされていない証券・商品に投資することができます。かかる投資対象は、取締役またはその代行者により、見積換金価額について投資運用会社と協議の上誠実に評価されます。このような投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れません。この評価プロセスによる見積もりが、証券の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するとの保証はありません。

ファンドに特有のリスク

固定利付証券リスク：概要

ファンドの純資産価額は、金利および為替相場の変動ならびに発行体の信用度の質の変動に応じて変動します。ファンドは、高利回りの固定利付証券に投資することがあり、これには値下がりおよび譲渡損の実現にかかるリスクが伴います。さらに、同等の品質の中期低格付および格付のない固定利付証券は、高格付の固定利付証券に比べ、利回りおよび時価の変動が大きくなる場合があります。

固定利付証券リスク：金利

ファンドが投資する固定利付証券の純資産価額は、一般金利水準の変動により変動します。金利の下落局面では固定利付証券の価値は一般に上昇するものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ポートフォリオの組入証券の価値が金利とともに下落することがあります。反対に、金利の上昇局面では固定利付証券の価値は一般に下落します。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い固定利付証券に比べ、長期の固定利付証券により大きな影響を与えます。

固定利付証券リスク：期限前償還

債券の多く、特に高金利で発行される固定利付証券には、期限前償還が可能である旨の規定があります。発行体はしばしば、低金利時に期限前償還の権利を行使します。したがって、期限前償還・弁済がなされる可能性のある証券の保有者は、低金利時には、他の固定利付証券のような値上がりによる十分な利益を受けることができないことがあります。さらに、このようなシナリオでは、投資運用会社がその時点の実勢利回りで償還金を再投資することがありますが、これにより償還された証券により支払われた償還金を下回ることになります。期限前償還はプレミアム付きで購入した証券については損失を生じることがあり、額面価格で行われる予定外の期限前償還により、ファンドは未償却プレミアムに相当する損失を被ることとなります。

信用リスク：ソブリン債

政府事業体の債務に投資することにより、投資運用会社は、様々な国の政治、社会および経済の変動に対する直接または間接的な影響をファンドに与えます。ある国において政変が発生した場合、ある国の政府がその債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響を与えることがあります。また、特にインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済状態は、政府の債務弁済能力に影響を与えます。

政府が適時に債務を弁済する能力は、輸出実績などの発行体の国際収支ならびに国際的な信用および投資の利用可能性により、相当の影響を受けることがあります。ある国が基準通貨以外の通貨で輸出品の支払を受ける限りにおいて、当該国が基準通貨建ての債務を支払う能力は悪影響を受けることとなります。ある

国が貿易赤字を増加させる限りにおいて、当該国は、外国政府、国際機関または民間の商業銀行からの継続的な融資、外国政府からの補助金および外国投資の流入に依存することが必要となります。当該国がこのような形態の外部資金にアクセスすることは確実ではなく、外部資金の引上げは、当該国の債務の支払能力に悪影響を与えることがあります。また、かかる債務の大部分については、国際的な金利に基づき定期的に調整される金利が付されているため、債務の弁済費用は、国際的な金利の変動の影響を受けることがあります。

投資運用会社は、ファンドの資産を政府機関および国際機関の債務に投資することがありますが、かかる機関の流通市場は、限定されているかまたは確立されていないことがあります。流通市場における流動性の減少は、流動性要件を充たすためまたは発行体の信用悪化などの特定の経済的事由に対応するために必要な場面で、特定の証券を処分する際の市場価格および投資運用会社の能力に悪影響を与える場合があります。また、政府機関および国際機関の債務についての流通市場における流動性の減少は、投資運用会社がそのポートフォリオを評価するための正確な市場相場を入手することをより困難にすることもあります。多くのソブリン債の市場相場は、概して、限られた人数のディーラーからのみ入手できますが、かかる相場が必ずしもこれらのディーラーの確定買呼値または実際の売買価格を表示しているとは限りません。

投資運用会社が保有する一定のソブリン債について不履行があった場合、法的請求権が限定されることがあります。例えば、政府機関の一定の債務不履行からの救済は、民間債務の場合とは異なり、不履行当事者自身の管轄裁判所で追求されなければならない場合があります。そのため、法的請求権は、著しく減殺されることとなります。ソブリン債の発行体に適用のある破産法、支払猶予法およびその他類似の法律は、民間債務の発行体に適用されるものとは大幅に異なることがあります。例えば、ソブリン債の発行体が債務要項を充足する旨の意思を表明する政治状況は、かなり重要です。また、商業銀行の貸付契約について債務不履行があった場合、商業銀行の債権者が外国政府の発行した証券の保有者と支払について争わないとの保証はありません。

さらに、国際機関の債務に対する投資運用会社の投資は、一または複数の政府が特定の国際機関に対し必要な資本拠出を行わず、その結果、その国際機関がポートフォリオの所有する債務について債務を履行することができなくなるという追加的なリスクがあります。

信用リスク：社債

投資運用会社は、会社およびその他の事業体により発行される債務に投資することにより、特定の発行体はその債務について支払債務またはその他の債務を履行しないことがあるというリスクをファンドの資産に負担させます。さらに、発行体の財務状態に悪化が生じ、その結果として公認格付機関により当該発行体およびその債務に対して付与される信用格付が引き下げられ、投資適格を下回ることがあります。かかる財務状況の悪化または信用格付の低下により、発行体の債務の価格変動性が増大するとともに流動性も悪影響を受け、その債務の売却が困難になることがあります。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資予定者は、トラストまたはファンドに対する投資が随時異なるリスクにさらされることがあることを承知しなければなりません。

（２）投資運用会社のリスクに対する管理体制

上記「２ 投資方針（３）運用体制」をご参照下さい。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は申込金額の２％です。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込金額の2.10%（税抜2.0%）です。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、関連する目論見書補遺において特定される、各ファンドに関連して管理会社自身が提供する運用、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務のための報酬を、付加価値税（VAT）とともに、関連するファンドの資産から受領する権利を有しています。管理会社に支払われる報酬は、各評価時点において発生し、計算されるものとし、毎月後払いされます。各ファンドは、管理会社の報酬および費用を、按分して負担します。トラストは、トラストまたはその受益者に対して業務を提供するためにトラストによりまたはトラストのために任命される、いずれかのノミニーの報酬および費用（通常の商業レートによります。）を、支払うものとし、ただし、管理会社およびかかるいずれかのノミニーは、各々の職務の履行において各々から生じる一切の合理的な立替費用の払戻しをトラストから受ける権利を有するものとし、トラストは、管理会社またはかかるノミニーによる職務の履行において各々に支払われるかまたは各々により支払われる一切の報酬またはその他の金額に適用される付加価値税の費用を負担するものとし、

管理会社は、目論見書または信託証書の訂正、トラストに対するその他の業務提供者の変更、管理会社または受託会社のインフラストラクチャーの変更を要するトラストへの業務提供者のインフラストラクチャーの変更、およびトラストの終了を含むがそれらに限られない状況において、管理会社および受託会社との間で合意される追加費用を受領する権利を有しています。

管理会社は、ファンドの純資産価額の年率0.09%を上限とするファンドの管理にかかる報酬をファンドの資産から受領します。管理報酬は、評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。また、管理会社は、ファンドの財務書類の作成費用として年間4,000ユーロの固定報酬を受領します。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、21,333米ドルでした。

受託報酬

受託会社は、ファンドに関する目論見書補遺に記載される、各評価時点において発生し、計算され、毎月後払いされる年次報酬（および付加価値税（もしあれば））を、関連するファンドから受領する権利を有しています。受託会社は、関連するファンドの資産から、弁護士費用、クーリエ手数料、電気通信コストおよび費用、自身が任命するいずれかの副保管会社の報酬、取引手数料および費用（通常の商業レートによります。）ならびにこれらに課される付加価値税（もしあれば）を含む一切の立替費用の払戻しを受ける権利を有しています。

各ファンドは、受託会社の報酬および費用を、按分して負担します。

受託会社は、目論見書または信託証書の訂正、トラストに対するその他の業務提供者の変更、管理会社または受託会社のインフラストラクチャーの変更を要するトラストへの業務提供者のインフラストラクチャーの変更、およびトラストの終了を含むがそれらに限られない状況において、管理会社および受託会社との間で合意される追加費用を受領する権利を有しています。

受託会社は、管理会社から、ファンドの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬をファンドの資産から受領します。受託報酬は、評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。受託会社は、受託報酬の中から、副保管会社に対して支払われる報酬を支払うものとし、他の副保管会社の報酬は、

通常の商業レートであることを条件として、ファンドの資産から支払うことができます。

受託会社は、証券取引に関して指図一件当たり25ユーロの手数料を、現金取引の決済に関して指図一件当たり25ユーロの手数料を受領します。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、5,037米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用会社は、関連するファンドの資産から、投資運用会社として任命される各ファンドに関する目論見書補遺に記載される、各評価時点において発生し、計算され、毎月後払いされる年次報酬を、管理会社より受領します。投資運用会社は、自身により生じる合理的な立替費用ならびに自身に支払われるか自身が支払う報酬および費用に課される付加価値税の払戻しをトラストの資産から受ける権利を有しています。投資運用会社は、自身の報酬から、自身が任命する副投資運用会社または副投資顧問会社の報酬を支払います。

投資運用会社は、管理会社から、ファンドの純資産価額の年率0.45%を上限とする報酬をファンドの資産から受領することができます。投資運用会社は、自ら選任した副投資運用会社または投資顧問会社の報酬を、投資運用報酬から支払う責任を負います。投資運用会社に支払われる報酬は、受益証券の純資産価額に基づき、評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。

また、管理会社は、投資運用会社に対し、投資運用会社または副投資運用会社が管理会社のために負担した適切な証拠のある合理的な立替費用（資産の売買に関連する直接費用および利息など）を全額払い戻します。ただし、管理会社は、弁護士または監査人の雇用、独立監査人および法律顧問の報酬および費用、ファクシミリおよび政府手数料、券面の費用ならびにその他受益証券の発行、売却、購入または買戻しにかかる費用について事前に書面により同意しなければなりません。投資運用会社の役員または従業員が、管理会社の取締役会に出席しなければならない場合、その役員または従業員の合理的な交通費および宿泊費は、管理会社により、ファンドの資産から支払われます。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、75,641米ドルでした。

代行協会員報酬

代行協会員は、管理会社から、ファンドの純資産価額の年率0.10%を上限とする報酬をファンドの資産から受領することができます。代行協会員報酬は、評価時点において計算され、かつ発生するものとし、毎月後払いされます。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、16,809.09米ドルでした。

販売会社報酬

販売会社は、管理会社から、ファンドの純資産価額の年率0.60%を上限とする報酬をファンドの資産から受領することができます。販売会社報酬は、評価時点において計算され、かつ発生するものとし、毎月後払いされます。

販売会社は、自ら選任したすべての副販売会社または販売取扱会社の報酬を販売会社報酬から支払う責任を負います。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、50,427.27米ドルでした。

管理会社代行サービス報酬

管理会社代行サービス会社は、管理会社から、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とするファンドに対する業務にかかる報酬を、ファンドの資産から受領することができます。管理会社代行サービス報酬は、評価時点において計算され、かつ発生するものとし、毎月後払いされます。

平成24年5月31日に終了した会計年度中の管理会社代行サービス報酬は、25,213.63米ドルでした。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドの設定に関する一切の手数料および費用（以下「ファンド設定費用」といいます。）は、管理会社が負担する専門的アドバイザー報酬およびファンドの日本における販売のための届出関係手数料を含め、ファンドが負担します。ファンド設定費用は、165,452米ドルと見積もられ、ファンドの当初４計算期間または管理会社が定める期間で、管理会社がその絶対的裁量により公正と考える方法により償却することができます。

トラストおよび当初サブ・ファンドの設立および設定に関する一切の手数料および費用は、管理会社が負担する専門的アドバイザー報酬ならびにトラストおよび当初サブ・ファンドの日本における販売のための届出関係手数料を含め、当初サブ・ファンドが負担します。かかる手数料および費用は、468,550NZドルと見積もられ、トラストの当初４計算期間または管理会社が定める期間で、管理会社がその絶対的裁量により公正と考える方法により償却することができ、また、管理会社が定めるところに従い、新規サブ・ファンドの設定後調整されることがあります。

トラストの運用開始日から当初４計算期間以内に追加のサブ・ファンドが設定された場合、当該サブ・ファンドの設定日時時点で未償却の設立費用は、当初サブ・ファンドと当該サブ・ファンドの間で当初純資産残高に比例して配分され、関連するファンドの当初４計算期間で償却されます。

国際財務報告基準によれば、設立費用は、発生時に費用として計上することとされており、これを償却することは認められていません。しかし、管理会社は、設立費用を償却する方がトラストの当初サブ・ファンドの当初受益者に設立費用を全額負担させるより公平なアプローチであると考え、また、純資産価額の計算上、設立費用見積額を４年間で償却することとしました。純資産価額の計算上管理会社が採用した根拠が国際財務報告基準により要求される根拠に由来することにかんがみ、管理会社は、これら２つの根拠に基づく価格を調整するため、トラストの年次報告書に調整の注記をしなければなりません。調整の注記をすることにより、この点について年次報告書の適正監査意見が得られることとなります。

営業費用および手数料

トラストが支払うべきものとして以下に記載される営業費用および手数料はすべて、トラストまたはファンドの財産から支払われます。管理報酬等に加えて、トラストによりその存続期間中に支払われる費用には、証券会社および銀行の手数料および費用、弁護士報酬その他の専門家顧問報酬、規制当局関連手数料、届出および法定の手数料、監査報酬、換算および会計費用、借入金利息、トラストに課される税金および政府関連費用、報告書および通知の作成、翻訳、印刷および配布にかかる費用、英文目論見書の定期更新にかかる費用、証券取引所上場手数料、発行済受益証券または発行予定受益証券の登録、上場および販売に関連する一切の費用、ファンドの信用格付の取得維持に関連する一切の費用、受益者集会の費用、純資産価額の公表および配布にかかる費用、受益証券の発行または買戻しにかかる事務費用、郵便、電話、ファクシミリおよびテレックス費用、ならびにその他の費用（それぞれについて付加価値税が加算されることがあります。）が含まれます。これらの費用は、管理会社の裁量により、標準的な会計実務慣行に従い、トラストによる繰延べおよび償却の対象とすることができます。トラストの営業費用の見積累積額は、ファンドの純資産価額の計算において定められます。トラストが支払うべき営業費用ならびに業務提供者の手数料および費用は、ファンドを含むサブ・ファンドの純資産価額に比例して、全サブ・ファンドが負担します。ただし、特定のサブ・ファンドに直接または間接的に帰属する手数料および費用は、当該サブ・ファンドが単独で負担します。

平成24年５月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、50,906米ドルでした。

希薄化防止賦課金・租税公課

管理会社は、ファンドの純資産価額の１％を超えるネットの買付けまたは買戻しの注文（あるファンドから他のファンドへの転換請求の結果行われる買付および／または買戻しを含みます。）を受理した場合、資産の取得または処分に関する市場間スプレッド（資産の評価額、取得額または処分額の差異）の引当金

となる「希薄化防止賦課金」、租税公課およびその他の取引費用を課し、またファンドの裏付資産の価値を維持することができます。かかる引当金は、ネット買付申込みがファンドの純資産価額の1%を超える場合、受益証券の発行価格に付加され、また、ネット買戻請求がファンドの純資産価額の1%を超える場合、受益証券の買戻価格から控除されます。これらの金額は、ファンドの口座に支払われます。

手数料および費用の配分

ファンドには、これに発生した手数料、費用、税金および租税公課が課されます。管理会社が、費用がある特定のサブ・ファンドに帰属するものではないと考える場合、かかる費用は、通常、サブ・ファンドの純資産価額に比例してまたは管理会社が公正かつ公平とみなすその他の基準に基づき、全サブ・ファンドに割り当てられます。監査報酬など定期的または経常的な性質の手数料または費用の場合、管理会社は、かかる報酬または費用を毎年または先行するその他の期間について見積額で計算し、これを均等割合で当該期間に計上することができます。

手数料の増加

ファンドに対する業務提供にかかる手数料の額は、1か月以上前の書面による事前通知がファンドの受益者に対して行われることを条件として、上記の上限額の範囲内で増額されることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

（ロ）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。この場合、支払調書は提出されません。

（ハ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

（ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されません。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（ロ）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（ハ）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （二）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

- （ホ）日本の個人受益者が受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限りです。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限りです。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （ヘ）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなります。

- （ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（Ｂ）アイルランド

以下の記述は、一般論の説明であり、トラストまたはあらゆる種類の投資者に適用されるすべての税効果について説明するものではありません（一定の投資者には、特別な規則が適用される場合があります。）。受益者および投資予定者は、課税の可能性またはその所在国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却またはその他の処分に関するおよびその特定の状況を考慮したその他の税効果については、専門アドバイザーに相談することが必要です。

以下の税制に関する一般論は、本書の日付現在アイルランドにおいて有効な法律および慣習について取締役が受領した助言に基づくものです。投資の場合と同様に、本書の日付現在における税務上の地位またはその予想が、その他の日付においても適用されるとの保証はありません。

トラスト

（イ）アイルランドにおけるトラストの税制

トラストは、1997年アイルランド統合租税法（以下「統合租税法」といいます。）第739条Bに定義される投資信託であり、したがって、課税事由により発生した利益以外の所得または利益についてアイルランドの税金は課されません。通常、課税事由は、受益証券の分配、償還、買戻し、消

却もしくは譲渡または関連期間の終了において発生します。

公認の決済機関により保有されているトラストの受益証券に関する取引は、その受益証券を保有する者の税務上の地位にかかわらず、課税事由とはみなされません。

受益証券が公認の決済機関により保有されていない場合であっても、関連申告書がトラストに提供されている限り、特に非居住投資家（詳細については、後記「定義」をご参照ください。）を含む一定の投資者および一般に「免税アイルランド投資家」とみなされる慈善事業、年金基金、生命保険会社などの特定のアイルランド投資家については、トラストには課税事由にかかるアイルランドの税金が課されません。

課税事由により発生した利益につきトラストがアイルランドの税金を負担する場合、その税率は、一般に、通常の分配（年一回以上支払が行われるもの）については通常25%、その他一切の課税事由については28%です。

「関連期間」の終了もまた、課税事由とみなされます。他の課税事由と同様に、課税事由を惹起させた株主が、アイルランド非居住者もしくはアイルランド通常非居住者、または、免税アイルランド投資家である場合を除き（いずれの場合も、投資者が関連申告書を提供していることを前提とします。）、利益が発生します。関連する投資者にとって、関連期間の終了は、本質的にアイルランドの税務上は処分とみなされます。みなし処分がなされた後に現実の処分が行われる場合に二重課税が発生しないようにするための規定があります。

2008年財政法は、8年間みなし処分に関する規定の一部改正を行いました。この改正は、トラストまたはファンドにおけるアイルランドの課税対象投資者の割合に依拠するアイルランド籍ファンドに対する管理事務上の負担を軽減するためのものです。この改正は、みなし処分により発生する管理事務上の義務を変更しますが、実際のみなし処分に影響するものではありません。また、ファンドの再編および合併に関する新たな措置が導入されました。この新措置は、アイルランドの税務上効率的な方法によりファンドの段階で再編が実行されるようにするためのものです。すなわち、この措置は、単独のアンブレラ型サブ・ファンドのみが再編または合併される場合においても適用されます。

（ロ）トラストによる税金の還付

トラストは、租税債務を履行するために、受益者に対する支払から発生する税金を控除し、またはいかなる支払も行われない場合は十分な受益者の受益証券を消却もしくは返済に充当する権利を有します。

（ハ）その他関連するアイルランドの税金

投資信託としてトラストにより支払われる分配金は、ほとんどの場合、アイルランドの配当源泉税の対象とはされません。

トラストがアイルランドの株式への投資により受領する配当金については、アイルランドの配当源泉税（現行20%）が課される場合があります。ただし、トラストが配当金の支払人に対して適切な申告を行う場合、トラストは、税金を控除されることなくアイルランドの株式にかかる配当金を受領することができます。

トラストがアイルランドの課税対象居住会社から受領する年次利益については、通常、アイルランドの源泉税は課されません。

一般に、アイルランドにおいて、トラストの受益証券の発行、償還または譲渡については、いかなる印紙税またはその他の税金も課されません。

アイルランド以外の国において発行された証券について受領された分配金および利益は、その国により課される源泉税などの課税の対象となります。トラストは、アイルランドとその他の国との間における二重課税防止条約に基づく源泉税率の軽減による利益を享受することができません。

外国の利益、配当およびその他のトラストに対する支払についてアイルランド所在の者に委任

されるその他の年次支払については、アイルランドの換金税を免除されます。

受益者

（イ）解釈

受益者のアイルランドの租税債務を決定するため、トラストが公認の決済機関において保有されている受益証券を保有する受益者に対して行う支払は、税金控除前の支払とみなされます。受益証券がユーロ以外の通貨建てである場合、一定のアイルランドの課税対象居住受益者は、受益証券の保有期間中における外国通貨とユーロとの間の為替差益につき、25%の税金が課されます。アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない者は、通常、受益証券がアイルランドにおける支店または代理店を通じて実行される取引のために保有されている場合、この課税のみがなされます。

非免税アイルランド投資家が受益証券の処分により損失を実現した場合、かかる損失は、その受益証券について過去に8年間みなし処分が行われておらず、かつ 受益証券からの利益が取引収益とはみなされない限り、通常は利用できません。

（ロ）税制

トラストが関連申告書を所有していることを条件として、アイルランド通常居住者またはアイルランド居住者のいずれにも該当しない受益者は、その受益証券からの所得またはその受益証券の処分による利益について、その受益証券がアイルランドにおける支店または代理店を通じて実行される取引または業務に関して保有されているものではない限り、アイルランドの税金を課されません。

受益者が関連申告書を提出する条件を満たしておらずまたは関連申告書が提出されていない場合、課税事由により発生する利益については、以下のように課税対象とされます。

法人以外の受益者

（イ）処分

法人以外の非免税アイルランド投資家は、受益者が受領する支払につきトラストが税金を正確に控除している場合、受益証券からの所得または受益証券の処分による利益につきさらにアイルランドの税金を課されることはありません。ただし、上記「 受益者（イ）解釈」に概説した為替差益にかかる税金が課される場合があります。

（ロ）税込の支払

トラストから税金控除前の支払を受ける法人以外の非免税アイルランド投資家は、かかる支払につき課税されます。ただし、かかる支払が受益証券の消却、償還、買戻しもしくは譲渡または関連期間の終了に関するものである場合、その所得は、受益証券の取得に関して受益者が支払う金銭相当額の対価分だけ減額されます。税率は、かかる支払が確定申告により正確に申告されているか否かによります。受益者がその支払につき正確に確定申告した場合、かかる支払は、通常、分配（年一回以上支払が行われるもの）については25%、その他の一切の支払については28%の税率による税金が課されます。受益者がその支払につき正確に確定申告しなかった場合、通常の所得税の最高限界税率が適用されることとなります（ただし、後記「個人ポートフォリオ投資信託」をご参照ください。）。かかる受益者についてはまた、上記「 受益者（イ）解釈」に概説した為替差益にかかる税金が課される場合があります。

（ハ）個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法は、投資信託の受益証券を保有するアイルランドの課税対象居住者個人の税制に関する新規定を導入しています。新規定により、個人ポートフォリオ投資信託の概念が導入されました。基本的に、投資信託は、その保有する財産の一部または全部の選択につき特定の投資者が影響を与えることができる場合、当該投資者との関係で個人ポートフォリオ投資信託とみなされます。個別の状況により、投資信託は、個人投資者数名、ゼロ名または全員との関係で個人ポートフォリオ投資信託とみなされることがあります（すなわち、投資信託は、銘柄選択に「影

響」を与えることのできる個人のみとの関係で個人ポートフォリオ投資信託とみなされま
す。）。課税事由の発生に関与した個人との関係で個人ポートフォリオ投資信託に該当し、かつ
2007年2月1日以後発生する投資信託に関する課税事由について発生する利益には、標準税率
に28%を加算した税金（現行48%）が課されます。この税率は、個人ポートフォリオ投資信託に
投資するアイルランド投資家が確定申告時に詳細を申告しない一定の状況においては、最高限
界税率に25%を加算した税金（現行66%）まで引き上げられることがあります。投資された財
産が広く販売され一般入手が可能となった場合には、特別の免税措置が適用されます。その結
果、個人ポートフォリオ投資信託に関する規定がファンドについて適用される可能性は低いで
す。

（二）8年間みなし処分

2008年財政法は、8年間みなし処分の運用に関する修正を行いました。前述のとおり、トラスト
が株式を取得してから8年間が経過した場合、「課税事由」とみなされます。2008年財政法の規
定により、トラストは、一定の状況において、かかる税金をファンドの段階で徴収するかまたは
投資家が自主申告するかを選択することができます。トラストがかかる選択を行う場合、トラ
ストは、影響を受ける受益者に対して書面により通知しなければなりません。

法人受益者

税金控除後の分配（年一回以上支払が行われるもの）を受領する法人の非免税アイルランド投資家
は、標準税率で税金が控除される租税統合別紙Dの事例 に基づく税金が課される年次支払を受領し
たものとして扱われます。かかる受益者はまた、上記「受益者（イ）解釈」に概説した為替差益に
かかる税金が課される場合があります。

税金控除後のその他の支払（年一回以上の分配を含みます。）を受領する法人の非免税アイルランド
投資家は、受領した支払についてさらにアイルランドの税金を課されることはありません（ただし、取
引について保有されている受益証券に関する以下の条件に従います。）。

受益証券が取引勘定において保有されている法人の非免税アイルランド投資家は、その取引の一環と
しての所得または利益（税金控除前の総額）に対して課税され、トラストにより控除された税金につき
支払うべき法人税と相殺されます。

アイルランド居住者であり、かつトラストから税金控除前の支払を受領する法人受益者は、租税統
合別紙Dの事例 に基づき、かかる支払につき全面的に課税されます（受益証券が取引勘定において保
有されている場合を除き、この場合には、租税統合別紙Dの事例 に基づき課税されます。）。ただし、
支払が、受益証券の消却、償還、買戻しもしくは譲渡または関連期間の終了に関するものである場合、か
かる所得は、受益証券の取得に関して受益者が支払う金銭相当額の対価分だけ減額されます。かかる受
益者はまた、上記「受益者（イ）解釈」に概説した為替差益にかかる税金が課される場合がありま
す。

資産取得税

受益者によるトラストの受益証券の処分については、通常、25%のアイルランドの贈与税または相続
税（資産所得税）は課されません。ただし、処分日時点で、処分者および受贈者がアイルランド居住者ま
たは通常居住者でない場合に限られます。

還付

受益者がトラストに対して関連申告書を提出していないことによりトラストが税金を源泉徴収する
場合、次に掲げる場合を除き、アイルランド居住者ではなくアイルランドの法人税の課税対象外にある
個人受益者または法人受益者に対する税金の還付に関する規定は、アイルランド法上存在しません。

（１）トラストが正確に適切な税金の申告を行い、申告後１年以内にトラストにより支払われた税金の
還付が正当かつ合理的なものであることをアイルランド歳入委員会が満足する方法で証明した
場合

（２）第189条、第189A条および第192条（一定の行為無能力者に関する免除規定）に基づきアイルラン

Dの税金の還付請求が行われた場合

定義

「アイルランド免税投資家」とは、関連申告書がトラストに提出されている限り課税事由が発生した場合に免税されるアイルランド共和国に居住する者またはアイルランド通常居住者のうち次に掲げる者をいいます。ただし、租税統合法第739B条および第739D条に規定されるアイルランド免税投資家に関する詳細および条件に留意する必要があります。いかなる場合でも、投資者が「アイルランド免税投資家」である可能性を考慮する場合、次に掲げる要件をすべて満たしているか確認するため、自己の税務アドバイザーと相談すべきです。

- () 年金制度
- () 生命保険業を営む会社
- () 投資信託
- () 特定投資ファンド
- () 1997年統合租税法第731(5)(a)条に規定するユニット・トラスト
- () 慈善事業
- () 適格投資運用会社
- () 特定会社
- () 1997年統合租税法第784A(2)条により所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される一定の者
- () 保有株式が特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である場合
- () 株式が個人退職貯蓄勘定の資産である場合
- () 信用組合
- () 法人税の課税対象とされるまたは将来課税対象とされうる会社（ファンドがマネー・マーケット・ファンドである場合に限られます。）
- () 米国年金準備金委員会
- () 投資事業による支払につき、1997年統合租税法第110(2)条に従い法人税の課税対象とされる会社
- () 上記() ないし() に掲げる株主のために行動する仲介機関
- () 税務上アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために行動する仲介機関

「アイルランド通常居住者」とは、税務上アイルランドの通常居住者である者をいいます。「アイルランド居住者」もこれに従って解釈されます。

「通常居住（個人）」とは、通常の人々の生活に関し「居住」と区別された意味における「通常居住者」をいい、一定期間継続的にある場所に居住することをいいます。アイルランドに3年間連続する課税年度中居住する者は、4年目の課税年度の開始日から通常居住者となります。

例えば、アイルランドに次に掲げる課税年度中居住する個人は、2009年1月1日から通常居住者となります。

- () 2006年1月1日から2006年12月31日
- () 2007年1月1日から2007年12月31日
- () 2008年1月1日から2008年12月31日

アイルランドに通常居住する個人は、その個人が居住者ではない3年間連続する課税年度の最終日まで通常居住者ではなくなります。したがって、2008年度にアイルランドの居住者および通常居住者であり、同年度にアイルランドを離れた場合、2011年1月1日から2011年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者とされます。

アイルランドの資産取得税上、個人は、5年連続する課税年度中にアイルランドに居住していた場合、アイルランドの通常居住者とされます。

「関連申告書」とは、アイルランド歳入庁所定の正確に記入されかつ署名された確定申告書をいいます。アイルランドの居住投資家以外の者または仲介機関が作成する関連申告書は、投資事業が当該関連申告書が不正確であるとみなす理由がない場合、関連申告書とみなします。

「関連期間」とは、受益者による受益証券の取得時から８年間および前関連期間の終了日の翌日から開始するその後の８年間の期間をいいます。

「アイルランド居住者」とは、税務上アイルランドの居住者である者をいいます。

「居住（個人）」とは、次に掲げる場合、個人が課税年度中にアイルランドに居住していたものとみなされることをいいます。

- （ ）当該課税年度にアイルランドに183日間以上所在する場合
- （ ）当該課税年度にアイルランドに所在した日数と前課税年度にアイルランドに居住した日数とを合算し、アイルランドに合計280日間所在する場合

個人が課税年度中にアイルランドに31日以上所在していたことは、２年間テストの適用においては考慮されません。2008年財政法（第２号）以前は、アイルランドに１日所在するとは、同日終了時（深夜零時）に個人が所在することを意味するとされてきました。2008年財政法（第２号）以降は、2009年度の課税に関し、いずれかの時点でアイルランドに１日所在することが税金上の居住を決定するために考慮される旨規定する改正がなされました。

「居住（会社）」とは、アイルランドに運営管理の拠点を有する会社が、設立地に関係なくアイルランドに居住することを意味します。アイルランドに運営管理の拠点を有していないがアイルランドにおいて設立された会社は、次に掲げる場合を除き、アイルランドに居住するものとみなされます。

- （ ）会社またはその関連会社がアイルランドで事業を営み、会社が欧州連合加盟国またはアイルランドとの間で二重課税防止条約を締結している国の居住者、アイルランドとの間で二重課税防止条約を締結している国に所在する会社もしくは関連会社により最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社が欧州連合加盟国もしくはアイルランドとの間で二重課税防止条約を締結している国の公認証券取引所に上場されている場合
- （ ）アイルランドとの間で締結された二重課税防止条約により会社がアイルランドの居住者ではないとみなされる場合

会社の税務上の居住地の決定は状況により複雑であり、申告人は、1997年租税統合法第23A条に定める特別立法規定を参照しなければなりません。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

（平成24年９月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	米国	6,347,189.06	44.46
	英国	1,413,612.79	9.90
	ルクセンブルグ	1,193,439.61	8.36
	オランダ	902,634.70	6.32
	フランス	636,074.24	4.46
	カナダ	412,194.80	2.89
	スペイン	258,296.91	1.81
	バミューダ	214,549.52	1.50

	スイス	205,497.40	1.44
	ドイツ	194,806.25	1.36
	シンガポール	123,064.44	0.86
国債	米国	1,249,344.44	8.75
小計		13,150,704.16	92.12
現金・預金・その他資産 （負債控除後）		1,125,690.40	7.88
合計 （純資産総額）		14,276,394.56 （約1,108百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年９月末日現在）

順位	銘柄の名称	国名	種類	利率 （％）	償還期限	保有数	取得金額 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	US TSY NT 3.375PCT 30JUN13	米国	国債	3.375	2013年６月30日	490,000	500,322.11	501,886.42	3.52
2	US T-BILL 0PCT 06DEC12	米国	国債	0.000	2012年12月６日	460,000	459,888.37	459,942.04	3.22
3	RWE FINANCE BV 6.375PCT 03JUN13	オランダ	社債	6.375	2013年６月３日	225,000	374,646.16	375,833.88	2.63
4	TOTAL CAPITAL SA 5.5PCT 29JAN13	フランス	社債	5.500	2013年１月29日	225,000	370,920.57	369,080.58	2.59
5	MORGAN STANLEY 5.375PCT 14NOV13	米国	社債	5.375	2013年11月14日	215,000	349,040.04	357,319.42	2.50
6	KEYCORP 6.5PCT 14MAY13	米国	社債	6.500	2013年５月14日	335,000	334,308.12	346,996.02	2.43
7	ARCELORMITTAL 5.375PCT 01JUN13	ルクセンブルグ	社債	5.375	2013年６月１日	330,000	327,773.57	336,780.84	2.36
8	MERRILL LYNCH 5.45PCT 05FEB13	米国	社債	5.450	2013年２月５日	330,000	329,234.42	335,228.85	2.35
9	HOUSEHOLD FIN 4.75PCT 15JUL13	米国	社債	4.750	2013年７月15日	325,000	323,675.09	334,847.18	2.35
10	TNK-BP FINANCE 7.5PCT 13MAR13	ルクセンブルグ	社債	7.500	2013年３月13日	325,000	324,229.12	334,779.25	2.34
11	5TH THIRD BANCORP 6.25PCT 01MAY13	米国	社債	6.250	2013年５月１日	320,000	320,926.23	330,577.60	2.32
12	RABOBANK NEDERLAND 4.25PCT 25APR13	オランダ	社債	4.250	2013年４月25日	245,000	341,907.21	321,495.42	2.25
13	TELECOM ITALIA CAP 5.25PCT 15NOV13	ルクセンブルグ	社債	5.250	2013年11月15日	310,000	309,294.37	320,462.50	2.24
14	INTL LEASE FINANCE 5.875PCT 01MAY13	米国	社債	5.875	2013年５月１日	300,000	289,538.76	307,500.00	2.15
15	BRITISH TELECOM 5.15PCT 15JAN13	英国	社債	5.150	2013年１月15日	300,000	300,105.63	303,953.10	2.13
16	DU PONT DE NEMOURS 5PCT 15JUL13	米国	社債	5.000	2013年７月15日	280,000	283,086.76	290,235.41	2.03
17	US TSY NT 1.75PCT 15APR13	米国	国債	1.750	2013年４月15日	285,000	287,450.14	287,515.98	2.01
18	GEN ELEC CAP CORP 4.8PCT 01MAY13	米国	社債	4.800	2013年５月１日	275,000	275,685.47	282,059.53	1.98
19	WHIRPOOL CORP 5.5PCT 01MAR13	米国	社債	5.500	2013年３月１日	265,000	263,483.29	269,600.40	1.89
20	CREDIT AGRICOLE LONDON 6PCT 24JUN13	フランス	社債	6.000	2013年６月24日	200,000	282,875.22	266,993.66	1.87
21	ROYAL BANK OF SCOTLAND 6PCT 10MAY13	英国	社債	6.000	2013年５月10日	200,000	273,837.82	261,988.65	1.84
22	DAIMLER NA CORP 4.375PCT 21MAR13	米国	社債	4.375	2013年３月21日	200,000	277,566.28	261,593.95	1.83
23	BBVA SENIOR FINANCE 4PCT 22APR13	スペイン	社債	4.000	2013年４月22日	200,000	278,431.58	258,296.91	1.81
24	PRUDENTIAL FINL 4.5PCT 15JUL13	米国	社債	4.500	2013年７月15日	225,000	224,482.05	232,001.10	1.63
25	MARRIOTT INTL 5.625PCT 15FEB13	米国	社債	5.625	2013年２月15日	220,000	219,750.10	223,780.04	1.57
26	CAPITAL ONE BANK 6.5PCT 13JUN13	米国	社債	6.500	2013年６月13日	210,000	212,280.81	218,395.17	1.53

27	INGERSOLL-RAND CO 6PCT 15AUG13	バミューダ	社債	6.000	2013年 8 月15日	205,000	205,584.47	214,549.52	1.50
28	REXAM 6.75PCT 01JUN13	英国	社債	6.750	2013年 6 月 1 日	205,000	206,509.57	209,154.74	1.47
29	BERKSHIRE HATHAWAY 4.625PCT 15OCT13	米国	社債	4.625	2013年10月15日	200,000	202,386.29	208,573.80	1.46
30	ENCANA CORP 4.75PCT 15OCT13	カナダ	社債	4.750	2013年10月15日	200,000	200,457.51	207,657.00	1.45

【投資不動産物件】

該当事項はありません（平成24年 9 月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（平成24年 9 月末日現在）。

（ 3 ）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成24年 9 月末日までの 1 年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1 口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第 1 会計年度末 （平成22年 5 月末日）	22,340	1,734	1,075.76	83,479
第 2 会計年度末 （平成23年 5 月末日）	19,127	1,484	1,078.67	83,705
第 3 会計年度末 （平成24年 5 月末日）	15,133	1,174	1,046.04	81,173
平成23年10月末日	17,129	1,329	1,055.63	81,917
11月末日	16,916	1,313	1,051.41	81,589
12月末日	16,053	1,246	1,036.09	80,401
平成24年 1 月末日	15,964	1,239	1,043.53	80,978
2 月末日	15,589	1,210	1,048.92	81,396
3 月末日	15,483	1,201	1,049.89	81,471
4 月末日	15,375	1,193	1,050.28	81,502
5 月末日	15,133	1,174	1,046.04	81,173
6 月末日	14,746	1,144	1,031.47	80,042
7 月末日	14,444	1,121	1,032.76	80,142
8 月末日	14,311	1,111	1,034.00	80,238
9 月末日	14,276	1,108	1,034.37	80,267

【分配の推移】

	1 口当たり分配金	
	米ドル	円
第 1 会計年度	18.00	1,397
第 2 会計年度	36.00	2,794
第 3 会計年度	36.00	2,794
平成23年12月	18.00	1,397
平成24年 6 月	18.00	1,397

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	9.38%
第2会計年度	3.62%
第3会計年度	0.31%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該会計年度最終日の純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末日の1口当たり純資産価格（分配額の額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格である1,000米ドル）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	21,098 (21,098)	331 (331)	20,767 (20,767)
第2会計年度	0 (0)	3,035 (3,035)	17,732 (17,732)
第3会計年度	0 (0)	3,265 (3,265)	14,467 (14,467)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

（注2）第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売手続等

当初申込み

ファンドの受益証券は、当初申込期間中、当初発行価格にて販売され、管理会社が受益証券の申込みを承認することを条件として、平成21年6月19日に発行されました。

当初申込期間は、管理会社により短縮または延長されることがあります。受益証券の申込みが受理され、その他四半期毎に行われた場合、かかる短縮または延長について、アイルランド中央銀行に対して事前に報告しなければなりません。

当初申込期間終了後、受益証券の販売は行われません。

最低申込金額、最低保有数および最低取引金額

投資者は、受益証券1口を最低口数として申し込まなければならず、また受益者は、受益証券1口を最低限保有しなければなりません。

管理会社は、一定の投資者について、最低保有数および最低取引金額に応じて受益者を区別し、かつ最低保有数および最低取引金額を放棄もしくは減少させることができ、または最低申込金額を放棄することができます。

受益証券の申込み

受益証券の申込みは、管理会社または（管理会社に申込みを転送する）販売会社を通じて、当初申込期間終了日の午後5時（東京時間）までに行われなければなりません。

申込みは、管理会社または販売会社から入手される申込書を使用して行われますが、管理会社が決定する場合、署名済の申込書原本およびその他の管理会社または販売会社が要求する書類（マナー・ロンダリング調査に関連する書類など）を管理会社または販売会社に直ちに送付することを条件として、ファクシミリにより行うこともできます。受益者の登録内容および支払指図の変更は、受益者から指図書の原本を受領した後に限り行われます。

管理会社またはその代行者は、理由を示すことなく、申込みの全部または一部を拒否することができます。この場合、買付代金またはその残額は、利息、費用または報酬を付すことなく、申込者の指定口座への送金または申込者の危険負担による郵送により申込者に返還されます。

端数

受益証券1口の申込価格に満たない申込金は、投資家に返還されません。受益証券の端数は、受益証券の申込金の一部が受益証券1口の申込価格に満たない場合に交付されます。受益証券の端数は、小数第2位まで交付されます。

受益証券0.0001口に満たない申込金は、投資家に返還されませんが、事務管理費用の支払のために、管理会社により留保されます。

支払方法

申込金は、すべての銀行手数料を控除した上で、申込書に記載される銀行口座宛てに電信送金により支払われます。

支払通貨

申込金は基準通貨で支払われます。

支払時期

申込金の支払は、平成21年6月19日までに、受託会社に対して即時決済可能な資金により行われます。管理会社は、受託会社が即時決済可能な資金により申込金を受領するまで、受益証券の発行を延期することができます。

所有権の確認

マナー・ロンダリング防止関係書類が受領されることを条件として、純資産価額が計算され次第、受益証券の購入にかかる確認書が受益者に送付されます。受益証券の所有権は、受益者の氏名をトラストの受益者名簿に登録することにより証明されるものとし、券面は発行されません。

マナー・ロンダリング防止措置

マナー・ロンダリングの防止を目的とする措置により、投資予定者は、その身元および住所の確認を要求されます。管理会社は、申込者の身元および住所を確認するために必要な文書を要求することができます。規制ブローカーを通じて申込みが行われ、かつかかる仲介者が適用法上アイルランドと同等のマナー・ロンダリング防止規制を有すると認められる国において業務を行う場合を除き、かかる義務は絶対的なものです。管理会社は、規制ブローカーに対し、対象となる投資予定者に関する書面による表明を要求します。

管理会社は、投資予定者に対して、必要となる本人確認書類の種類を通知します。一例として、個人は、公的機関（弁護士、公証人など）により適正に認証されたパスポートまたは身分証明書の写しを、住所確認書類（公共料金請求書、銀行明細書など）とともに提供することが要求されます。法人は、その設立証明書（社名変更証明書を含みます。）ならびに基本定款および通常定款（またはこれらに相当するもの）の認証付謄本を、全取締役および一定の実質的所有者の氏名ならびに自宅および事業所の住所とともに提出することが要求されます。

以上は一例であり、管理会社は、各申込者の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求します。申込者が自己の身元を証明するために管理会社により要求される情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、適切な情報が提供されるまで、申込みおよび申込金の受理を拒否し、または買戻請求の処理を拒否することができます。受領した申込金は、利息を付さずに、申込金が当初引き落とされた口座に返金されます。投資予定者は、特に、買戻代金を投資者以外の名義口座に送金することを要求した場合、管理会社が投資者および買戻代金の送金口座の所有者の身元および住所を確認するために合理的に必要な情報を要求する権利を有することに留意しなければなりません。投資者および口座保有者がかかる情報を提供しない場合、買戻代金は第三者の口座には支払われません。

申込者は、管理会社が要求した情報および文書が同人により提供されなかった場合、管理会社が同人の買付申込みまたは買戻請求の処理をしないことに起因する損失につき何ら責任を負わないことを承知し、かつこれに同意します。申込者が、確認の目的で要求される情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受理を拒否し、または発行された受益証券を消却することができます。申込者は、要求された情報を申込者が提出しないことにより管理会社、トラストまたはファンドが被る経費、損失または費用を負担します。

データ保護情報

投資予定者は、申込書に記入することにより、管理会社およびその代行者に対して個人情報（アイルランドのデータ保護法で定める個人データに該当する可能性があります。）を提供していることに留意しなければなりません。データは、適用される法規制上の要件に従うための顧客の本人確認、管理、統計分析および市場調査、ならびに申込者の同意がある場合には直接販売の目的で使用されます。データは、所定の目的で、所在（欧州経済領域外を含みます。）を問わず、規制機関、税務当局（欧州貯蓄指令に従います。）、代行者、顧問およびトラストに対する業務提供者、ならびにそれらの、管理会社のまたは受託会社の適正に授權された代理人およびそれらの関連会社、関係会社または提携会社を含む第三者に対して開示されます。申込書に署名を行うことにより、投資者は、申込書に記載される一または複数の目的のため、データの取得、保有、使用、開示および処理について同意します。受益者は、手数料の支払にかかるトラストの管理会社および受託会社としてのそれぞれの職務において管理会社または受託会社が保管する個人データの写しを入手することができ、またトラストの管理会社および受託会社がそれぞれの職務において保管する個人データの誤りを修正することができます。

受益証券の譲渡

受益証券の譲渡は、譲渡人によりまたは譲渡人のために署名された通常または一般的な書式の書面によって行われます。また、譲渡の際には、譲渡人および譲受人の正式名称および住所が提示されます。

管理会社は、譲渡証書の登録にかかる手数料を随時定めることができます。ただし、かかる手数料の上限は、譲渡が譲渡日の前取引日に行われることを前提として、受益証券の純資産価額の5%を超えてはなりません。

管理会社は、次に掲げる場合、受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

譲渡の結果、譲渡人または譲受人の保有する受益証券の口数が最低保有数を下回る場合

譲渡証書に関して、適用される税金・印紙税が未払いである場合

譲渡証書が、受益証券の証書、譲渡人の譲渡権を証明するために管理会社が合理的に要求する証拠、管理会社が譲受人に合理的に要求する関連する情報および宣誓（受益証券の申込人から要求される情報および宣誓など）、ならびに管理会社が譲渡証書の登録に関して随時定める手数料とともに、管理会社の登録上の住所または管理会社が合理的に要求するその他の場所に預託されていない場合

譲渡の結果、管理会社が定める保有制限に違反する者が受益証券を実質的に保有し、そのため、ファンドまたは受益者全般に法律上、規制上、金銭上、税務上または重大な管理上の不利益が生じまたは生じると合理的に認められる場合

譲渡の登録は、管理会社が定める期間中停止されることがあります。ただし、登録が31日以上停止されることはありません。

（２）日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間中に受益証券の募集が行われます。その場合、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売会社は、申込金額に加えて申込金額の2.10%（税抜2.0%）の申込手数料を徴収します。

受益証券の保管を販売会社に委託した投資者は、販売会社から申込金額の支払と引換えに取引報告書を受領します。申込金額は、円貨または米ドル貨で支払われ、米ドル貨と円貨との換算は、平成21年6月16日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによります。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し請求は、原本を管理会社または（管理会社に買戻し請求を転送する）販売会社に送付することを条件として、ファクシミリにより、管理会社または（管理会社に買戻し請求を転送する）販売会社に対してなされます。申込書には、管理会社または販売会社が随時定める情報を記載しなければなりません。買戻日の買戻締切時刻前に受理された買戻し請求は、当該買戻日に処理されます。買戻日の買戻締切時刻後に受理された買戻し請求は、管理会社がその絶対的な裁量により別途定める場合を除き、翌買戻日に処理されます。買戻し請求は、即時決済可能な資金およびマネー・ロンダリング防止関連書類を含む記入済の書類が提供された場合に限り、受理され処理されます。管理会社によりまたは管理会社のために要求される買付申込書原本および一切の書類（マネー・ロンダリング防止関連書類など）が受益者から受領され、かつマネー・ロンダリング防止手続が完了されるまで、受益者に対する買戻代金の支払は行われません。休業日の連続などの事情により買戻し請求にかかる評価日が前買戻日と同日またはそれより前の日となる場合、管理会社は買戻し請求を受け付けません。

受益者は、受益証券1口を最低取引金額として買戻しを行うことができます。受益者が買戻しにより最低保有数を下回る純資産価額の受益証券を保有することとなる場合、管理会社は、適切と考える場合、受益者の保有数をすべて買い戻すことができます。

受益証券一口当たり買戻価格は、受益証券一口当たり純資産価格（税金および手数料が控除されます。）とします。

支払方法

買戻代金は、申込書に記載されるか、またはその後管理会社または販売会社に書面により通知される銀行口座に支払われます。ファクシミリにより受理された証書を処理した後の買戻代金に限り、買戻し請求原本の受理後、受益者名簿上の口座に支払われます。

支払通貨

受益者は、基準通貨により支払を受けます。

支払時期

すべての必要書類が管理会社またはその代行者に提供され、かつ受理されることを条件として、受益証券に関する買戻代金は、通常の場合、買戻日から起算して5営業日以内に支払われます。

買戻請求の撤回

管理会社または販売会社の書面による同意がある場合、またはファンドの純資産価額の計算が停止された場合を除き、買戻請求を撤回することはできません。

強制買戻し・総額買戻し

ファンドの受益証券は、強制的に買い戻されることがあります。すべての受益証券は、後記「受益証券の強制買戻し」および「受益証券の総額買戻し」に記載される場合に買い戻されることがあります。

償還・総額買戻し

ファンドの全受益証券は、償還日に、管理会社により完全にかつ強制的に買い戻されます。その時点で、管理会社は、ファンドの認可の取消をアイルランド中央銀行に申し入れ、ファンドは終了されます。

ファンドが終了した場合、管理会社は、適時に、またその完全な裁量により、ファンドの資産を換金して得た純現金収入額を、各受益者が保有する受益証券の口数に比例して、ファンドの受益者に分配を行います。

受託会社は、ファンドの終了監査中に、買戻代金の10%をファンドの資産から留保することができ、監査終了後に、買戻代金の最後の10%が受益者に支払われます。

受益証券の買戻し

受益者は、取引日に（純資産価額の計算が停止される期間を除きます。）、上記手続に従い、取引日においてまたは取引日に関して計算される受益証券一口当たり純資産価格で受益証券を買い戻すことができます。受益者の保有数の一部のみの買戻しにより受益者の保有数が最低保有数に満たない場合、管理会社またはその代行者は、適切とみなす場合、当該受益者の保有数の全部を買い戻すことができます。

トラストの受益証券を買い戻す受益者の権利にかかわらず、一定のファンドは、アイルランド中央銀行が定めた条件に従い、買戻しの権利について定めがなく、または買戻しの権利を制限して、設立される場合があります。買戻しの権利が定められていないファンドのクローズド・エンド期間の最初の期間は、アイルランド中央銀行が当該ファンドを承認した日から10年を超えないものとします。当該ファンドに関する詳細な情報は、設立された場合、当該ファンドの関連する補遺に記載されるものとします。

受益者は、受益証券が買い戻された取引日以降に宣言される分配金を受領しないまたはその入金を受けないものとします。

取引日に買い戻される受益証券の口数が同日において発行済み受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社またはその代行者は、自らの裁量により、発行済み受益証券の総数の10分の1を上回る部分の受益証券の買戻しを拒否することができます。買戻しが拒否された場合、同日の買戻請求は比例的に縮小され、拒否されたために買い戻されなかった受益証券は、元の請求に関連する受益証券がすべて買い戻されるまで、その後の各取引日において買い戻されます。前の取引日から繰り越された買戻請求は、（常に上記制限に従い、）後の請求に優先して処理されます。

受益証券の強制買戻し・税金の控除

受益者は、米国人または管理会社が課す保有制限に服すべき者となった場合、直ちに、管理会社または受益証券の購入に関与したその代行者に対してその旨を通知しなければなりません。また、かかる受益者は、受益証券の買戻しまたは譲渡を要求されることがあります。管理会社は、信託証書において許可され、かつ本書に定める場合（受益証券の保有が違法である場合、受益証券の保有により受益者全体もしくはファンドに対する税務上、財務上、法律上、規制上もしくは金銭上の負債もしくは不利益または重要な運営上の不利益となる可能性があるかもしくはそのような不利益がある場合、最低保有数に満たない口数を保有する者が受益証券を保有する場合、または管理会社が要求する情報または宣言を7日以内に提供しない者が受益証券を保有する場合など）、管理会社が随時定める保有制限に違反した者によりまたは同人を代理して

直接または間接的に保有されるまたは保有されることになる受益証券を買い戻すことができます。かかる買戻しは、取引日に、受益証券が買い戻される取引日においてまたは当該取引日に関して計算される受益証券一口当たり純資産価格で行われます。管理会社は、かかる強制的な買戻しの代金を、受益者による受益証券の保有または実質的保有に起因する税金または源泉徴収税（その利息または延滞金を含みます。）の支払に充てることができます。投資者は、アイルランドの税金の負債（延滞金および利息を含みます。）に配慮し、当該負債を弁済するため受益証券を強制的に買い戻します。受益者は、税金の請求を生じる事由が発生した場合に管理会社または受託会社がトラストの税金を負担する責任を負うこととなったため管理会社または受託会社に生じた損失について、管理会社および受託会社を補償し、かつかかる補償を続けなければなりません。

受益証券の総額買戻し

ファンドの受益証券は、以下の場合に全額買い戻されることがあります。

管理会社が受益者に対して、受益証券を買い戻す旨、取引日に失効する4週間以上12週間前までの通知を行った場合

適正に招集開催された受益者集会で、ファンドの発行済み受益証券の75%の保有者が受益証券の買戻しを決議した場合

（2）日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各買戻日（取引日）に、販売会社を通じて、管理会社に対し受益証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻し請求は、販売会社により、ファンドの評価日に管理会社に取り次がれます。ただし、一定の場合（ファンド休日が連続する場合等）、特定の取引日については買戻し請求を受け付けません。

買戻し価格は取引日に決定される評価時点現在の受益証券一口当たり純資産価格に相当します。受益証券一口当たり純資産価格は、小数第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻し代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売会社を通じて、円貨または販売会社が応じる場合には米ドルで行われます。買戻しは1口以上1口単位とします。買戻し手数料は請求されません。買戻し代金は、原則として、日本における約定日から起算して4国内営業日目に受益者に支払われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価額の計算

ファンドの純資産価額は、信託証書に従い、取引日におけるまたは取引日に関する評価時点において、管理会社またはその代行者により計算されます。ファンドの純資産価額は、ファンドの資産（発生済みであるが未収であるのものを含みます。）を評価し、ファンドの負債（公租公課、発生済みの費用手数料およびその他の負債の引当金を含みます。）を控除することにより、取引日の評価時点において決定されます。ファンドの純資産価額は、ファンドの基準通貨またはその他管理会社もしくはその代行者が通常もしくはは特別の場合に定める通貨により表示されます。

受益証券一口当たり純資産価格は、取引日におけるまたは取引日に関する評価時点において、ファンドの純資産価額を評価時点において発行済みであるまたは発行済みとみなされる受益証券の総数で除し、小数第2位未満を四捨五入して計算します。

トラストおよびファンドの資産の評価は、評価時点において以下のように行われます。

- （a）市場価格が即時に入手可能な証券取引所または規制市場において値付けされ、上場され、または取引される資産（（e）および（h）に記載するものを除きます。）は、最終取引価格で評価され、同日に取引がなかった場合は、入手可能な最終取引価格で評価されます。証券取引所または規制市場が閉鎖されている場合、かかる証券取引所または規制市場において値付けされ、上場され、また

は取引される資産は、証券取引所の閉鎖の前取引日において、最終取引価格で評価されます。

特定の資産に関して、最終取引価格がその公正な価額を反映していない、入手不可能または公正価値を表していないと管理会社が判断する場合は、評価時点の直前の市場営業終了時点における資産の換価価値相当額を決定するために管理会社またはかかる目的のために受託会社により承認された適格者により、投資運用会社と協議した上で慎重かつ誠実に見積もられる換価価値相当額とします。

- (b) 資産が複数の証券取引所または規制市場において上場されまたは取引されている場合は、管理会社の判断により、当該資産の主要な市場または資産の評価について最も公正な基準を提供しているものと管理会社が判断する証券取引所または市場の価格が使用されます。
- (c) 資産が証券取引所または規制市場において上場されまたは取引されているが、証券取引所または規制市場の外においてプレミアム付きでまたはディスカウントされて取得されたものである場合、当該資産は、評価時点現在のプレミアムまたはディスカウントの程度を考慮に入れて評価されます。受託会社は、かかる手続の履行が資産の換価価値相当額を決定するために正当なものであることを保証しなければなりません。
- (d) 投資対象が証券取引所または規制市場において上場されていないまたは取引されていない場合、かかる証券は株式ブローカー（かかる目的のため適格者として受託会社により承認された株式ブローカー）により投資運用会社と協議した上で慎重かつ誠実に見積もられる、評価時点の直前の市場営業終了時点における資産の換価価値相当額で評価されます。
また、管理会社は、投資運用会社と協議した上で、管理会社または投資運用会社により選任され、受託会社の承認を受けた適格な専門家によって慎重かつ誠実に見積もられ、かつ推奨された換価価値相当額を使用することができます。値付けされていない有価証券の性質および他の情報源から評価を入手する問題により、適格な専門家は、投資運用会社と関係を有する可能性があります。固定利付証券に関し信頼できる市場価格が入手不可能である場合、当該証券の価格は、管理会社によりまとめられたマトリックス法を使用して決定されます。この方法により、当該証券は、格付、利回り、期限およびその他の特徴において類似する他の証券の価格を参照して評価されます。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、評価時点の直前の市場の営業終了時点まで適用される場合には、未収利息を加算した額面金額で評価されます。
- (f) 集団投資スキームの受益証券または投資証券は、評価時点の直前の市場営業終了時点における入手可能な直近の純資産価額で評価されます。
- (g) 管理会社は、通貨、市場性またはその他関連するとみなされる判断要素に関し、投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該投資対象の価額を調整することができます。
- (h) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される価格（投資対象であるか現金であるかを問いません。）は、とりわけ、関連するとみなされるプレミアムまたはディスカウントおよび為替手数料を考慮して、管理会社が評価時点の状況において適切とみなす相場（公式のものであるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。
- (i) 取引所または市場において取り扱われまたは取引されるデリバティブ契約は、評価時点の直前の市場営業終了時点における当該市場での当該投資対象の清算価格で評価されます。清算価格が入手不可能である場合は、受託会社により承認されたものである限り、管理会社により、管理会社が選任し、受託会社により承認された適格な者、会社もしくは法人（投資運用会社を含みます。）により、またはその他の方法により慎重かつ誠実に見積もられる換価価値相当額であるものとします。
- (j) 取引所または市場において取り扱われないまたは取引されないデリバティブ契約は、取引相手方から少なくとも毎週入手され、受託会社により承認された投資運用会社（取引相手方と無関係の当事者でなければなりません。）または受託会社により承認された他の独立当事者により少なく

とも毎月点検または承認される評価に基づき評価されます。

（k）為替予約は、規制されている市場で取引されていないデリバティブ契約と同様の方法により、または自由に入手可能な市場相場を参照して、評価されます。

（l）マネー・マーケット・ファンドのファンドの場合、管理会社は、償却原価法を用いることができます。これにより、有価証券は、当該有価証券のプレミアムの償却またはディスカウントの増額を調整した上で、取得価額で評価されます。ただし、そのファンドが以下に記載されるアイルランド中央銀行が定める要件を充足していることを条件とします。

（i）ファンドが、国際的に認知されている格付機関によるトリプルAの信用格付に加え、補足的な市場リスク格付（スタンダード・アンド・プアーズのAAAmまたはムーディーズのAaa / MR1+等）を付与されていること。

（ ）ファンドが一定の純資産価格または累積的な純資産価格を保有するファンドとして設立されていること。

（ ）ファンドが、元本の保全と流動性の維持をその主たる投資目的としていること。

マネー・マーケット・ファンドのファンドの有価証券は、以下の基準のいずれか一つを遵守する有価証券に限定されます。

（a）発行時に、償還までの残存期間が397日（同日を含む。）以上あること。

（b）残存満期が397日（同日を含む。）以上あること。

（c）最低でも397日毎に、金融市場の市況に従い定期的な利回りの調整が行われること、および/または

（d）信用リスクおよび金利リスクを含むリスク特性が、残存期間が397日（同日を含む。）以上あるかまたは最低でも397日毎の利回りの調整に従う金融商品のリスク特性に一致すること。

上記（c）または（d）の場合、当該有価証券は、関連する格付機関の最終償還の要件も、充足しなければなりません。

マネー・マーケット・ファンドのファンドの加重平均残存期間は、60日を超えてはなりません。

管理会社またはその委任を受けた者は、償却原価法とアイルランド中央銀行が定める要件に従う投資有価証券の市場評価額との間で生じる格差について、検証を行うか、または検証を行うよう手配します。

（m）管理会社は、アイルランド中央銀行が定める要件に従い、残存満期が6か月以内の高格付の証券について償却原価法を用いて、マネー・マーケット・ファンド以外のサブ・ファンドの有価証券の評価を行うことがあります。

以上の評価方法に従い特定の資産の評価を行うことが不可能または非現実的である場合、または代替的な評価方法の方が特定の資産の価額をよりよく反映し、かつ良好な会計実務に従うものであると管理会社が判断する場合、受託会社による承認を条件として、代替的な評価方法が管理会社が必要とみなす場面において使用されることがあります。

以上にかかわらず、投資対象の価格を計算する際、管理会社またはその代行者は、自らの絶対的裁量により決定する自動的価格設定サービスに依拠することができます。自動化された情報源からの価格の入手が不可能である投資対象について、管理会社またはその代行者は、自らの絶対的な裁量により、その他の適切な独立情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介者または第三者から提供される情報を使用することができます。管理会社またはその代行者は、いかなる場合も、価格設定サービス、ブローカー、マーケット・メーカーまたはその他の仲介者から提供された情報の誤りに起因する投資対象の価格計算の誤りを理由として発生する損失につき、一切責任を負いません。

トラストおよびファンド資産の価格を計算する際には、以下の原則が適用されます。

（a）管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、取引日の評価時点で発行済みであるものとみなし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財産だけでなく、発行することに同意した受益証券について受け取る予定の現金またはその他の財産から販売手数料を差し引い

た（現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合）または手数料を支払った後の金額を含みます。

- （b）投資対象を売買することに合意したものの売買が完了していない場合、売買が適正に完了したものとして、当該投資対象が加算または減算され、かつ場合に応じて総購入額または純売却額が加算または減算されます。
- （c）受託会社がトラストのために回収することができるファンドに帰属する資本的性質の租税については、実額または見積額をファンドの資産に加算します。
- （d）発生済みの未収利息、配当およびその他の所得に相当する金額および未償却費用に相当する金額をファンドの資産に加算します。
- （e）インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲイン（二重課税の減免措置に関する請求（管理会社が合理的な回収見込みがあると考えるもの）を含みます。）について課された租税に対する還付請求の合計額（実額であるか管理会社またはその代行者による見積額かを問いません。）をファンドの資産に加算します。
- （f）受益証券の買戻通知が管理会社により受領されたものの受益証券の消却が完了していない場合、買い戻される受益証券は評価時点で発行されたものとみなし、買戻しに際して支払うべき金額をファンドの資産の価格から減額します。
- （g）ファンドの資産から次に掲げる金額を減額します。
 - （ ）ファンドの資産から支払うべき債務の実額または見積額の合計額（ファンドの一切の借入金、借入金にかかる利息、手数料費用、租税債務の見積額、および管理会社が評価時点において公正かつ合理的とみなす臨時費用または見積費用の金額を含みます。）
 - （ ）ファンドの投資対象について実現した所得またはキャピタル・ゲインについて管理会社が支払を合理的に予想する租税の額
 - （ ）宣言したものの未分配である分配金の額
 - （ ）発生したものの未払となっている管理会社、受託会社、投資運用会社、販売会社およびその他のトラストへのサービス提供者に対する報酬ならびにかかる報酬に付加される付加価値税相当額
 - （ ）評価時点においてファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の合計額（実額であるか管理会社による見積額であるかを問わず、設定、営業および継続的管理に係る手数料、経費および費用を含みます。）
 - （ ）清算時にファンドが負担する経費および費用に関し、評価時点におけるファンドの債務見積額に相当する金額
 - （ ）ファンドにより発行されたワラントやファンドにより売却されたオプションに関し、評価時点における受益証券の買付けにかかる債務見積額に相当する金額
 - （ ）適切に減額されるその他の債務

過失、詐欺行為または故意の不履行がない場合、ファンドの純資産価額または受益証券一口当たり純資産価格を計算する際に管理会社または適正に授權された者が管理会社のために行った一切の決定は、最終的なものであり、受託会社および管理会社ならびに現在、過去または将来の受益者を拘束します。

受益証券一口当たり純資産価格の公表

ファンドの純資産価額および受益証券一口当たり純資産価格の決定ならびに受益証券の発行および買戻しが停止されている場合を除き、取引日における受益証券一口当たり純資産価格は、管理会社またはその代行者の登記上の事務所で通常の営業時間中に公表され、インターネット（www.daiwagas.com）にて入手可能であり、また、純資産価額の計算後更新されます。ファンドの純資産価額は、その受益証券がアイルランド証券取引所に上場されている場合、計算時に遅滞なく、管理会社またはその代行者によりアイルランド証券取引所に対して通知されます。

資産評価の停止

管理会社は、随時、以下の期間中、ファンドの純資産価額の決定ならびにファンドの受益証券の発行、転換および買戻しを一時的に停止することがあります。

- （ a ）ファンドの投資対象が値付けされ、上場され、取引されまたは取り扱われている公認の証券取引所が閉鎖され、またはかかる証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間（通常の休日または慣習的な週末を除きます。）の全部または一部
- （ b ）管理会社による支配の及ばない状況の発生により、ファンドの投資対象の処分または評価が合理的に実行できずもしくは受益者の利益に損害を及ぼすこととなる期間、またはトラストの口座において投資対象の取得または処分に伴う金銭を入出金できない期間の全部または一部
- （ c ）ファンドの投資対象の価格決定を行うために通常使用されている通信手段が故障している期間の全部または一部
- （ d ）何らかの理由により、ファンドの投資対象の価格を合理的に、即時にまたは正確に確認することができない期間の全部または一部
- （ e ）買付代金がファンドの口座において入出金できないもしくはトラストが買戻しの支払のための資金の送金ができない期間、またはかかる支払が通常の為替相場では実行できないと管理会社が判断する期間の全部または一部
- （ f ）管理会社および受託会社の間にトラストの清算またはファンドの終了を目的とする相互の合意がある場合
- （ g ）何らかの理由により、投資対象またはトラストもしくはファンドの大部分の価値を決定することが不可能または非現実的である場合

評価の停止は、直ちに、いかなる場合も同営業日中に、アイルランド中央銀行、ファンドが上場されているアイルランド証券取引所および受託会社に対して通知されます。可能である場合、速やかに停止期間を終了するためあらゆる適切な手段が講じられます。

管理会社はまた、アイルランド中央銀行の定める要件に従い、管理会社が公衆および受託会社の利益に資すると判断した場合、純資産価額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

（ 2 ）【保管】

受益証券の所有権は、トラストの受益者名簿への受益者の氏名の記載により証明され、受益者は、所有権の確認書を受領します。券面は発行されません。受益者名簿の詳細および支払に関する指図の変更は、受益者から指図書の原本が受領された後にのみ行われます。

日本の投資者に販売される受益証券の券面またはその確認書は、販売会社の名義で保管されます。受益証券の取引の確認書は、販売会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らのリスクで受益証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は、登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務は負いません。

（ 3 ）【信託期間】

ファンドは、早期に終了しない限り、平成25年6月18日に終了します。

（ 4 ）【計算期間】

トラストの計算期間は毎年5月31日をもって終了します。

（ 5 ）【その他】

トラストまたはファンドの解散

ファンドの全受益証券は、償還日に、管理会社により完全にかつ強制的に買い戻されます。当該時点にお

いて、管理会社は、ファンドの認可の取消をアイルランド中央銀行に申し入れ、ファンドは終了します。

ファンドが終了した場合、管理会社は、適切とみなす時点で、その完全な裁量で、ファンドの資産の換金により得られた純手取金を、受益者がそれぞれ保有する受益証券口数に按分比例して、ファンドの受益者に分配を行います。

受託会社は、ファンドの終了のための監査中に、買戻代金の10%をファンドの資産から留保する権利を有し、当該時点で、買戻代金の最後の10%は、受益者に支払われます。

ファンドのすべての受益証券は、管理会社の裁量により、取引日に失効する書面による通知を4週間前から12週間前までに受託者に行うことにより買い戻されます。

受託会社による終了

トラストまたはファンドは、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合、受託会社が管理会社に書面による通知を行った上で終了することができます。

- (a) 管理会社が清算手続（再編または合併を目的として受託会社が事前に書面により承認した条件に従って行う任意清算を除きます。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的な判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することとなった場合、または1990年会社法（改正済み）に基づき、管理会社の資産について管財人が選任され、もしくは管理会社について検査官が選任された場合
- (b) 受託会社の合理的な意見によれば、管理会社がその義務を履行する能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の合理的な意見により、トラストの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合
- (c) 受託会社の合理的な意見によれば、存続が不適切である場合
- (d) トラストまたはファンドの存続を不適法とする、または受託会社の合理的な意見により不適切とする法律が制定された場合
- (e) 適正に招集開催された受益者集会において、トラストの発行済受益証券の75%以上を保有する者により、管理会社が辞任すべきである旨の決議が可決された後、受託会社が通知を送付後90日以内に、後任の管理会社が選任されない場合
- (f) 受託会社が管理会社に対して書面により辞任を申し出た後3か月以内に、管理会社が信託証書の規定に従い、新任の受託会社を選任しなかった場合

管理会社による終了

トラストまたはファンドは、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合、管理会社が受託会社に書面による通知を行った上で管理会社の絶対的な裁量により終了することができます。

- (a) トラストがユニット・トラスト法に基づき認可された投資信託としての資格を喪失した場合、またはファンドの場合には、アイルランド中央銀行の認可を喪失した場合
- (b) トラストまたはファンドの存続を不適法とする、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切とする法律が制定された場合
- (c) 管理会社が受託会社に対して書面により辞任を申し出た後3か月以内に、新任の管理会社が選任されなかった場合
- (d) 適正に招集開催された受益者集会において、トラストの発行済受益証券の75%以上を保有する者により、受託会社が辞任すべきである旨の決議が可決された後、管理会社が通知を送付後90日以内に、後任の受託会社が選任されない場合
- (e) ファンドの資産が、管理会社がファンドを終了させることのできる500万米ドル相当額を下回る場合

トラストまたはファンドを終了させる当事者は、本書に規定される方法で受益者にその旨通知し、また、当該通知により、終了の効力発生日（通知の送付日から2か月を超えないものとします。）を定めます。

トラストまたはファンドは、随時、ファンドの発行済受益証券の75%を保有する保有者が、適正に招集開催されたトラストまたはファンドの受益者集会において決議された場合に終了することができます。かかる終了は、当該決議が可決された日または当該決議が提出されるその後の日に効力を生じるものとします。

トラストおよびファンドの終了に関する規定

トラストまたはファンドの終了後30日以内に、管理会社は、（実務上可能である場合）受益者に対して、トラストまたはファンドの資産にかかる未決の分配について助言を行う通知を行うものとします。

トラストまたはファンドが終了する場合、管理会社は、適時に、また自らの完全な裁量により、受益者が保有する受益証券の口数に比例して、ファンドの投資対象を換金して得られた純手取金を分配します。

受託会社は、トラストの終了監査中に、買戻代金の10%をトラストの資産から留保することができ、監査終了後に、買戻代金の最後の10%は受益者に支払われます。

受託会社が信託証書に基づき保有する未請求の純利益またはその他の現金は、その支払日から12か月以内に、裁判所に対しまたは受託会社の裁量により所定の慈善事業に対し支払われます。ただし、受託会社は、その際に発生する費用を控除することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、アイルランド中央銀行が定める要件に従い、トラストがユニット・トラスト法に基づく認可ユニット・トラストではなくなる以外の目的のために必要または適切と思量する方法および範囲で、信託証書の補遺証書により、信託証書の規定を変更、修正または追記することができます。ただし、かかる変更、修正または追記が受益者またはファンドの受益者、またはこれらの一部の利益を損なわず、受託会社または管理会社の受益者に対する責任を免除するように運用されない旨受託会社が書面で証明しない限り、またはかかる変更、修正もしくは追記が、法令またはユニット・トラスト法もしくは通達に基づくアイルランド中央銀行の要件により必要とされない限り、当該変更、修正または追記は、適正に招集開催された受益者集会またはファンドの受益者集会の特別決議による裁可なしに行うことはできません。また、かかる変更、修正または追記は、受益者に対し、その受益証券に関する追加支払の義務を課したり何らかの責任を引き受けさせるものであってはなりません。

受託会社および管理会社はともに、次に掲げる場合、信託証書の補遺証書により、申込手数料の最大限度額を変更しまたは引き上げることができます。

（a）受益者集会における受益者の過半数の承認を条件とすること

（b）申込手数料の限度が法令または管轄当局の規則により変更されまたは引き上げられる場合

管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の承認を条件としその要件に従い、トラストまたはファンドの名称を変更することができ、またかかる名称変更に必要なとされる補遺証書またはその他文書に印章の下に署名捺印します。

信託証書の規定について以上のとおり変更、修正または追記を行う場合、管理会社は、補遺証書の作成日から21日以内に、当該変更、修正もしくは追記が行われた信託証書、または当該変更、修正または追記部分を含む信託証書の写しをアイルランド中央銀行に預託します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が支払不能である場合または通知後に契約違反が是正されない場合など一定の事由がある場合、90日前の書面による通知を行った上で、または書面による通知を行った上で直ちに、終了することができます。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3カ月前に他方当事者に対し書面により解約を通知す

るまで有効に存続します。

同契約は日本の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、同契約のいずれかの当事者が3カ月前に他方当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、一方当事者により終了することはできず、償還日またはファンドが管理会社もしくは受託会社により終了される場合にはそれよりも早い日において終了します。

同契約は日本の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、その受益証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができます。

残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

受益者集会に関する権利

トラストまたはファンドの受益者が1名である場合（かかる場合、1名の受益者をもって定足数とします。）を除き、本人としてもしくは代理人により出席する2名の受益者をもって定足数とします。受益者集会開始指定時刻から30分以内に定足数の出席がない場合、受益者集会は、受益者の請求に基づき招集された場合には解散され、その他の場合には、次週の同日同時刻もしくは同所にまたは議長が決定するその他の時期もしくはその他の場所に延会とされます。延会においては、出席受益者をもって定足数とします。

受益者集会の招集および開催に関する以上の規定は、ファンドの受益者集会に関して別途定められる場合を除き、ファンドの受益者の権利を変更する決議が提出されるファンドの個別受益者集会に関して効力を有します。

議決権に関する以下の規則が適用されます。

- （a）受益者集会の議長または受益者集会に本人としてもしくは代理人により出席するファンドの受益者は、投票を請求することができます。受益者集会の議長または本人もしくは代理人により出席し、発行済受益証券数の12分の1を有し、かつ受益者集会において議決権を有する受益者の1名以上は、投票を請求することができます。
- （b）投票時に、本人としてもしくは代理人により出席する受益者は各自、自ら保有するまたは代理人として任命されている受益証券一口当たり一個の議決権を有します。複数の議決権を有する受益者は、その議決権をすべて行使するか、または同一の方法で行使する必要はありません。
- （c）議決が可否同数の場合、挙手票決によるか投票によるかを問わず、挙手票決が行われた受益者集会

または投票が要求された受益者集会の議長は、2票目の決定票を与えられます。

（d）いかなる者（受益者であるか否かを問いません。）も、代理人として選任されることができます。

受益者は一事につき複数の代理人を任命することができます。

（e）代理人の委任状は、招集通知で指定された提出場所に、指定された時刻までに預託されなければなりません。

（f）受益者またはファンドの受益者の臨時決議を可決するためには、決議が提起される受益者集会で本人もしくは代理人が議決権を行使する受益者の議決の単純多数票が必要です。

ファンドについて発行される受益証券に付随する権利は、ファンドの発行済受益証券の3分の2の受益者の書面による同意を得て、またはファンドの受益者集会で可決された臨時決議の承認により、変更または廃止することができます。

受益者集会の出席権および議決権を有する受益者全員により署名された書面決議は、あらゆる目的のため、適正に招集開催された受益者集会で可決された場合と同一の効力を有します。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（a）管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（b）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成24年9月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.60円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
財政状態計算書
2012年5月31日現在

米ドル建ノ世界投資適格債券 ファンド2009-06			
	注記	米ドル	千 円
資産			
現金および現金等価物	5	1,083,990	84,118
債権	6	193,334	15,003
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8	13,967,155	1,083,851
資産合計		15,244,479	1,182,972
負債			
当座借越	5	-	-
債務	7	111,482	8,651
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8	-	-
負債合計		111,482	8,651
資本			
資本金		14,032,982	1,088,959
利益剰余金		1,100,015	85,361
資本合計		15,132,997	1,174,321

資本および負債合計	15,244,479	1,182,972
-----------	------------	-----------

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

管理会社を代理して：

ピーター・キャラハン	カール・マケネフ
------------	----------

日付：2012年 9 月21日

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
財政状態計算書
2011年 5 月31日現在

	注記	米ドル建 / 世界投資適格債券 ファンド2009-06	
		米ドル	千円
資産			
現金および現金等価物	5	416,431	32,315
債権	6	254,277	19,732
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8	18,612,667	1,444,343
資産合計		19,283,375	1,496,390
負債			
当座借越	5	-	-
債務	7	115,718	8,980
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8	40,664	3,156
負債合計		156,382	12,135
資本			
資本金		17,467,957	1,355,513
利益剰余金		1,659,036	128,741
資本合計		19,126,993	1,484,255
資本および負債合計		19,283,375	1,496,390

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

（２）【損益計算書】

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
包括利益計算書
 2012年５月31日終了年度

米ドル建／世界投資適格債券 ファンド2009-06			
	注記	米ドル	千 円
収益			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる受取利息	2	765,390	59,394
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる純利益／（損失）	10	(474,387)	(36,812)
投資収益合計		<u>291,003</u>	<u>22,582</u>
費用			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる支払利息	2	-	-
受託報酬	11	5,037	391
管理報酬	11	21,333	1,655
投資運用報酬	11	75,641	5,870
販売会社報酬、代行協会員報酬 および管理会社代行サービス報酬	11	92,450	7,174
監査報酬		27,012	2,096
その他の報酬および費用	11	23,894	1,854
費用合計		<u>245,367</u>	<u>19,040</u>
運用による受益証券保有者に帰属する 純資産の変動			
		45,636	3,541

当該包括利益計算書の認識された損益以外に、当該一年において認識された損益はありませんでした。

管理会社を代理して：

ピーター・キャラハン

カール・マケネフ

日付：2012年９月21日

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト

包括利益計算書

2011年5月31日終了年度

米ドル建ノ世界投資適格債券

ファンド2009-06

2011年

	注記	米ドル	千 円
収益			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる受取利息	2	914,236	70,945
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる純利益	10	158,410	12,293
その他の収益		-	-
投資収益合計		1,072,646	83,237
費用			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債にかかる支払利息	2	-	-
受託報酬	11	6,020	467
管理報酬	11	23,388	1,815
投資運用報酬	11	90,293	7,007
販売会社報酬、代行協会員報酬 および管理会社代行サービス報酬	11	110,358	8,564
監査報酬		33,502	2,600
その他の報酬および費用	11	40,036	3,107
費用合計		303,597	23,559
運用による受益証券保有者に帰属する 純資産の変動		769,049	59,678

当該包括利益計算書の認識された損益以外に、当該一年において認識された損益はありませんでした。

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト

資本変動計算書

2012年5月31日終了年度

米ドル建ノ世界投資適格債券ファンド2009-06

	資本金		利益剰余金		合計	
	米ドル	千 円	米ドル	千 円	米ドル	千 円
2011年6月1日現在	17,467,957	1,355,513	1,659,036	128,741	19,126,993	1,484,255

運用による受益証券 保有者に帰属する 純資産の変動	-	-	45,636	3,541	45,636	3,541
受益証券買戻し	(3,434,975)	(266,554)	-	-	(3,434,975)	(266,554)
分配金	-	-	(604,657)	(46,921)	(604,657)	(46,921)
2012年5月31日現在	14,032,982	1,088,959	1,100,015	85,361	15,132,997	1,174,321

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
資本変動計算書
2011年5月31日終了年度

米ドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-06

	資本金		利益剰余金		合計	
	米ドル	千 円	米ドル	千 円	米ドル	千 円
2010年6月1日現在	20,743,876	1,609,725	1,596,379	123,879	22,340,255	1,733,604
運用による受益証券 保有者に帰属する 純資産の変動	-	-	769,049	59,678	769,049	59,678
受益証券買戻し	(3,275,919)	(254,211)	-	-	(3,275,919)	(254,211)
分配金	-	-	(706,392)	(54,816)	(706,392)	(54,816)
2011年5月31日現在	17,467,957	1,355,513	1,659,036	128,741	19,126,993	1,484,255

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
キャッシュ・フロー計算書
2012年5月31日終了年度

**米ドル建 / 世界投資適格債券
ファンド2009-06**

米ドル	千 円
-----	-----

運用活動

運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動	45,636	3,541
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動を 運用活動によって生じた正味現金に一致させる調整：		
運用資産および負債の変動		

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	4,645,512	360,492
債権の減少	60,943	4,729
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加 / （減少）	(40,664)	(3,156)
債務の減少	(31,809)	(2,468)
運用活動によって生じた正味現金	4,679,618	363,138

財務活動

分配金	(604,657)	(46,921)
受益証券買戻し	(3,407,402)	(264,414)
財務活動に使用された正味現金	(4,012,059)	(311,336)

現金および現金等価物の純変動	667,559	51,803
現金および現金等価物期首残高	416,431	32,315
現金および現金等価物期末残高	1,083,990	84,118

補足情報

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる受取利息	826,333	64,123
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる支払利息	-	-

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト
キャッシュ・フロー計算書
2011年5月31日終了年度

米ドル建 / 世界投資適格債券
ファンド2009-06
2011年

	米ドル	千 円
運用活動		
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動	769,049	59,678
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動を運用活動によって生じた正味現金に一致させる調整：		
運用資産および負債の変動		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	2,712,083	210,458
債権の減少 / （増加）	42,079	3,265
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の（減少） / 増加	40,664	3,156
債務の増加 / （減少）	(16,746)	(1,299)
運用活動によって生じた正味現金	3,547,129	275,257

財務活動

分配金	(706,392)	(54,816)
受益証券買戻し	(3,259,588)	(252,944)
財務活動に使用された正味現金	(3,965,980)	(307,760)
現金および現金等価物の純変動	(418,851)	(32,503)
現金および現金等価物期首残高	835,282	64,818
現金および現金等価物期末残高	416,431	32,315

補足情報

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる受取利息	956,293	74,208
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる支払利息	-	-

添付の注記および投資明細表は当財務書類と不可分のものです。

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト**財務書類注記**

2012年5月31日現在

1. 一般情報

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、サブ・ファンド間で負債が分離されている、オープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであり、アイルランド中央銀行によって認可され、1990年ユニット・トラスト法および同法以降に制定された規制に準拠しています。トラストの受益証券の各クラスまたはシリーズは、早期買戻しの場合を除き、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-05に関しては2013年5月31日、豪ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07およびNZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07に関しては2013年7月31日、ならびに米ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-06に関しては2013年6月18日の償還日に償還しなければなりません。

2012年5月31日現在、トラストには次の4つのサブ・ファンド（以下「サブ・ファンズ」といいます。）が存在しています。すなわち：豪ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07（2009年6月17日付信託証書補遺によって設定）（以下「豪ドル建2009-07」といいます。）、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-05（2009年4月29日付信託証書補遺によって設定）（以下「NZドル建2009-05」といいます。）、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07（2009年6月17日付信託証書補遺によって設定）（以下「NZドル建2009-07」といいます。）、米ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-06（2009年5月13日付信託証書補遺によって設定）（以下「米ドル建2009-06」といいます。）です。

トラストの投資目的は、主に世界の投資適格社債に分散投資することにより、約4年の信託期間を投資期間として元本の安全性に配慮しながら利子収入等（インカム・ゲイン）の最大化を目指すことです。投資運用会社は、主として世界中の固定利付および変動利付の国債、政府系機関債および社債から構成される様な分散したポート

フォリオに投資を行うことにより、トラストの投資目的を達成するよう努めます。投資運用会社は、償還日の前後に満期を迎える債券を投資対象とすることで、金利変動の影響を限定することを目指します。

トラストの投資活動は投資運用会社によって管理されています。

２．重要な会計方針

サブ・ファンズが適用している重要な会計方針は、以下のとおりです。

準拠基準

当該財務書類は、欧州連合（以下「EU」といいます。）が採用する国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）、国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）が採用する解釈指針およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表している解釈指針に従って作成されています。

作成基準

トラストの受益証券の各クラスまたはシリーズは、早期買戻しの場合を除き、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-05に関しては2013年5月31日、豪ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07およびNZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07に関しては2013年7月31日、ならびに米ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-06に関しては2013年6月18日の償還日に償還しなければなりません。したがって、トラストの財務書類は会計の継続性の原則に基づいて作成されていません。トラストの資産の清算費用は重大とみなされないため、当該財務書類において認識されていません。IFRSに準拠して当該財務書類を作成するには、特定の重要な会計上の見積りを用いる必要があります。また、受託会社は、トラストの会計方針を適用するために判断を求められます。高い程度の判断もしくは複雑性が関与する分野、または財務書類に対する重要な仮定および見積りが行われた分野は、当該注記において開示されています。

当該見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直されます。会計上の見積りの修正は、修正年度に認識されます。

IFRSの採用において経営陣が行った判断で、財務書類および見積りに対して重大な影響があり、次期において重要な調整のリスクが高いものについては、注記3に記載されています。

会計方針および開示の変更

採用された会計方針は、前年度に採用されたものと一致しています。

外貨

有価証券取引は取引日に財務書類に計上され、当該取引日の終了時点の為替レートで報告通貨に換算されています。外貨建貨幣性資産および負債は、当年度末日の為替レートで報告通貨に換算されています。有価証券売買を含む当年度中の取引ならびに収益および費用は、取引日の為替レートで換算されています。トレーディング活動によって生じた為替差損益は、当年度の包括利益計算書に計上されています。

金融商品

（ ）分類

損益を通じて公正価値で測定する金融商品のカテゴリーは、売買目的で保有する金融商品により構成されています。当該カテゴリーには、社債、割引債、国債および為替予約契約が含まれます。かかる商品は、主に短期間の価格変動から利益を生み出すために取得されるかまたは発生します。サブ・ファンドが締結するデリバティブ金融商品は、IAS第39号に定義されるヘッジ活動に関する会計処理を充足するものではありません。従って、サブ・ファ

ンドにはヘッジ会計が適用されません。

貸付金および未収金に分類された金融資産には、債権が含まれます。損益を通じて公正価値で測定しない負債には、債務が含まれます。

（ ）認識

各サブ・ファンドは、その商品の契約条項に従って当事者となった日に金融商品を認識します。

金融資産の購入は、通常、取引日基準で認識されます。取引日以降、金融資産または金融負債の公正価値の変動によって生じた利益または損失は、包括利益計算書に計上されます。

（ ）測定

金融商品は、当初公正価値（取引価格）で測定され、損益を通じて公正価値で測定しない金融資産または金融負債の場合には、金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用を公正価値にプラスした金額で評価されます。

当初認識後、損益を通じて公正価値で測定するものに分類されたすべての商品は、公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書に認識されます。債権および損益を通じて公正価値で測定しないものとして分類された金融資産は、実効金利法を用いて、償却原価から減損損失（もし、あれば）を控除した後の金額で計上されます。損益を通じて公正価値で測定しないものとして分類された金融負債は、実効金利法を用いて、償却原価で測定されます。

（ ）公正価値による測定原則

公正価値とは、適切な知識と取引を行う意思を有する当事者間における独立第三者間取引において交換可能な資産または決済可能な負債の金額です。金融資産の公正価値は、報告日における入手可能な最終の買呼値に基づきます。一方、金融負債は流通している売呼値で価格が付けられます。値付価格が入手できない場合、公正価値は、報告日現在の市場金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの現在価値として、見積もられます。

（ ）認識の中止

各サブ・ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローを得る契約上の権利が喪失した場合、または金融資産を譲渡した場合および当該譲渡がIAS第39号に従って認識の中止の条件を満たしている場合に、金融資産の認識を中止します。金融負債は、契約上定められた義務が解除、取消しあるいは失効した場合に認識が中止されます。

（ ）減損

取得原価または償却原価で計上される金融資産は、減損の客観的証拠が存在しているかどうかを判断するため、各財政状態計算書の日付において精査されます。かかる証拠が存在する場合、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額として、減損損失は包括利益計算書において認識されます。

以後の期間において、減価償却費で計上される金融資産において認識された減損損失の額が減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失は包括利益計算書を通じて戻し入れられます。

（ ）個別商品

現金および現金等価物

現金および現金等価物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH & Co.」といいます。）で保有される正味現金で構成されています。かかる金額は、キャッシュ・フロー計算書で正味現金および現金等価物として報告されます。

受取利息 / 支払利息

受取利息は、固定利付ポジションおよび現金残高にかかる利息に関連しています。支払利息は、現金残高に関して支払われる利息に関連しています。受取利息 / 支払利息は、実効金利法で会計処理されています。受取銀行利息は、発生主義で会計処理されています。

費用

費用は発生主義で会計処理されています。

税金

各サブ・ファンドは、投資事業体であるため、課税事象により生じた利益を除き、その収益および利益に対してアイルランド税が課されることはありません。

サブ・ファンズが、課税事象により生じた利益に対するアイルランド税を負担する場合、その税率は、通常の分配（支払が毎年またはそれ以上の頻度で行われる場合）であれば25%、その他のすべての課税事象については28%です。

買戻可能参加受益証券の買戻し

資本として認識される買戻可能参加受益証券（以下「受益証券」といいます。）が買戻される場合、受益証券の純資産は資本金からの控除として表示されます。資本金が十分でない場合には、買戻代金は利益剰余金に対する調整として表示されます。

受益証券

サブ・ファンズが発行したすべての受益証券について、投資家は、買戻日にサブ・ファンズの純資産に対する持分割合に応じた金額での買戻しを請求することができます。IAS第32号に従い、各サブ・ファンドを基本として考えると、当該商品は資本として分類されます。

金融商品の相殺

すでに認識済みの金額を相殺するための法的に強制力のある権利が存在し、純額で決済する意図があるか、あるいは資産の認識と負債の決済を同時に行う場合、金融商品は相殺され、財政状態計算書に純額で計上されます。

3. 金融商品および関連するリスク

各サブ・ファンドの金融商品より生じる主なリスクの概要は、以下の通りです。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融投資証券の将来価格に関する不確実性によって生じるリスクです。価格変動に直面した際に、サブ・ファンズが保有している市場ポジションにより損失が発生する潜在的な可能性を表すものです。市場リスクは、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクの3種類から成ります。

価格リスク

価格リスクは、商品固有またはその発行体固有の要因によるか否かに係わらず、関連する商品の価値が、時価の変化により変動するリスクです（金利リスクまたは通貨リスクにより生じるものを除きます。）。価格リスクは、

デュレーション（後記金利リスクの項目を参照のこと。）、信用リスク（信用リスクの項目を参照のこと。）およびプロダクトの観点から分散されたポートフォリオを構築することにより、投資運用会社によって管理されます。各サブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に詳述されています。

通貨リスク

通貨リスクは、基準通貨以外の通貨が不利に動くことにより、サブ・ファンズが被る可能性のある潜在的損失です。すべての投資有価証券は、ファンドの基準通貨建てであり、貸借対照表および損益計算書は、為替変動による重大な影響を受けません。サブ・ファンズの資産および負債の一部は、基準通貨以外の通貨建て有価証券に投資されており、かかる投資からサブ・ファンズが受領する収益は、当該通貨で受け取ることとなり、当該通貨は基準通貨に対して価値が下がることがあります。サブ・ファンズは、サブ・ファンズの基準通貨で純資産価額を計算するため、為替リスクを伴い、受益証券の価値に影響することがあります。投資運用会社は、通常満期が1か月から2年の間の直物および為替予約契約により固定利付ポジションの通貨リスクをヘッジします。投資運用会社の目的は、現況において最も効果的なヘッジを達成するために異なる満期を組み合わせながら、当該状況においてヘッジを慎重に構成することです。通貨ポジションは、ポートフォリオ・マネジメント・チームが使用するRAP（「Research Analyst Portal」）と呼ばれるセンチネル・コンプライアンス・システムおよびデスクトップ分析ツールを通じてリスク管理システムによって監視されます。ポジションの規模は、投資戦略全体に対するリスク・エクスポージャーの比率を一定にするために決められます。為替予約契約の取引相手方は、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびBBH & Co.です。ヘッジが実行された後の年度末現在のサブ・ファンズの外国通貨に対するエクスポージャーは、以下の表に記載されています。

通貨	豪ドル建 2009-07 2012年5月31日 豪ドル	NZドル建 2009-05 2012年5月31日 NZドル	NZドル建 2009-07 2012年5月31日 NZドル	米ドル建 2009-06 2012年5月31日 米ドル
英ポンド	14,351	(11,949)	14,181	(8,615)
カナダ・ドル	46,105	60,689	47,288	-
ユーロ	24,918	250,159	50,578	(16,926)
ニュージーランド・ドル	-	-	-	46
米ドル	(116,428)	340,467	153,964	-
合計	(31,054)	639,366	266,011	(25,495)

通貨	豪ドル建 2009-07 2011年5月31日 豪ドル	NZドル建 2009-05 2011年5月31日 NZドル	NZドル建 2009-07 2011年5月31日 NZドル	米ドル建 2009-06 2011年5月31日 米ドル
英ポンド	187,171	274,761	212,349	(27,996)
カナダ・ドル	22,981	48,119	28,324	-
ユーロ	(58,171)	468,042	(36,546)	(34,803)
日本円	-	-	-	594
ニュージーランド・ドル	-	-	-	50
米ドル	(209,171)	320,885	731,097	-
合計	(57,190)	1,111,807	935,224	(62,155)

2012年5月31日および2011年5月31日現在、サブ・ファンドの基準通貨と比較して各通貨が10%強くなった場合、他の変数を一定とした場合のサブ・ファンドの損益および純資産への影響は、以下の通りです。

豪ドル建 2009-07	NZドル建 2009-05	NZドル建 2009-07	米ドル建 2009-06
--------------	---------------	---------------	--------------

通貨	2012年 5 月31日 豪ドル	2012年 5 月31日 NZドル	2012年 5 月31日 NZドル	2012年 5 月31日 米ドル
英ポンド	1,435	(1,195)	1,418	(861)
カナダ・ドル	4,610	6,069	4,729	-
ユーロ	2,492	25,016	5,058	(1,693)
ニュージーランド・ドル	-	-	-	5
米ドル	(11,642)	34,047	15,396	-
合計	(3,105)	63,937	26,601	(2,549)

通貨	豪ドル建 2009-07 2011年 5 月31日 豪ドル	NZドル建 2009-05 2011年 5 月31日 NZドル	NZドル建 2009-07 2011年 5 月31日 NZドル	米ドル建 2009-06 2011年 5 月31日 米ドル
英ポンド	18,717	27,476	21,235	(2,800)
カナダ・ドル	2,298	4,812	2,832	-
ユーロ	(5,817)	46,804	(3,655)	(3,480)
日本円	-	-	-	59
ニュージーランド・ドル	-	-	-	5
米ドル	(20,917)	32,088	73,110	-
合計	(5,719)	111,180	93,522	(6,216)

各通貨に対して基準通貨が同等に弱まった場合には、上記の金額と正反対の影響が生じることになります。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利に動くことにより、サブ・ファンズが被る可能性のある潜在的損失です。固定利付証券の価値は、金利環境の変化の影響を受け、変動利付証券から受領する収益金、銀行残高、借越金にかかる未払金も、金利変動の影響を受けることがあります。投資運用会社は、先物金利およびスワップの組合せを活用して、金利リスクをヘッジすることがあります。個々の証券をヘッジするよりも、ポートフォリオレベルでヘッジする方がより効率的で費用がかからず、本質的に同様の成果を上げるという投資運用会社の意見の通り、通常、ポートフォリオはポートフォリオレベルでヘッジされます。

投資運用会社は、継続的に市場リスクおよびポートフォリオ・リスクを測定し監視するため、特定のリスク・モデルを用いて金利リスクを監視します。投資運用会社はまた、伝統的なマクロ的な見込み（世界的なGDPの成長、インフレおよび金利の予測を含みます。）も利用することがあります。

2012年 5 月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

豪ドル建2009-07

資産	1 か月未満 豪ドル	1 - 3 か月 豪ドル	3 か月超 豪ドル	無利子 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,937,958	-	24,293,773	3,351,148	30,582,879
債権	-	-	-	466,589	466,589
現金および現金等価物	1,655,675	-	-	-	1,655,675
資産合計	4,593,633	-	24,293,773	3,817,737	32,705,143

負債

損益を通じて公正価値で
測定する金融負債

	-	-	-	45,013	45,013
当座借越	3,852,559	-	-	-	3,852,559
債務	-	-	-	228,379	228,379

負債合計	3,852,559	-	-	273,392	4,125,951
-------------	------------------	----------	----------	----------------	------------------

金利感応度ギャップ合計	741,074	-	24,293,773	該当なし	該当なし
--------------------	----------------	----------	-------------------	-------------	-------------

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は125,174豪ドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2012年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

NZドル建2009-05

	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	無利子 NZドル	合計 NZドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	3,047,413	-	30,827,359	7,030,493	40,905,265
債権	-	-	-	552,895	552,895
現金および現金等価物	1,839,143	-	-	-	1,839,143
資産合計	4,886,556	-	30,827,359	7,583,388	43,297,303

負債

損益を通じて公正価値で
測定する金融負債

	-	-	-	2,126,497	2,126,497
当座借越	5,412,185	-	-	-	5,412,185
債務	-	-	-	939,044	939,044

負債合計	5,412,185	-	-	3,065,541	8,477,726
-------------	------------------	----------	----------	------------------	------------------

金利感応度ギャップ合計	(525,629)	-	30,827,359	該当なし	該当なし
--------------------	------------------	----------	-------------------	-------------	-------------

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は191,509NZドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2012年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

NZドル建2009-07

	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	無利子 NZドル	合計 NZドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,887,628	-	29,335,919	4,507,129	36,730,676
債権	-	-	-	582,536	582,536
現金および現金等価物	1,879,560	-	-	-	1,879,560
資産合計	4,767,188	-	29,335,919	5,089,665	39,192,772

負債

損益を通じて公正価値で
測定する金融負債

	-	-	-	506,421	506,421
当座借越	4,445,417	-	-	-	4,445,417
債務	-	-	-	325,583	325,583

負債合計	4,445,417	-	-	832,004	5,277,421
-------------	------------------	----------	----------	----------------	------------------

金利感応度ギャップ合計	321,771	-	29,335,919	該当なし	該当なし
--------------------	----------------	----------	-------------------	-------------	-------------

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は148,289NZドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2012年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

米ドル建2009-06

	1か月未満 米ドル	1 - 3か月 米ドル	3か月超 米ドル	無利子 米ドル	合計 米ドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	459,933	-	13,320,181	187,041	13,967,155
債権	-	-	-	193,334	193,334
現金および現金等価物	1,083,990	-	-	-	1,083,990

資産合計	1,543,923	-	13,320,181	380,375	15,244,479
-------------	------------------	----------	-------------------	----------------	-------------------

負債

債務	-	-	-	111,482	111,482
----	---	---	---	---------	---------

負債合計	-	-	-	111,482	111,482
-------------	----------	----------	----------	----------------	----------------

金利感応度ギャップ合計	1,543,923	-	13,320,181	該当なし	該当なし
--------------------	------------------	----------	-------------------	-------------	-------------

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は74,321米ドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

豪ドル建2009-07

	1か月未満 豪ドル	1 - 3か月 豪ドル	3か月超 豪ドル	無利子 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	38,052,641	4,054,046	42,106,687
債権	-	-	-	697,137	697,137
現金および現金等価物	1,809,548	-	-	-	1,809,548

資産合計	1,809,548	-	38,052,641	4,751,183	44,613,372
-------------	------------------	----------	-------------------	------------------	-------------------

負債

損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	-	-	-	23,908	23,908
当座借越	4,297,144	-	-	-	4,297,144
債務	-	-	-	883,563	883,563
負債合計	4,297,144	-	-	907,471	5,204,615
金利感応度ギャップ合計	(2,487,596)	-	38,052,641	該当なし	該当なし

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は177,825豪ドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

NZドル建2009-05

	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	無利子 NZドル	合計 NZドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	48,919,126	9,951,401	58,870,527
債権	-	-	-	1,491,340	1,491,340
現金および現金等価物	3,592,867	-	-	-	3,592,867
資産合計	3,592,867	-	48,919,126	11,442,741	63,954,734
負債					
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	-	-	-	2,463,844	2,463,844
当座借越	6,978,088	-	-	-	6,978,088
債務	-	-	-	2,822,789	2,822,789
負債合計	6,978,088	-	-	5,286,633	12,264,721
金利感応度ギャップ合計	(3,385,221)	-	48,919,126	該当なし	該当なし

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は227,670NZドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

NZドル建2009-07

	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	無利子 NZドル	合計 NZドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	43,892,171	7,270,440	51,162,611
債権	-	-	-	763,221	763,221
現金および現金等価物	2,798,109	-	-	-	2,798,109
資産合計	2,798,109	-	43,892,171	8,033,661	54,723,941
負債					

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	1,339,201	1,339,201
当座借越	5,537,405	-	-	-	5,537,405
債務	-	-	-	1,172,275	1,172,275
負債合計	5,537,405	-	-	2,511,476	8,048,881
金利感応度ギャップ合計	(2,739,296)	-	43,892,171	該当なし	該当なし

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は205,764NZドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの投資有価証券に関する金利の概要は、以下の通りでした。

米ドル建2009-06

	1か月未満 米ドル	1 - 3か月 米ドル	3か月超 米ドル	無利子 米ドル	合計 米ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	18,612,667	-	18,612,667
債権	-	-	-	254,277	254,277
現金および現金等価物	416,431	-	-	-	416,431
資産合計	416,431	-	18,612,667	254,277	19,283,375
負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	40,664	40,664
債務	-	-	-	115,718	115,718
負債合計	-	-	-	156,382	156,382
金利感応度ギャップ合計	416,431	-	18,612,667	該当なし	該当なし

報告日現在、金利が0.50%上昇した場合、利益は95,145米ドル増加することとなります。0.50%の金利の下落により、同額の減少が生じることとなります。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティーが高く金融が逼迫した状況において、サブ・ファンドが、投資ポジションの規模を合理的な価格で迅速に調整できない可能性を意味します。

ファンドは、容易に現金化可能な資産に投資し、10%未満の翌日物現金残高が、通常、維持されています。当該残高は、既知の支出のためおよび市場混乱時に、増額されます。市場の混乱時、資産の現金化がより困難になることがあります。かかる状況が観察された場合、監視され、必要に応じて満期時期が短縮され、翌日物現金が増額されます。

投資運用会社は、金融商品の種類、金融商品の満期日、取引高、未決済の合計金額およびサブ・ファンドが保有する未決済の割合等の要素を考慮しつつ定期的に流動性を監視します。流動性は、投資可能な時価総額、投資可能な発行体の幅、厚みおよび数、ならびに取引高、取引費用、決済費用および買呼値／売呼値スプレッドを含む様々な関係要素に基づき評価されます。投資運用会社は、全社レベルでポートフォリオに関する流動性を監視するリスク管理チームを設置しています。ポートフォリオ集中投資限度額は、分散投資を促進し流動性問題を回避する

ために、発行銘柄および発行体レベルで設定されています。

以下の流動性リスクの表は、報告日から契約満期日までの残存期間に基づいて、各サブ・ファンドの金融負債を満期別に分析したものです。

トラストによって発行された受益証券は、受益者のオプションで買戻可能であるため、以下の分析に含まれています。

豪ドル建2009-07

2012年5月31日 負債	1か月未満 豪ドル	1 - 3か月 豪ドル	3か月超 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	152	44,861	-	45,013
当座借越	3,852,559	-	-	3,852,559
債務	228,379	-	-	228,379
	4,081,090	44,861	-	4,125,951
資本	28,579,192	-	-	28,579,192
負債および資本合計	32,660,282	44,861	-	32,705,143

NZドル建2009-05

2012年5月31日 負債	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	合計 NZドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	5,072	-	2,121,425	2,126,497
当座借越	5,412,185	-	-	5,412,185
債務	939,044	-	-	939,044
	6,356,301	-	2,121,425	8,477,726
資本	34,819,577	-	-	34,819,577
負債および資本合計	41,175,878	-	2,121,425	43,297,303

NZドル建2009-07

2012年5月31日 負債	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	合計 NZドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	3,460	9,635	493,326	506,421
当座借越	4,445,417	-	-	4,445,417
債務	325,583	-	-	325,583
	4,774,460	9,635	493,326	5,277,421
資本	33,915,351	-	-	33,915,351
負債および資本合計	38,689,811	9,635	493,326	39,192,772

米ドル建2009-06

2012年5月31日 負債	1か月未満 米ドル	1 - 3か月 米ドル	3か月超 米ドル	合計 米ドル
債務	111,482	-	-	111,482
	111,482	-	-	111,482
資本	15,132,997	-	-	15,132,997
負債および資本合計	15,244,479	-	-	15,244,479

豪ドル建2009-07

2011年5月31日 負債	1か月未満 豪ドル	1 - 3か月 豪ドル	3か月超 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	-	23,908	-	23,908
当座借越	4,297,144	-	-	4,297,144
債務	883,563	-	-	883,563
	5,180,707	23,908	-	5,204,615
資本	39,408,757	-	-	39,408,757
負債および資本合計	44,589,464	23,908	-	44,613,372

NZドル建2009-05

2011年5月31日 負債	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	合計 NZドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	65,732	-	2,398,112	2,463,844
当座借越	6,978,088	-	-	6,978,088
債務	2,822,789	-	-	2,822,789
	9,866,609	-	2,398,112	12,264,721
資本	51,690,013	-	-	51,690,013
負債および資本合計	61,556,622	-	2,398,112	63,954,734

NZドル建2009-07

2011年5月31日 負債	1か月未満 NZドル	1 - 3か月 NZドル	3か月超 NZドル	合計 NZドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	34,316	-	1,304,885	1,339,201
当座借越	5,537,405	-	-	5,537,405
債務	1,172,275	-	-	1,172,275
	6,743,996	-	1,304,885	8,048,881
資本	46,675,060	-	-	46,675,060
負債および資本合計	53,419,056	-	1,304,885	54,723,941

米ドル建2009-06

2011年5月31日 負債	1か月未満 米ドル	1 - 3か月 米ドル	3か月超 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	-	40,664	-	40,664
債務	115,718	-	-	115,718
	115,718	40,664	-	156,382
資本	19,126,993	-	-	19,126,993
負債および資本合計	19,242,711	40,664	-	19,283,375

信用リスク

信用リスクは、サブ・ファンズの取引相手方がサブ・ファンズに対する債務の要項に従って行為しなかった場合に、サブ・ファンドが計上する損失によって測定されます。各サブ・ファンドは、取引相手方に関する信用リスクにさらされ、また、決済不履行リスクを負います。サブ・ファンズは、十分な経験、知識および信用力を備えた定評

のある取引相手方のみを選択します。上場有価証券の取引はすべて、認可されたブローカーによる受渡しの上、決済／支払が行われます。ブローカーが支払を受けてから、売却する有価証券の受渡しが行われるため、債務不履行リスクは、最小と考えられます。購入代金は、有価証券がブローカーによって受領されてから、支払われます。投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズによって報告される信用格付リストを監視します。

受託会社としてのダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシーを保管会社（以下「保管会社」といいます。）に任命しています。ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシーは、同様に、BBH & Co.を副保管会社（以下「副保管会社」といいます。）に任命しています。現金および有価証券の両方が最終的に副保管会社において保有されており、副保管会社が銀行として現金を保有しています。当年度末現在、各サブ・ファンドの有価証券および現金のほとんどは、副保管会社によって保有されています。副保管会社のフィッチの信用格付は、A+です。副保管会社の破産または支払不能により、サブ・ファンズの投資対象で、銀行によって保有されている債務証券に関するサブ・ファンズの権利に遅延または制限がおよぶことがあります。

各サブ・ファンドの有価証券は、副保管会社の分別口座で維持されているため、副保管会社の破産または支払不能の場合でも、各サブ・ファンドの資産は分離されます。しかし、サブ・ファンズは、サブ・ファンズの現金に関し、副保管会社の信用リスクまたは保管会社もしくは副保管会社が使用する保管機構の信用リスクにさらされます。副保管会社が支払不能または破産に陥った場合、サブ・ファンズは、その現金残高に関し、副保管会社の一般の債権者として扱われます。

サブ・ファンズが取引している、格付のある投資可能有価証券をすべてリストにした投資対象リストが維持され、フィッチによる格付の変更を記録するため、日々監視されています。どのような格付の変更も、投資運用会社に報告されます。

以下の表は、損益を通じて公正価値で測定する固定利付商品の配分について、信用格付ごとに純資産価額に対する比率で表示したものです。

	2012年 5 月31日 豪ドル建2009-07	2012年 5 月31日 NZドル建2009-05	2012年 5 月31日 NZドル建2009-07	2012年 5 月31日 米ドル建2009-06
AAA	7.20	6.30	5.22	16.79
AA+	5.44	5.70	7.27	7.96
AA	5.85	9.62	5.94	-
AA-	10.29	13.67	10.44	2.21
A+	7.53	8.51	7.19	2.77
A	12.23	8.16	14.28	13.33
A-	16.30	18.75	15.99	24.45
BBB+	11.31	9.84	10.70	9.10
BBB	14.73	13.29	13.46	12.42
BBB-	9.12	6.16	9.51	10.97

	2011年 5 月31日 豪ドル建2009-07	2011年 5 月31日 NZドル建2009-05	2011年 5 月31日 NZドル建2009-07	2011年 5 月31日 米ドル建2009-06
AAA	5.63	10.38	6.08	8.00

AA+	7.44	5.41	7.24	9.10
AA	12.07	16.06	11.63	4.85
AA-	10.45	15.01	10.12	1.17
A+	6.20	7.29	6.09	6.44
A	18.70	14.49	17.54	22.51
A-	9.79	10.35	10.16	12.01
BBB+	9.95	10.38	9.94	12.85
BBB	12.13	6.44	13.16	13.70
BBB-	7.64	4.19	8.04	9.37

当年度における、投資有価証券の取引により生じたすべての損益は、包括利益計算書に計上されています。

４．金融商品の公正価値

IFRS第7号「金融商品：開示」は、公正価値の測定に用いられる評価技法のインプットに優先順位をつける公正価値ヒエラルキーを設定しています。ヒエラルキーは活発な市場における同一の資産または負債の未調整の相場価格に対して最も優先度を高くしており（レベル1測定）、観察不可能なインプットに対しては最も優先度を低くしています（レベル3測定）。IFRS第7号に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りです。

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債の相場価格（レベル1）、
- ・ レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、資産または負債について直接（価格として）または間接（価格から導かれるものとして）に観察可能なもの（レベル2）、および
- ・ 観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不可能インプット）（レベル3）。

以下の表は、2012年5月31日および2011年5月31日現在の評価ヒエラルキー中のレベルによる財政状態計算書に計上された金融資産を表示しています。

2012年5月31日

豪ドル建2009-07	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
- 社債	-	23,562,277	-	23,562,277
- 割引債	2,937,958	-	-	2,937,958
- 国債	731,497	-	-	731,497
- 為替予約契約	-	3,351,147	-	3,351,147
	<u>3,669,455</u>	<u>26,913,424</u>	<u>-</u>	<u>30,582,879</u>
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
- 為替予約契約	-	45,013	-	45,013
	<u>-</u>	<u>45,013</u>	<u>-</u>	<u>45,013</u>

2012年5月31日

NZドル建2009-05	レベル1 NZドル	レベル2 NZドル	レベル3 NZドル	合計 NZドル
--------------	--------------	--------------	--------------	------------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	30,071,952	-	30,071,952
- 割引債	3,047,413	-	-	3,047,413
- 国債	755,407	-	-	755,407
- 為替予約契約	-	7,030,493	-	7,030,493
	<u>3,802,820</u>	<u>37,102,445</u>	<u>-</u>	<u>40,905,265</u>

**損益を通じて公正価値で
測定する金融負債**

- 為替予約契約	-	2,126,497	-	2,126,497
	<u>-</u>	<u>2,126,497</u>	<u>-</u>	<u>2,126,497</u>

2012年 5 月31日

NZドル建2009-07	レベル 1 NZドル	レベル 2 NZドル	レベル 3 NZドル	合計 NZドル
--------------	---------------	---------------	---------------	------------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	28,501,783	-	28,501,783
- 割引債	2,887,628	-	-	2,887,628
- 国債	834,136	-	-	834,136
- 為替予約契約	-	4,507,129	-	4,507,129
	<u>3,721,764</u>	<u>33,008,912</u>	<u>-</u>	<u>36,730,676</u>

**損益を通じて公正価値で
測定する金融負債**

- 為替予約契約	-	506,421	-	506,421
	<u>-</u>	<u>506,421</u>	<u>-</u>	<u>506,421</u>

2012年 5 月31日

米ドル建2009-06	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
-------------	--------------	--------------	--------------	-----------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	12,813,471	-	12,813,471
- 割引債	459,933	-	-	459,933
- 国債	506,710	-	-	506,710
- 為替予約契約	-	187,041	-	187,041
	<u>966,643</u>	<u>13,000,512</u>	<u>-</u>	<u>13,967,155</u>

2011年 5 月31日

豪ドル建2009-07	レベル 1 豪ドル	レベル 2 豪ドル	レベル 3 豪ドル	合計 豪ドル
-------------	--------------	--------------	--------------	-----------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	34,611,076	-	34,611,076
- 割引債	2,768,307	-	-	2,768,307
- 国債	673,258	-	-	673,258
- 為替予約契約	-	4,054,046	-	4,054,046
	<u>3,441,565</u>	<u>38,665,122</u>	<u>-</u>	<u>42,106,687</u>

**損益を通じて公正価値で
測定する金融負債**

- 為替予約契約	-	23,908	-	23,908
	<u>-</u>	<u>23,908</u>	<u>-</u>	<u>23,908</u>

2011年 5 月31日

NZドル建2009-05	レベル 1 NZドル	レベル 2 NZドル	レベル 3 NZドル	合計 NZドル
--------------	---------------	---------------	---------------	------------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	44,720,610	-	44,720,610
- 割引債	3,500,832	-	-	3,500,832
- 国債	697,684	-	-	697,684
- 為替予約契約	-	9,951,401	-	9,951,401
	<u>4,198,516</u>	<u>54,672,011</u>	<u>-</u>	<u>58,870,527</u>

**損益を通じて公正価値で
測定する金融負債**

- 為替予約契約	-	2,463,844	-	2,463,844
	<u>-</u>	<u>2,463,844</u>	<u>-</u>	<u>2,463,844</u>

2011年 5 月31日

NZドル建2009-07	レベル 1 NZドル	レベル 2 NZドル	レベル 3 NZドル	合計 NZドル
--------------	---------------	---------------	---------------	------------

**損益を通じて公正価値で
測定する金融資産**

- 社債	-	40,366,645	-	40,366,645
- 割引債	2,619,529	-	-	2,619,529
- 国債	935,997	-	-	935,997
- 為替予約契約	-	7,240,440	-	7,240,440
	<u>3,555,526</u>	<u>47,607,085</u>	<u>-</u>	<u>51,162,611</u>

**損益を通じて公正価値で
測定する金融負債**

- 為替予約契約	-	1,339,201	-	1,339,201
	<u>-</u>	<u>1,339,201</u>	<u>-</u>	<u>1,339,201</u>

2011年5月31日

米ドル建2009-06

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
- 社債	-	17,902,205	-	17,902,205
- 国債	710,462	-	-	710,462
	<u>710,462</u>	<u>17,902,205</u>	<u>-</u>	<u>18,612,667</u>
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
- 為替予約契約	-	40,664	-	40,664
	<u>-</u>	<u>40,664</u>	<u>-</u>	<u>40,664</u>

公正価値ヒエラルキーにおける投資のレベルは、公正価値の測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいています。トラストにおいてレベル間での移動はありませんでした。

5．現金および現金等価物ならびに当座借越

2012年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
現金	1,655,675	1,839,143	1,879,560	1,083,990
現金および現金等価物	1,655,675	1,839,143	1,879,560	1,083,990
外貨残高	(3,852,559)	(5,412,185)	(4,445,417)	-
当座借越	(3,852,559)	(5,412,185)	(4,445,417)	-
2011年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
現金	1,809,548	3,592,867	2,798,109	416,431
現金および現金等価物	1,809,548	3,592,867	2,798,109	416,431
外貨残高	(4,297,144)	(6,978,088)	(5,537,405)	-
当座借越	(4,297,144)	(6,978,088)	(5,537,405)	-

現金残高は保管銀行の副保管会社に保有されています。サブ・ファンドの投資有価証券が発行された法域の要件に従って、保管銀行は一または複数の副保管会社の業務を利用することができます。

6．債権

2012年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
未収銀行利息	2,349	1,022	1,576	29
未収債権利息	464,240	551,873	580,960	193,305

	466,589	552,895	582,536	193,334
2011年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
未収銀行利息	2,822	1,450	1,156	21
未収債権利息	651,763	734,032	762,065	254,256
投資有価証券売却未収金	-	755,858	-	-
未決済取引未収金	42,552	-	-	-
	697,137	1,491,340	763,221	254,277

7．債務

2012年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
未払分配金	-	832,325	-	-
未払報酬引当金（注11）	88,928	77,507	114,637	26,547
未払買戻代金	139,451	29,212	210,946	84,935
	228,379	939,044	325,583	111,482

2011年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
未払債権利息	-	26	-	-
未払分配金	-	1,221,525	-	-
未払報酬引当金（注11）	131,564	301,260	175,678	58,356
未払買戻代金	190,597	723,261	515,646	57,362
未決済取引未払金	561,402	576,717	480,951	-
	883,563	2,822,789	1,172,275	115,718

8．損益を通じて公正価値で測定する金融商品

2012年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
売買目的保有：				
- 社債	23,562,277	30,071,952	28,501,783	12,813,471
- 割引債	2,937,958	3,047,413	2,887,628	459,933
- 国債	731,497	755,407	834,136	506,710
- 為替予約契約	3,351,147	7,030,493	4,507,129	187,041
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産合計	30,582,879	40,905,265	36,730,676	13,967,155

損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
売買目的保有：				
- 為替予約契約	45,013	2,126,497	506,421	-
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債合計	45,013	2,126,497	506,421	-

2011年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
売買目的保有：				
- 社債	34,611,076	44,720,610	40,336,645	17,902,205
- 割引債	2,768,307	3,500,832	2,619,529	-
- 国債	673,258	697,684	935,997	710,462
- 為替予約契約	4,054,046	9,951,401	7,270,440	-
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産合計	42,106,687	58,870,527	51,162,611	18,612,667
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
売買目的保有：				
- 為替予約契約	23,908	2,463,844	1,339,201	40,664
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債合計	23,908	2,463,844	1,339,201	40,664

9．当年度中に発行および買い戻された受益証券

2012年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
期首現在発行済受益証券口数	37,033	48,861	43,634	17,732
受益証券買戻口数	(10,448)	(15,596)	(11,572)	(3,265)
期末現在発行済受益証券口数	26,585	33,265	32,062	14,467

2011年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
期首現在発行済受益証券口数	58,971	78,368	65,820	20,767
受益証券買戻口数	(21,938)	(29,507)	(22,186)	(3,035)
期末現在発行済受益証券口数	37,033	48,861	43,634	17,732

当初募集期間は、各サブ・ファンドの英文目論見書に詳細が記載されています。当初募集期間の終了後、受益証券は販売に供されません。受益証券の買戻しは、関連する取引日の前営業日の午後4時30分（東京時間）または管理会社が決めるその他の締切前に買戻請求を提出することにより、毎週木曜日または木曜日が営業日でない場合は、翌営業日に行われます。買戻請求が買戻締切時刻後に受理された場合、管理会社はその絶対的な裁量により別途定める場合を除き、翌買戻日に処理されます。

サブ・ファンドは、いかなる資本要件も外部から課されることはありません。

10．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益／（損失）

2012年 5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
以下に係る実現純利益／ （損失）：				
- 社債	(2,625,130)	(3,125,065)	(2,332,955)	165,632
- 割引債	249,314	288,100	193,154	1
- 国債	(24,873)	(54,383)	(96,750)	1,052

- 為替予約契約	58,756	1,299,792	519,081	192,176
- その他	657,502	1,156,387	1,024,459	75,033
	(1,684,431)	(435,169)	(693,011)	433,894

以下に係る未実現利益 /
（損失）の純変動：

- 社債	3,321,430	3,276,368	2,986,323	(1,129,945)
- 割引債	204,653	361,614	308,733	-
- 国債	66,677	66,194	128,577	(58)
- 為替予約契約	(724,004)	(2,583,560)	(1,930,529)	227,706
- その他	6,311	(254,266)	(296,527)	(5,984)
	2,875,067	866,350	1,196,577	(908,281)

損益を通じて公正価値で
測定する金融資産および
負債に係る純利益 / （損失）
合計

1,190,636	431,181	503,566	(474,387)
-----------	---------	---------	-----------

2011年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
------------	--------------------	----------------------	----------------------	--------------------

以下に係る実現純利益 /
（損失）：

- 社債	(1,187,951)	(2,888,882)	(972,813)	188,051
- 割引債	(252,211)	(206,561)	(62,074)	-
- 国債	21,505	(191,050)	(40,434)	26,069
- 為替予約契約	2,141,437	1,029,671	1,446,854	(236,584)
- その他	1,433,115	1,617,286	1,341,191	(46,062)
	2,155,895	(639,536)	1,712,724	(68,526)

以下に係る未実現利益 /
（損失）の純変動：

- 社債	(7,173,644)	(5,516,171)	(6,352,996)	608,250
- 割引債	(10,865)	(119,421)	(82,291)	-
- 国債	(377,063)	(71,472)	(333,108)	(14,063)
- 為替予約契約	7,299,399	8,329,764	7,356,507	(371,753)
- その他	(7,635)	179,610	165,092	4,502
	(269,808)	2,802,310	753,204	226,936

損益を通じて公正価値で
測定する金融資産および
負債に係る純利益合計

1,886,087	2,162,774	2,465,928	158,410
-----------	-----------	-----------	---------

11. 報酬および費用

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンズの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬を各サブ・ファンドの資産から受領します。受託報酬は、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。受託会社は、受託報酬の中から、副保管会社に対して支払われる報酬を支払うものとします。他の副保管会社の報酬は、通常の商業レートであることを条件として、サブ・ファンズの資産から支払うことができます。

受託会社は、証券取引に関して指図一件当たり25ユーロの手数料を、現金取引の決済に関して指図一件当たり25ユーロの手数料を受領します。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンズの純資産価額の年率0.09%を上限とするサブ・ファンズの運用、管理事務、ならびに登録および名義書換代行会社業務にかかる報酬を各サブ・ファンドの資産から受領します。管理報酬は、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。また、管理会社は、トラストの財務書類の作成費

用として年間4,000ユーロの固定報酬を受領します。

投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンズの純資産価額の年率0.45%を上限とする報酬を各サブ・ファンドの資産から受領します。投資運用会社は、自ら選任した副投資運用会社または投資顧問会社の報酬を、投資運用報酬から支払う責任を負います。投資運用会社に支払われる報酬は、受益証券の純資産価額に基づき、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされています。

販売会社報酬、代行協会員報酬および管理会社代行サービス報酬

販売会社は、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%を上限とする報酬を豪ドル建2009-07、NZドル建2009-05およびNZドル建2009-07の資産から受領します。販売会社報酬は、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。

販売会社は、米ドル建2009-06の純資産価額の年率0.30%を上限とする報酬を米ドル建2009-06の資産から受領します。販売会社報酬は、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。

販売会社は、自ら選任したすべての副販売会社または販売取扱会社の報酬を販売会社報酬から支払う責任を負います。

代行協会員は、サブ・ファンズの純資産価額の年率0.10%を上限とする報酬を各サブ・ファンドの資産から受領します。代行協会員報酬は、各評価時点において計算され、発生するものとし、毎月後払いされます。

管理会社代行サービス会社は、サブ・ファンズの純資産価額の年率0.15%を上限とする各サブ・ファンドに対する業務にかかる報酬を、各サブ・ファンドの資産から受領します。管理会社代行サービス報酬は、各評価時点において計算され、かつ発生するものとし、毎月後払いされます。

その他の報酬および費用

監査報酬、弁護士報酬、コンサルタント報酬、取引費用、広告費用、印刷費用およびその他の継続的に発生する立替費用を含みますが、これらに限定されません、各サブ・ファンドに帰属する追加的費用および支出は、各サブ・ファンドの資産から支払われます。各サブ・ファンドはまた、適用ある税金を負担します。

各サブ・ファンドの基準通貨における未払報酬は以下のとおりです。

2012年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
受託報酬	852	1,091	1,017	452
管理報酬	8,057	10,151	9,981	7,164
投資運用報酬	12,761	16,075	15,263	6,773
販売会社報酬、 代行協会員報酬および 管理会社代行サービス報酬	24,155	30,364	28,831	8,279
監査報酬	28,372	36,598	34,388	27,871
その他の報酬および費用	4,731	(16,772)	25,157	(23,992)
	88,928	77,507	114,637	26,547

2011年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
------------	--------------------	----------------------	----------------------	--------------------

受託報酬	884	1,214	1,059	429
管理報酬	3,135	4,235	3,770	1,696
投資運用報酬	13,261	18,206	15,884	6,431
販売会社報酬、 代行協会員報酬および 管理会社代行サービス報酬	25,048	34,390	30,002	7,860
設立費	26,685	175,897	44,890	7,585
監査報酬	29,295	38,209	38,762	28,732
その他の報酬および費用	33,256	29,109	41,311	5,623
	131,564	301,260	175,678	58,356

12．関連当事者取引

ある当事者が別の当事者を支配する能力を有しているか、または財務上もしくは経営上の判断を下す際に別の当事者に重要な影響を及ぼすことができる場合、その当事者は関連当事者とみなされます。管理会社、受託会社および投資運用会社は、トラストの関連当事者とみなされています。関連当事者に関して、当年度中に発生した報酬は包括利益計算書に開示されています。当年度末現在の関連会社への未払金額は、注記11に開示されています。通常の事業過程における取引を除き、関連当事者との取引はありませんでした。

13．取引目的で使用される純資産価額の財務書類上の純資産価額への調整

各サブ・ファンドの設立および設定に関する一切の手数料および費用は、管理会社が負担する専門的アドバイザー報酬ならびに各サブ・ファンドの日本における販売のための届出関係手数料を含め、サブ・ファンズが負担します。IFRSに従って、豪ドル建2009-07は175,453豪ドル、NZドル建2009-05は468,550NZドル、NZドル建2009-07は215,159NZドルおよび米ドル建2009-06は165,452米ドルとして見積られた設立費は、発生年度の包括利益計算書において全額費用計上されました。取引目的で使用する受益証券一口当たりの純資産価格（報告額）を計算するため、各サブ・ファンドの創設に関連したこれらの設立費を、サブ・ファンズの当初4会計期間または管理会社が決定する期間にわたり、英文目論見書に従い管理会社がその絶対的な裁量で公正とみなす方法により償却されます。

2012年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
受益証券保有者に帰属する 財務書類上の純資産価額	28,579,192	34,819,577	33,915,351	15,132,997
発生した設立費の戻入れ	175,453	468,550	215,159	165,452
設立費償却額	(144,324)	(458,839)	(184,866)	(127,869)
純資産価額（報告額）	28,610,321	34,829,288	33,945,644	15,170,580
受益証券口数	26,585	33,265	32,062	14,467
受益証券一口当たり 純資産価格（報告額）	1,076.18	1,047.03	1,058.75	1,048.63
財務書類上の受益証券 一口当たり純資産価格	1,075.01	1,046.73	1,057.81	1,046.04
2011年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
受益証券保有者に帰属する 財務書類上の純資産価額	39,408,757	51,690,013	46,675,060	19,126,993
発生した設立費の戻入れ	175,453	468,550	215,159	165,452
設立費償却額	(83,904)	(233,790)	(102,898)	(82,211)

純資産価額（報告額）	39,500,306	51,924,773	46,787,321	19,210,234
受益証券口数	37,033	48,861	43,634	17,732
受益証券一口当たり 純資産価格（報告額）	1,066.62	1,062.70	1,072.27	1,083.37
財務書類上の受益証券 一口当たり純資産価格	1,064.15	1,057.90	1,069.69	1,078.67

2010年5月31日	豪ドル建2009-07 豪ドル	NZドル建2009-05 NZドル	NZドル建2009-07 NZドル	米ドル建2009-06 米ドル
受益証券保有者に帰属する 財務書類上の純資産価額	62,059,446	84,097,555	69,218,397	22,340,255
発生した設立費の戻入れ	175,453	468,550	215,159	165,452
設立費償却額	(38,195)	(116,574)	(46,842)	(40,360)
純資産価額（報告額）	62,196,704	84,449,531	69,386,714	22,465,347
受益証券口数	58,971	78,368	65,820	20,767
受益証券一口当たり 純資産価格（報告額）	1,054.70	1,077.60	1,054.19	1,081.78
財務書類上の受益証券 一口当たり純資産価格	1,052.37	1,073.11	1,051.63	1,075.76

14．分配方針

管理会社は、豪ドル建2009-07およびNZドル建2009-07について毎年1月31日および7月31日、NZドル建2009-05について5月31日および11月30日ならびに米ドル建2009-06について6月15日および12月15日（以下、各々を「分配日」といいます。）にサブ・ファンズの純収益の全額またはほぼ全額に相当する半期毎の分配金を、関連する分配日の前営業日の営業終了時に受益者として登録されている全受益者に対して宣言し、かつ支払うことを予定しています。宣言された分配金は、原則として、通常、分配日から起算して3営業日目に支払われます。受益証券に帰属する純収益が、支払可能とされた金額を上回る場合に限り、超過リターンは累積され、受益証券の純資産価額に反映されます。受益証券の保有が販売会社に委託されている場合、分配金は、販売会社が分配金を受領した後に定める日に受益者に対して支払われます。

分配金は、各サブ・ファンドの投資純収益から支払われることがあります。

15．ソフト・コミッション契約

トラストは、ソフト・コミッション契約を締結していません。

16．比較数値

比較数値は、2011年5月31日終了年度のもので、

17．本報告書で使用された為替レート

以下は、資産および負債の換算に使用された各サブ・ファンドの基準通貨に対する為替レートです。

2012年5月31日	豪ドル建2009-07	NZドル建2009-05	NZドル建2009-07	米ドル建2009-06
英ポンド	0.630187	0.488192	0.488192	0.649710
カナダ・ドル	1.002641	0.778300	0.778300	-
ユーロ	0.784467	0.607709	0.607709	0.808770
NZドル	-	-	-	1.330850
米ドル	0.969951	0.751399	0.751399	-

2011年 5月31日	豪ドル建2009-07	NZドル建2009-05	NZドル建2009-07	米ドル建2009-06
英ポンド	0.647377	0.499770	0.499770	0.607550
カナダ・ドル	1.032361	0.796974	0.796974	-
ユーロ	0.741199	0.572199	0.572199	0.695600
日本円	-	-	-	81.240000
NZドル	-	-	-	1.215660
米ドル	1.065553	0.822598	0.822598	-

18．税金

トラストは、1997年租税統合法第739B条に定義される投資信託です。したがって、トラストは、課税事由が発生する場合を除き、収益および利益に関して税金を課されません。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、譲渡もしくは消却、または当該受益証券が保有された8年間の終了が含まれます。

以下については、課税事由に関する利益が生じません。

- （a）当該課税事由の発生時点で、アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者。ただし、トラストが必要な署名済法定申告書を保有していることを条件とします。
- （b）必要な署名済法定申告書をトラストに提出しているアイルランドの居住者である一定の免除受益者。
- （c）受益者によるファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との交換。
- （d）アイルランド国税庁長官の指令により指定される公認決済システムにおいて保有される受益証券、および／または
- （e）配偶者と元配偶者の間の受益証券の一定の譲渡。

トラストによる投資に関して受領するキャピタル・ゲイン、分配金および利息（もしあれば）は、投資収益／利益が発生する国により源泉徴収税が課せられることがあります。トラストまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがあります。

適切な署名済申告書がない場合、トラストは、課税事由の発生時にアイルランドの税金を課されることになり、トラストは、関係する受益者からかかる税金を控除する権利を留保します。

19．後発事象

2012年6月28日に、管理事務代行会社の最終的親会社（大和証券グループ本社）は、管理事務代行会社および関連する受託会社ならびに保管組織を三井住友信託銀行株式会社（以下「SMTB」といいます。）に譲渡する旨の売買契約に署名しました。当該取引は、規制当局の承認を前提としています。

前記の注記2に記載されている通り、早期買戻しが行われない限り、トラストの受益証券の各クラスまたはシリーズは、各サブ・ファンドにおいて指定された償還日に償還しなければなりません。したがって、当該財務書類は会計の継続性の原則に基づいて作成されていません。

2012年9月21日までの期間において、豪ドル建2009-07から2,173,467豪ドル、NZドル建2009-05から1,788,490NZドル、NZドル建2009-07から3,034,179NZドルおよび米ドル建2009-06から689,469米ドルがサブ・ファンズにおいて買い戻されました。

（３）【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2012年５月31日現在

社債	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
バミューダ			
Ingersoll-Rand Co 6% 15-Aug-13	205,000	217,159	1.44
		217,159	1.44
カナダ			
Alcan Incorporation 4.5% 15-May-13	200,000	206,499	1.36
Encana Corp 4.75% 15-Oct-13	200,000	209,329	1.39
		415,828	2.75
フランス			
Total Capital SA 5.5% 29-Jan-13	225,000	356,268	2.36
		356,268	2.36
ドイツ			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	150,000	188,973	1.25
		188,973	1.25
ルクセンブルグ			
Arcelormittal 5.375% 01-Jun-13	330,000	339,769	2.25
Glencore Finance Euro 5.25% 11-Oct-13	150,000	194,276	1.28
Telecom Italia Cap 5.25% 15-Nov-13	310,000	309,225	2.04
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	325,000	339,219	2.24
Tyco International Finance 6% 15-Nov-13	305,000	326,464	2.16
		1,508,953	9.97
オランダ			
Aegon NV 4.75% 01-Jun-13	200,000	206,259	1.36
Rabobank Nederland 4.25% 25-Apr-13	245,000	312,104	2.06
RWE Finance Bank 6.375% 03-Jun-13	225,000	362,670	2.39
		881,033	5.81
シンガポール			
United Overseas Bank 4.5% 02-Jul-13	120,000	123,588	0.81
		123,588	0.81

投資有価証券明細表

2012年５月31日現在

（続き）

社債（続き）	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
スペイン			
BBVA Senior Finance 4% 22-Apr-13	200,000	246,840	1.63

		246,840	1.63
イギリス			
Bank of Scotland Plc 5.625% 23-May-13	150,000	192,237	1.27
British Telecom 5.15% 15-Jan-13	300,000	307,749	2.03
Carnival Plc 4.25% 27-Nov-13	155,000	197,668	1.31
Credit Agricole London 6% 24-Jun-13	200,000	258,546	1.71
HSBC Holdings 5.25% 12-Dec-12	100,000	102,031	0.67
Rexam 6.75% 01-Jun-13	205,000	212,587	1.41
Royal Bank of Scotland 6% 10-May-13	200,000	250,900	1.66
Royal Bank of Scotland 5.25% 15-May-13	100,000	127,405	0.84
		1,649,123	10.90

アメリカ合衆国

5 th Third Bancorp 6.25% 01-May-13	320,000	335,100	2.21
Altria Group Incorporation 8.5% 10-Nov-13	225,000	248,698	1.64
American Express 4.875% 15-Jul-13	116,000	120,846	0.80
American Express Bank 5.5% 16-Apr-13	200,000	207,825	1.37
American Express Credit 7.3% 20-Aug-13	205,000	219,949	1.45
AT & T Incorporation 6.7% 15-Nov-13	175,000	190,657	1.26
Berkshire Hathaway 4.625% 15-Oct-13	200,000	210,499	1.39
Berkshire Hathaway Finance 5% 15-Aug-13	135,000	141,790	0.93
BMW US Capital 4.625% 20-Feb-13	150,000	190,447	1.26
Capital One Bank 6.5% 13-Jun-13	210,000	219,879	1.45
Citigroup Incorporation 5.5% 11-Apr-13	140,000	143,801	0.95
Citigroup Incorporation 5.85% 02-Jul-13	200,000	207,533	1.37
Credit Suisse 5% 15-May-13	200,000	206,748	1.36
Daimler NA Corp 4.375% 21-Mar-13	200,000	254,190	1.68
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	280,000	293,586	1.94
Electronic Data Systems 6% 01-Aug-13	115,000	121,216	0.80
General Electric Capital Corporation 4.8% 01-May-13	275,000	285,061	1.88

投資有価証券明細表

2012年5月31日現在

（ 続き ）

社債（ 続き ）	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
アメリカ合衆国（ 続き ）			
Hewlett Packard 4.5% 01-Mar-13	200,000	204,836	1.35
Household Finance 4.75% 15-Jul-13	325,000	334,872	2.21
International Lease Finance 5.875% 01-May-13	300,000	306,000	2.02
Keycorp 6.5% 14-May-13	335,000	351,857	2.32
Marriott International 5.625% 15-Feb-13	220,000	226,956	1.50
Merrill Lynch 5.45% 05-Feb-13	330,000	336,647	2.22
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	215,000	336,441	2.22
Nisource Finance 6.15% 01-Mar-13	94,000	97,406	0.64
Onebeacon US 5.875% 15-May-13	110,000	113,275	0.75

Prudential Financial 4.5% 15-Jul-13	225,000	233,208	1.54
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	155,000	164,523	1.08
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	161,000	170,010	1.12
Verizon Comms 5.25% 15-Apr-13	200,000	207,916	1.37
Verizon Virginia 4.625% 15-Mar-13	200,000	206,103	1.36
Wells Fargo Bank 6% 23-May-13	50,000	64,800	0.43
Whirpool Corporation 5.55% 01-Mar-13	265,000	273,031	1.80
		7,225,706	47.75

社債合計	12,813,471	84.67
-------------	-------------------	--------------

国債

アメリカ合衆国

US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	490,000	506,710	3.35
-----------------------------------	---------	---------	------

国債合計	506,710	3.35
-------------	----------------	-------------

投資有価証券明細表

2012年 5 月31日現在

（ 続き ）

	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
割引債			
アメリカ合衆国			
US Treasury Bill 0% 26-Jul-12	460,000	459,933	3.04
割引債合計		459,933	3.04

	想定価額 米ドル	未実現利益 米ドル	未実現損失 米ドル
為替予約契約			
ユーロ			
Short forward currency contracts 21-Jun-12	(2,664,748)	133,966	-
英ポンド			
Short forward currency contracts 21-Jun-12	(1,125,920)	53,075	-
為替予約契約合計		187,041	-

投資有価証券明細表

2011年 5 月31日現在

社債	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
バミューダ			
Ingersoll-Rand Co 6% 15-Aug-13	205,000	226,407	1.18
		226,407	1.18
カナダ			
Alcan Incorporation 4.5% 15-May-13	200,000	213,000	1.11
Encana Corp 4.75% 15-Oct-13	200,000	215,930	1.13
		428,930	2.24
フランス			
Total Capital SA 5.5% 29-Jan-13	225,000	393,237	2.06
Vivendi SA 5.75% 04-Apr-13	210,000	225,543	1.18
		618,780	3.24
ドイツ			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	150,000	223,147	1.17
		223,147	1.17
ルクセンブルグ			
Arcelormittal 5.375% 01-Jun-13	330,000	352,876	1.84
Glencore Finance Euro 5.25% 11-Oct-13	150,000	226,423	1.18
Telecom Italia Cap 5.25% 15-Nov-13	310,000	330,209	1.73
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	425,000	463,888	2.43
Tyco International Finance 6% 15-Nov-13	305,000	337,192	1.76
		1,710,588	8.94
オランダ			
Aegon NV 4.75% 01-Jun-13	200,000	211,202	1.10
Rabobank Nederland 4.25% 25-Apr-13	295,000	440,251	2.30
RWE Finance Bank 6.375% 03-Jun-13	225,000	403,299	2.11
		1,054,752	5.51
シンガポール			
United Overseas Bank 4.5% 02-Jul-13	350,000	369,835	1.93
		369,835	1.93

投資有価証券明細表

2011年 5 月31日現在

（ 続き ）

社債（続き）	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
スペイン			
BBVA Senior Finance 4% 22-Apr-13	200,000	288,796	1.51
		288,796	1.51

イギリス

Bank of Scotland Plc 5.625% 23-May-13	150,000	224,626	1.17
BP Capital Markets 5.2% 07-Nov-13	200,000	217,304	1.14
British Telecom 5.15% 15-Jan-13	300,000	319,412	1.67
Carnival Plc 4.25% 27-Nov-13	155,000	229,162	1.20
Credit Agricole London 6% 24-Jun-13	200,000	307,362	1.61
HSBC Holdings 5.25% 12-Dec-12	100,000	106,091	0.55
Rexam 6.75% 01-Jun-13	205,000	222,516	1.16
Royal Bank of Scotland 6% 10-May-13	200,000	297,919	1.56
Royal Bank of Scotland 5.25% 15-May-13	100,000	149,196	0.78
		<u>2,073,588</u>	<u>10.84</u>

アメリカ合衆国

5 th Third Bancorp 6.25% 01-May-13	320,000	347,964	1.82
Altria Group Incorporation 8.5% 10-Nov-13	300,000	350,246	1.83
American Express 4.875% 15-Jul-13	116,000	124,333	0.65
American Express Bank 5.5% 16-Apr-13	200,000	215,060	1.12
American Express Credit 7.3% 20-Aug-13	205,000	229,749	1.20
AT&T Incorporation 6.7% 15-Nov-13	175,000	197,079	1.03
Atandt Broadband 8.375% 15-Mar-13	300,000	337,686	1.77
Berkshire Hathaway 4.625% 15-Oct-13	200,000	216,714	1.13
Berkshire Hathaway Finance 5% 15-Aug-13	200,000	217,864	1.14
BMW US Capital 4.625% 20-Feb-13	150,000	224,798	1.18
Bristol-Myers Squib 5.25% 15-Aug-13	180,000	198,319	1.04
Capital One Bank 6.5% 13-Jun-13	210,000	230,242	1.20
Citigroup Incorporation 5.5% 11-Apr-13	200,000	214,013	1.12
Citigroup Incorporation 5.85% 02-Jul-13	200,000	216,367	1.13
Credit Suisse 5% 15-May-13	200,000	214,650	1.12
Daimler NA Corp 4.375% 21-Mar-13	200,000	297,396	1.55
Dell Incorporation 4.7% 15-Apr-13	185,000	197,402	1.03
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	280,000	303,952	1.59

投資有価証券明細表

2011年5月31日現在

（続き）

社債（続き）	名目保有高	公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
アメリカ合衆国（続き）			
Electronic Data Systems 6% 01-Aug-13	200,000	221,009	1.16
Embarq Corporation 6.738% 01-Jun-13	190,000	207,359	1.08
General Electric Capital Corporation 4.8% 01-May-13	350,000	373,827	1.95
GlaxoSmithKline 4.85% 15-May-13	375,000	404,474	2.11
Hewlett Packard 4.5% 01-Mar-13	200,000	212,573	1.11
Household Finance 4.75% 15-Jul-13	325,000	347,290	1.82
International Lease Finance 5.875% 01-May-13	300,000	313,500	1.64
Keycorp 6.5% 14-May-13	405,000	442,672	2.31

Marriott International 5.625% 15-Feb-13	220,000	235,565	1.23
Merck Co Incorporation 4.375% 15-Feb-13	185,000	196,675	1.03
Merrill Lynch 5.45% 05-Feb-13	330,000	351,442	1.84
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	275,000	481,509	2.53
Nisource Finance 6.15% 01-Mar-13	205,000	221,776	1.16
Onebeacon US 5.875% 15-May-13	110,000	115,262	0.60
Prudential Financial 4.5% 15-Jul-13	225,000	238,608	1.25
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	305,000	339,615	1.78
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	305,000	335,601	1.75
Verizon Comms 5.25% 15-Apr-13	200,000	215,523	1.13
Verizon Virginia 4.625% 15-Mar-13	200,000	211,536	1.11
Wachovia Bank 6% 23-May-13	150,000	230,034	1.20
Wal-Mart Stores 4.25% 15-Apr-13	200,000	213,277	1.12
Walt Disney Co 4.7% 01-Dec-12	200,000	212,251	1.11
Whirlpool Corporation 5.5% 01-Mar-13	425,000	452,170	2.36
		10,907,382	57.03
社債合計		17,902,205	93.60

投資有価証券明細表

2011年5月31日現在

（続き）

		公正価格 米ドル	純資産 価額比率 %
国債	名目保有高		
アメリカ合衆国			
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	670,000	710,462	1.88
国債合計		710,462	1.88

	想定価額 米ドル	未実現利益 米ドル	未実現損失 米ドル
為替予約契約			
ユーロ			
Short forward currency contracts 14-Jul-11	(2,244,944)	-	(6,189)
英ポンド			
Short forward currency contracts 09-Jun-11	(800,915)	-	(34,475)
為替予約契約合計		-	(40,664)

ポートフォリオの変動明細表（無監査）

2011年6月1日から2012年5月31日までの年度

	名目取得高	名目処分高
Altria Group Inc 8.5% 10-Nov-13	-	300,000
BP Capital Markets 5.25% 07-Nov-13	-	200,000
Bristol-Myers Squib 5.25% 15Aug13	-	180,000
Dell Inc 4.7% 15-Apr-13	-	185,000
Embarq Corp 6.738% 01-Jun-13	-	190,000
Glaxosmithkline 4.85% 15-May-13	-	375,000
Merck Co Inc 4.375% 15-Feb-13	-	185,000
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	-	60,000
Nisource Fin 6.15% 01-Mar-13	-	111,000
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	-	150,000
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	-	144,000
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	-	100,000
United Overseas Bk 4.5% 02-Jul-13	-	230,000
US T-Bill 0% 03-May-12	350,000	200,000
US T-Bill 0% 26-Jul-12	460,000	-
US Treasury Note 0.875% 31-Jan-12	340,000	-
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	-	180,000
Vivendi Sa 5.75% 04-Apr-13	-	210,000
Wal-Mart Stores 4.25% 15-Apr-13	-	200,000
Walt Disney Co 4.7% 01-Dec-12	-	200,000
Wells Fargo Bk 6% 23-May-13	-	100,000
Whirpool Corp 5.5% 01-Mar-13	-	160,000

（注）当年度中、上記以外に取得された投資有価証券はありませんでした。かかる投資有価証券はすべて、通常の事業活動の過程において満期を迎えました。

上記の表は、金融規制当局によって要求される、当年度におけるポートフォリオの構成の変動表であり、当年度中の取得額上位3件および処分額上位20件を表示しています。かかる表は、期首現在保有高と期末現在保有高の差を調整するものではありません。

ポートフォリオの変動明細表（無監査）

2010年6月1日から2011年5月31日までの年度

	名目取得高	名目処分高
AT&T Inc 6.7% 15-Nov-13	-	125,000
Bristol-Myers Squib 5.25% 15-Aug-13	-	220,000
Daimler Na Corp 6.5% 15-Nov-13	-	200,000
Dell Inc 4.7% 15-Apr-13	-	190,000
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	-	95,000
Embarq Corp 6.738% 01-Jun-13	-	210,000
Glencore Fin Euro 5.25% 11-Oct-13	-	150,000
Keycorp 6.5% 14-May-13	-	405,000
Merck Co Inc 4.375% 15-Feb-13	-	190,000

Rio Tinto Finance 5.875% 15-Jul-13	-	200,000
Schering-Plough 5.3% 01-Dec-13	-	280,000
Time Warner 9.125% 15-Jan-13	-	190,000
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	-	95,000
US Treasury Note 3.625% 15-May-13	-	400,000
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	1,770,000	1,500,000
Wal-Mart Stores 4.55% 01-May-13	-	200,000
Xerox Corp 7.625% 15-Jun-13	-	300,000

（注）当年度中、上記以外に取得または処分された投資有価証券はありませんでした。かかる投資有価証券はすべて、通常の事業活動の過程において満期を迎えました。

上記の表は、金融規制当局によって要求される、当年度におけるポートフォリオの構成の変動表であり、当年度中の取得額上位 1 件および処分額上位17件を表示しています。かかる表は、期首現在保有高と期末現在保有高の差を調整するものではありません。

[次へ](#)

Daiwa Global Bond Trust

Statement of Financial Position

As at 31st May 2012

	Notes	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Assets					
Cash and cash equivalents	5	1,655,675	1,839,143	1,879,560	1,083,990
Debtors	6	466,589	552,895	582,536	193,334
Financial assets at fair value through profit or loss	8	30,582,879	40,905,265	36,730,676	13,967,155
Total Assets		32,705,143	43,297,303	39,192,772	15,244,479
Liabilities					
Bank overdraft	5	3,852,559	5,412,185	4,445,417	-
Creditors	7	228,379	939,044	325,583	111,482
Financial liabilities at fair value through profit or loss	8	45,013	2,126,497	506,421	-
Total Liabilities		4,125,951	8,477,726	5,277,421	111,482
Equity					
Unit capital		24,639,228	29,915,310	29,985,807	14,032,982
Retained earnings		3,939,964	4,904,267	3,929,544	1,100,015
Total Equity		28,579,192	34,819,577	33,915,351	15,132,997
Total Equity and Liabilities		32,705,143	43,297,303	39,192,772	15,244,479

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of the Manager:

Peter CallaghanKarl MacEneffDate: 21st September 2012

Daiwa Global Bond Trust

Statement of Financial Position

As at 31st May 2011

	Notes	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Assets					
Cash and cash equivalents	5	1,809,548	3,592,867	2,798,109	416,431
Debtors	6	697,137	1,491,340	763,221	254,277
Financial assets at fair value through profit or loss	8	42,106,687	58,870,527	51,162,611	18,612,667
Total Assets		44,613,372	63,954,734	54,723,941	19,283,375

Liabilities					
Bank overdraft	5	4,297,144	6,978,088	5,537,405	-
Creditors	7	883,563	2,822,789	1,172,275	115,718
Financial liabilities at fair value through profit or loss	8	23,908	2,463,844	1,339,201	40,664
Total Liabilities		5,204,615	12,264,721	8,048,881	156,382
Equity					
Unit capital		35,741,296	46,472,249	42,220,018	17,467,957
Retained earnings		3,667,461	5,217,764	4,455,042	1,659,036
Total Equity		39,408,757	51,690,013	46,675,060	19,126,993
Total Equity and Liabilities		44,613,372	63,954,734	54,723,941	19,283,375

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 31st May 2012

	Notes	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Income					
Interest income on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2	1,239,950	1,665,566	1,395,749	765,390
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	10	1,190,636	431,181	503,566	(474,387)
Total investment income		2,430,586	2,096,747	1,899,315	291,003
Expenses					
Interest expense on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2	47	1,780	1	-
Trustee fees	11	10,105	13,055	11,655	5,037
Manager fees	11	34,278	41,456	41,700	21,333
Investment management fees	11	151,674	195,981	174,928	75,641
Distributor, Agent Company and Service Agent fees	11	286,551	370,187	330,420	92,450
Audit fees		27,432	34,986	32,709	27,012
Other fees and expenses	11	26,896	(105,076)	24,256	23,894
Total expenses		536,983	552,369	615,669	245,367
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations		1,893,603	1,544,378	1,283,646	45,636

There are no recognised gains and losses in the year other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

On behalf of the Manager:

Peter CallaghanKarl MacEneffDate: 21st September 2012

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust**Statement of Comprehensive Income**For the year ended 31st May 2011

	Notes	AUD 2009-07 2011 AUD	NZD 2009-05 2011 NZD	NZD 2009-07 2011 NZD	USD 2009-06 2011 USD
Income					
Interest income on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2	1,794,409	2,432,806	2,098,643	914,236
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	10	1,886,087	2,162,774	2,465,928	158,410
Other income		2,665	241	204	-
Total investment income		<u>3,683,161</u>	<u>4,595,821</u>	<u>4,564,775</u>	<u>1,072,646</u>
Expenses					
Interest expense on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2	858	299	-	-
Trustee fees	11	14,279	18,693	16,750	6,020
Manager fees	11	49,118	63,797	58,024	23,388
Investment management fees	11	214,177	280,389	251,445	90,293
Distributor, Agent Company and Service Agent fees	11	404,555	529,625	474,952	110,358
Audit fees		28,343	38,581	39,246	33,502
Other fees and expenses	11	70,010	96,101	83,864	40,036
Total expenses		<u>781,340</u>	<u>1,027,485</u>	<u>924,281</u>	<u>303,597</u>
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations		<u>2,901,821</u>	<u>3,568,336</u>	<u>3,640,494</u>	<u>769,049</u>

There are no recognised gains and losses in the year other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust**Statement of Changes in Equity**For the year ended 31st May 2012

AUD 2009-07	Unit Capital AUD	Retained Earnings AUD	Total AUD
-------------	------------------------	-----------------------------	--------------

At 1st June 2011	35,741,296	3,667,461	39,408,757
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	1,893,603	1,893,603
Equity units redeemed	(11,102,068)	-	(11,102,068)
Distribution	-	(1,621,100)	(1,621,100)
At 31st May 2012	24,639,228	3,939,964	28,579,192

	Unit Capital NZD	Retained Earnings NZD	Total NZD
At 1st June 2011	46,472,249	5,217,764	51,690,013
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	1,544,378	1,544,378
Equity units redeemed	(16,556,939)	-	(16,556,939)
Distribution	-	(1,857,875)	(1,857,875)
At 31st May 2012	29,915,310	4,904,267	34,819,577

	Unit Capital NZD	Retained Earnings NZD	Total NZD
At 1st June 2011	42,220,018	4,455,042	46,675,060
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	1,283,646	1,283,646
Equity units redeemed	(12,234,211)	-	(12,234,211)
Distribution	-	(1,809,144)	(1,809,144)
At 31st May 2012	29,985,807	3,929,544	33,915,351

	Unit Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
At 1st June 2011	17,467,957	1,659,036	19,126,993
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	45,636	45,636
Equity units redeemed	(3,434,975)	-	(3,434,975)
Distribution	-	(604,657)	(604,657)
At 31st May 2012	14,032,982	1,100,015	15,132,997

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust

Statement of Changes in Equity

For the year ended 31st May 2011

	Unit Capital AUD	Retained Earnings AUD	Total AUD
At 1st June 2010	58,855,605	3,203,841	62,059,446
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	2,901,821	2,901,821
Equity units redeemed	(23,114,309)	-	(23,114,309)
Distribution	-	(2,438,201)	(2,438,201)
At 31st May 2011	35,741,296	3,667,461	39,408,757

	Unit Capital NZD	Retained Earnings NZD	Total NZD
--	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------

At 1st June 2010	77,826,177	6,271,378	84,097,555
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	3,568,336	3,568,336
Equity units redeemed	(31,353,928)	-	(31,353,928)
Distribution	-	(4,621,950)	(4,621,950)
At 31st May 2011	46,472,249	5,217,764	51,690,013

	Unit Capital NZD	Retained Earnings NZD	Total NZD
At 1st June 2010	65,713,522	3,504,875	69,218,397
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	3,640,494	3,640,494
Equity units redeemed	(23,493,504)	-	(23,493,504)
Distribution	-	(2,690,327)	(2,690,327)
At 31st May 2011	42,220,018	4,455,042	46,675,060

	Unit Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
At 1st June 2010	20,743,876	1,596,379	22,340,255
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	-	769,049	769,049
Equity units redeemed	(3,275,919)	-	(3,275,919)
Distribution	-	(706,392)	(706,392)
At 31st May 2011	17,467,957	1,659,036	19,126,993

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust

Statement of Cash Flows

For the year ended 31st May 2012

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
Operating activities	AUD	NZD	NZD	USD
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	1,893,603	1,544,378	1,283,646	45,636
Adjustments to reconcile change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations to net cash provided by operating activities:				
Changes in operating assets and liabilities				
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	11,523,808	17,965,262	14,431,936	4,645,512
Decrease in debtors	230,548	938,445	180,685	60,943
Increase/(decrease) in financial liabilities at fair value through profit or loss	21,105	(337,347)	(832,780)	(40,664)
Decrease in creditors	(604,038)	(1,189,697)	(541,993)	(31,809)
Net cash provided by operating activities	13,065,026	18,921,041	14,521,494	4,679,618
Financing activities				
Distribution	(1,621,100)	(1,857,875)	(1,809,144)	(604,657)
Equity units redeemed	(11,153,214)	(17,250,987)	(12,538,911)	(3,407,402)

Net cash used in financing activities	(12,774,314)	(19,108,862)	(14,348,055)	(4,012,059)
Net change in cash and cash equivalents	290,712	(187,821)	173,439	667,559
Net cash and cash equivalents at beginning of year	(2,487,596)	(3,385,221)	(2,739,296)	416,431
Net cash and cash equivalents at end of year	(2,196,884)	(3,573,042)	(2,565,857)	1,083,990

Supplementary information:

Interest received on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	1,427,946	1,848,153	1,576,434	826,333
Interest paid on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(47)	(1,754)	(1)	-

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Global Bond Trust**Statement of Cash Flows**

For the year ended 31st May 2011

	AUD 2009-07 2011	NZD 2009-05 2011	NZD 2009-07 2011	USD 2009-06 2011
Operating activities	AUD	NZD	NZD	USD
Change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations	2,901,821	3,568,336	3,640,494	769,049
Adjustments to reconcile change in Net Assets attributable to Holders of Equity Units from operations to net cash provided by operating activities:				
Changes in operating assets and liabilities				
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	20,395,994	24,889,323	17,091,042	2,712,083
Decrease/(increase) in debtors	419,191	(235,965)	449,200	42,079
(Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(3,660,624)	442,151	(955,495)	40,664
Increase/(decrease) in creditors	534,843	521,779	455,054	(16,746)
Net cash provided by operating activities	20,591,225	29,185,624	20,680,295	3,547,129
Financing activities				
Distribution	(2,438,201)	(3,400,425)	(2,690,327)	(706,392)
Equity units redeemed	(22,965,576)	(30,757,428)	(23,029,916)	(3,259,588)
Net cash used in financing activities	(25,403,777)	(34,157,853)	(25,720,243)	(3,965,980)
Net change in cash and cash equivalents	(4,812,552)	(4,972,229)	(5,039,948)	(418,851)
Cash and cash equivalents at beginning of year	2,324,956	1,587,008	2,300,652	835,282
Net cash and cash equivalents at end of year	(2,487,596)	(3,385,221)	(2,739,296)	416,431

Supplementary information:

Interest received on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2,226,152	2,952,699	2,547,843	956,293
--	-----------	-----------	-----------	---------

Interest paid on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(858)	(273)	(874)	-
--	-------	-------	-------	---

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012**1. GENERAL INFORMATION**

Daiwa Global Bond Trust (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust with segregated liability between sub-funds, authorised in Ireland by the Central Bank of Ireland pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990 and any regulation made thereunder. Unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Trust will be compulsorily redeemed on the designated redemption dates, 31st May 2013 in relation to NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-05, 31st July 2013 in relation to AUD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and 18th June 2013 in relation to USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06.

As at 31st May 2012 there are four sub-funds (the “Sub-Funds”) of the Trust, AUD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 (“AUD 2009-07”) constituted by a supplemental trust deed dated 17th June 2009, NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-05 (“NZD 2009-05”) constituted by a supplemental trust deed dated 29th April 2009, NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 (“NZD 2009-07”) constituted by a supplemental trust deed dated 17th June 2009 and USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06 (“USD 2009-06”) constituted by a supplemental trust deed dated 13th May 2009.

The investment objective of the Trust is to maximise current income, while maintaining prospects for capital preservation, in a targeted 4 year maturity portfolio of investments. The Investment Manager seeks to achieve the Trust’s investment objective by investing primarily in a diversified portfolio of global fixed and/or floating rate government, government-sponsored, agency and corporate debt securities. The Investment Manager seeks to limit the influence of interest rate movements by targeting investments which mature around the maturity date.

The Trust’s investment activities are managed by the Investment Manager.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Funds are as follows:

Statement of Compliance

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) as adopted by the European Union (“EU”) and interpretations adopted by the International Accounting Standards Board (“IASB”) and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB.

Basis of preparation

Unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Trust will be compulsorily redeemed on the designated redemption dates, 31st May 2013 in relation to NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-05, 31st July 2013 in relation to AUD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and 18th June 2013 in relation to USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06 and thus the financial statements for the Trust have been prepared on a non-going concern basis. Costs of liquidating the Trust’s assets have not been recognised in the financial statements as they are not deemed significant. The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee to exercise its judgement in the process of applying the Trust’s accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements, are disclosed in this Note.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012
(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Basis of preparation (continued)

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised.

Judgements made by management in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next period are discussed in Note 3.

Changes in accounting policy and disclosures

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year.

Foreign Currencies

Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into the reporting currency at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the reporting currency at the exchange rates ruling at the year end date. Transactions during the year, including purchases and sales of securities, income and expenses are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Foreign currency exchange gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income for the year.

Financial Instruments

(i) Classification

The category of financial instruments at fair value through profit or loss comprises financial instruments held for trading. These include Corporate Bonds, Discounted Debt, Government Bonds and Forward Currency Contracts. These instruments are acquired or incurred principally for the purpose of generating a profit from short-term fluctuations in price. Derivative financial instruments entered into by the Sub-Funds do not meet the hedge accounting activities as defined by IAS 39. Consequently, hedge accounting is not applied by the Sub-Funds.

Financial assets that are classified as loans and receivables include debtors. Liabilities that are not at fair value through profit or loss include creditors.

(ii) Recognition

Each Sub-Fund recognises financial instruments on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

A regular purchase of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date any gains or losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

(iii) Measurement

Financial instruments are measured initially at fair value (transaction price) plus, in the case of a financial asset or financial liability not at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Instruments (continued)

(iii) Measurement (continued)

Subsequent to initial recognition, all instruments classified at fair value through profit or loss are measured at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income. Financial assets classified as debtors, other than those at fair value through profit or loss, are carried at amortised cost using the effective interest method, less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest rate method.

(iv) Fair value measurement principles

Fair value is the amount for which an asset could be exchanged, or a liability settled, between knowledgeable, willing parties in an arm's length transaction. The fair value of financial assets is based on the quoted closing bid price at the reporting date where available, while financial liabilities are priced at current ask price. If a quoted price is not available, fair value is estimated as the present value of future cash flows, discounted at the market rate of interest at the reporting date.

(v) Derecognition

Each Sub-Fund derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition in accordance with IAS 39. A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

(vi) Impairment

Financial assets that are stated at cost or amortised cost are reviewed at each Statement of Financial Position date to determine whether there is objective evidence of impairment. If any such indication exists, an impairment loss is recognised in the Statement of Comprehensive Income as the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the financial asset's original effective interest rate.

If in a subsequent period the amount of an impairment loss recognised on a financial asset carried at amortised cost decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down is reversed through the Statement of Comprehensive Income.

(vii) Specific instruments

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise net cash held with Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co."). These amounts are reported as net cash and cash equivalents in the Statement of Cash Flows.

Interest income/expense

Interest income relates to interest on fixed income positions and cash balances. Interest expense relates to interest paid on cash balances. Interest income/expense is accounted for on an effective yield basis. Bank interest income is accounted for on an accrual basis.

Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Instruments (continued)

(vii) Specific instruments (continued)

Taxation

Each Sub-Fund is an Investment Undertaking and therefore, will not be subject to Irish tax on its income or gains other than gains arising on chargeable events.

Where the Sub-Funds are liable to account for Irish tax on gains arising on chargeable events the rate of tax is normally 25% for regular distributions (where payments are made annually or at more frequent intervals) and 28% for all other chargeable events.

Repurchase of Redeemable Participating Units

When Redeemable Participating Units (“Equity Units”) recognised as Equity are redeemed, the net asset of the Equity Units, is presented as a deduction from Unit Capital. If Unit Capital is insufficient the redemption amount is presented as an adjustment to Retained Earnings.

Equity Units

All Equity Units issued by the Sub-Funds provide the investors with the right to require redemption for cash at the value proportionate to the investor’s share in the Sub-Funds’ Net Assets at the redemption date. In accordance with IAS 32, from the perspective of each Sub-Fund, these items are classified as Equity.

Offsetting financial instruments

Financial instruments are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to set off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The main risks arising from each Sub-Fund’s financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Sub-Funds might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Price Risk

Price risk is the risk that the value of the related instruments will fluctuate as a result of changes in the market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, or its issuer. Price risk is managed by the Investment Manager constructing a diversified portfolio of instruments in terms of duration (see interest rate risk on Page 23), credit risk (see credit risk on Page 35) and product. Details of each Sub-Fund’s investment portfolio are detailed in the Schedule of Investments.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**Market Risk (continued)**Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Sub-Funds might suffer due to adverse movements in non-base currency exposures. A proportion of the Sub-Funds’ assets and liabilities are invested in securities denominated in currencies other than the base currency and any income received by the Sub-Funds from these investments will be received in those currencies, which may fall in value against their base currencies. The Sub-Funds calculate their NAV in the base currency of the Sub-Funds, and there is therefore a currency exchange risk, which may affect the value of Equity Units. The Investment Manager hedges currency risk in fixed income positions through spot and forward currency contracts, generally with maturities of between one month and two years. The aim of the Investment Manager, is that these hedges are carefully constructed for a given situation, combining different maturities to achieve the most effective hedge for the current environment. Currency positions are monitored by the risk management system, through a Sentinel compliance system and through a desktop analytical tool, which the portfolio management teams use called RAP (“Research Analyst Portal”). Position sizes are scaled to maintain risk exposures commensurate with the overall strategy. The counterparty to the forward currency contracts is Morgan Stanley & Co. International plc and BBH & Co. The foreign currency exposure

of the Sub-Funds after hedging is taken into account at year end is set out in the tables below:

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
	31 st May	31 st May	31 st May	31 st May
	2012	2012	2012	2012
Currency	AUD	NZD	NZD	USD
British Pound	14,351	(11,949)	14,181	(8,615)
Canadian Dollar	46,105	60,689	47,288	-
Euro	24,918	250,159	50,578	(16,926)
New Zealand Dollar	-	-	-	46
United States Dollar	(116,428)	340,467	153,964	-
Total	(31,054)	639,366	266,011	(25,495)

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
	31 st May	31 st May	31 st May	31 st May
	2011	2011	2011	2011
Currency	AUD	NZD	NZD	USD
British Pound	187,171	274,761	212,349	(27,996)
Canadian Dollar	22,981	48,119	28,324	-
Euro	(58,171)	468,042	(36,546)	(34,803)
Japanese Yen	-	-	-	594
New Zealand Dollar	-	-	-	50
United States Dollar	(209,171)	320,885	731,097	-
Total	(57,190)	1,111,807	935,224	(62,155)

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Currency Risk (continued)

At 31st May 2012 and 31st May 2011 had each currency strengthened by 10% compared to the base currency of the Sub-Fund, the effect on the Sub-Fund's profit or loss and Net Assets, holding other variables constant, would be as follows:

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
	31 st May	31 st May	31 st May	31 st May
	2012	2012	2012	2012
Currency	AUD	NZD	NZD	USD
British Pound	1,435	(1,195)	1,418	(861)
Canadian Dollar	4,610	6,069	4,729	-
Euro	2,492	25,016	5,058	(1,693)
New Zealand Dollar	-	-	-	5
United States Dollar	(11,642)	34,047	15,396	-
Total	(3,105)	63,937	26,601	(2,549)

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
	31 st May	31 st May	31 st May	31 st May
	2011	2011	2011	2011
Currency	AUD	NZD	NZD	USD

British Pound	18,717	27,476	21,235	(2,800)
Canadian Dollar	2,298	4,812	2,832	-
Euro	(5,817)	46,804	(3,655)	(3,480)
Japanese Yen	-	-	-	59
New Zealand Dollar	-	-	-	5
United States Dollar	(20,917)	32,088	73,110	-
Total	(5,719)	111,180	93,522	(6,216)

A corresponding weakening of the base currency against each currency would have resulted in an equal but opposite effect to the amounts shown above.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Sub-Funds might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The value of fixed interest securities may be affected by changes in the interest rate environment and the amount of income receivable from floating rate securities and bank balances, or payable on overdrafts, will also be affected by fluctuations in interest rates. The Investment Manager may hedge interest rate risk using a combination of interest rate futures and swaps. The portfolios are generally hedged at the portfolio level as in the opinion of the Investment Manager this is more efficient and less expensive than hedging individual securities with essentially the same outcome.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The Investment Manager monitors interest rate risk using proprietary risk models to measure and monitor market and portfolio risks on an ongoing basis. The Investment Manager may also utilise traditional macro outlooks (including forecasts for GDP growth, inflation and interest rates globally).

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2012 was:

AUD 2009-07

	Less than 1 month AUD	1-3 months AUD	Over 3 months AUD	Non- interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	2,937,958	-	24,293,773	3,351,148	30,582,879
Debtors	-	-	-	466,589	466,589
Cash and cash equivalents	1,655,675	-	-	-	1,655,675
Total assets	4,593,633	-	24,293,773	3,817,737	32,705,143

Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	45,013	45,013
Bank overdraft	3,852,559	-	-	-	3,852,559

Creditors	-	-	-	228,379	228,379
Total liabilities	3,852,559	-	-	273,392	4,125,951
Total Interest Sensitivity Gap	741,074	-	24,293,773	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by AUD125,174. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2012 was:

NZD 2009-05

	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Non- interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	3,047,413	-	30,827,359	7,030,493	40,905,265
Debtors	-	-	-	552,895	552,895
Cash and cash equivalents	1,839,143	-	-	-	1,839,143
Total assets	4,886,556	-	30,827,359	7,583,388	43,297,303
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	2,126,497	2,126,497
Bank overdraft	5,412,185	-	-	-	5,412,185
Creditors	-	-	-	939,044	939,044
Total liabilities	5,412,185	-	-	3,065,541	8,477,726
Total Interest Sensitivity Gap	(525,629)	-	30,827,359	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by NZD191,509. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2012 was:

NZD 2009-07

	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Non- interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	2,887,628	-	29,335,919	4,507,129	36,730,676
Debtors	-	-	-	582,536	582,536
Cash and cash equivalents	1,879,560	-	-	-	1,879,560
Total assets	4,767,188	-	29,335,919	5,089,665	39,192,772
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	506,421	506,421
Bank overdraft	4,445,417	-	-	-	4,445,417
Creditors	-	-	-	325,583	325,583
Total liabilities	4,445,417	-	-	832,004	5,277,421
Total Interest Sensitivity Gap	321,771	-	29,335,919	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by NZD148,289. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2012 was:

USD 2009-06

	Less than 1 month USD	1-3 months USD	Over 3 months USD	Non- interest bearing USD	Total USD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	459,933	-	13,320,181	187,041	13,967,155
Debtors	-	-	-	193,334	193,334
Cash and cash equivalents	1,083,990	-	-	-	1,083,990
Total assets	1,543,923	-	13,320,181	380,375	15,244,479
Liabilities					
Creditors	-	-	-	111,482	111,482
Total liabilities	-	-	-	111,482	111,482
Total Interest Sensitivity Gap	1,543,923	-	13,320,181	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by USD74,321. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2011 was:

AUD 2009-07

	Less than 1 month AUD	1-3 months AUD	Over 3 months AUD	Non- interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	38,052,641	4,054,046	42,106,687
Debtors	-	-	-	697,137	697,137
Cash and cash equivalents	1,809,548	-	-	-	1,809,548
Total assets	1,809,548	-	38,052,641	4,751,183	44,613,372

Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

loss	-	-	-	23,908	23,908
Bank overdraft	4,297,144	-	-	-	4,297,144
Creditors	-	-	-	883,563	883,563

Total liabilities	4,297,144	-	-	907,471	5,204,615
--------------------------	------------------	----------	----------	----------------	------------------

Total Interest Sensitivity

Gap	(2,487,596)	-	38,052,641	N/A	N/A
------------	--------------------	----------	-------------------	------------	------------

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by AUD177,825. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**Market Risk (continued)**Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2011 was:

NZD 2009-05

	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Non- interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	48,919,126	9,951,401	58,870,527
Debtors	-	-	-	1,491,340	1,491,340
Cash and cash equivalents	3,592,867	-	-	-	3,592,867
Total assets	3,592,867	-	48,919,126	11,442,741	63,954,734

Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

loss	-	-	-	2,463,844	2,463,844
Bank overdraft	6,978,088	-	-	-	6,978,088
Creditors	-	-	-	2,822,789	2,822,789

Total liabilities	6,978,088	-	-	5,286,633	12,264,721
--------------------------	------------------	----------	----------	------------------	-------------------

Total Interest Sensitivity

Gap	(3,385,221)	-	48,919,126	N/A	N/A
------------	--------------------	----------	-------------------	------------	------------

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by NZD227,670. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2011 was:

NZD 2009-07

	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Non- interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	43,892,171	7,270,440	51,162,611
Debtors	-	-	-	763,221	763,221
Cash and cash equivalents	2,798,109	-	-	-	2,798,109
Total assets	2,798,109	-	43,892,171	8,033,661	54,723,941
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	1,339,201	1,339,201
Bank overdraft	5,537,405	-	-	-	5,537,405
Creditors	-	-	-	1,172,275	1,172,275
Total liabilities	5,537,405	-	-	2,511,476	8,048,881
Total Interest Sensitivity Gap	(2,739,296)	-	43,892,171	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by NZD205,764. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**Market Risk (continued)****Interest Rate Risk (continued)**

The interest rate profile of the Sub-Fund's investments at 31st May 2011 was:

USD 2009-06

	Less than 1 month USD	1-3 months USD	Over 3 months USD	Non- interest bearing USD	Total USD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	18,612,667	-	18,612,667
Debtors	-	-	-	254,277	254,277
Cash and cash equivalents	416,431	-	-	-	416,431
Total assets	416,431	-	18,612,667	254,277	19,283,375
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	40,664	40,664
Creditors	-	-	-	115,718	115,718
Total liabilities	-	-	-	156,382	156,382
Total Interest Sensitivity Gap	416,431	-	18,612,667	N/A	N/A

An increase in interest rates of 0.50% at the reporting date would have increased profit by USD95,145. A decrease in interest rates of 0.50% would have had an equal but opposite effect.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that a Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

Funds are invested in assets which are readily realisable and overnight cash balances of more than 10% are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. In times of market disruption realising assets may become more difficult. When this is observed it is monitored, and where necessary maturities are shortened, and overnight cash is increased.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**Liquidity Risk (continued)**

The Investment Manager regularly monitors liquidity, taking into account factors such as the type of instrument, maturity of the instrument, trading volume, the total amount outstanding and the portion of the outstanding that is held by the

Sub-Fund. Liquidity is evaluated based upon a variety of relevant factors, including investable market capitalisation; the breadth, depth and number of investable issuers; trading volumes; transaction costs; settlement costs, and bid/ask spreads. The Investment Manager has established a risk management team which monitors liquidity on a portfolio and firm-wide level. Internal concentration limits have been established at the issue and issuer level designed to facilitate diversification and avoid liquidity issues.

The liquidity risk tables below and overleaf analyse each Sub-Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the reporting date to the contractual maturity date.

As the Equity Units issued by the Trust, are redeemable at the option of the Unitholder, they have been included in the analysis below:

AUD 2009-07

31 st May 2012 Liabilities	Less than 1 month AUD	1-3 Months AUD	Over 3 months AUD	Total AUD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	152	44,861	-	45,013
Bank overdraft	3,852,559	-	-	3,852,559
Creditors	228,379	-	-	228,379
	4,081,090	44,861	-	4,125,951
Equity	28,579,192	-	-	28,579,192
Total liabilities and equity	32,660,282	44,861	-	32,705,143

NZD 2009-05

31 st May 2012 Liabilities	Less than 1 month NZD	1-3 Months NZD	Over 3 months NZD	Total NZD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	5,072	-	2,121,425	2,126,497
Bank overdraft	5,412,185	-	-	5,412,185
Creditors	939,044	-	-	939,044
	6,356,301	-	2,121,425	8,477,726
Equity	34,819,577	-	-	34,819,577
Total liabilities and equity	41,175,878	-	2,121,425	43,297,303

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

NZD 2009-07

31 st May 2012 Liabilities	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Total NZD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,460	9,635	493,326	506,421

Bank overdraft	4,445,417	-	-	4,445,417
Creditors	325,583	-	-	325,583
	4,774,460	9,635	493,326	5,277,421
Equity	33,915,351	-	-	33,915,351
Total liabilities and equity	38,689,811	9,635	493,326	39,192,772

USD 2009-06

31 st May 2012	Less than 1 month USD	1-3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
Liabilities				
Creditors	111,482	-	-	111,482
	111,482	-	-	111,482
Equity	15,132,997	-	-	15,132,997
Total liabilities and equity	15,244,479	-	-	15,244,479

AUD 2009-07

31 st May 2011	Less than 1 month AUD	1-3 Months AUD	Over 3 months AUD	Total AUD
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	23,908	-	23,908
Bank overdraft	4,297,144	-	-	4,297,144
Creditors	883,563	-	-	883,563
	5,180,707	23,908	-	5,204,615
Equity	39,408,757	-	-	39,408,757
Total liabilities and equity	44,589,464	23,908	-	44,613,372

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

NZD 2009-05

31 st May 2011	Less than 1 month NZD	1-3 Months NZD	Over 3 months NZD	Total NZD
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	65,732	-	2,398,112	2,463,844
Bank overdraft	6,978,088	-	-	6,978,088
Creditors	2,822,789	-	-	2,822,789
	9,866,609	-	2,398,112	12,264,721
Equity	51,690,013	-	-	51,690,013

Total liabilities and equity	61,556,622	-	2,398,112	63,954,734
-------------------------------------	-------------------	----------	------------------	-------------------

NZD 2009-07

31st May 2011	Less than 1 month NZD	1-3 months NZD	Over 3 months NZD	Total NZD
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	34,316	-	1,304,885	1,339,201
Bank overdraft	5,537,405	-	-	5,537,405
Creditors	1,172,275	-	-	1,172,275
	6,743,996	-	1,304,885	8,048,881
Equity	46,675,060	-	-	46,675,060
Total liabilities and equity	53,419,056	-	1,304,885	54,723,941

USD 2009-06

31st May 2011	Less than 1 month USD	1-3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	40,664	-	40,664
Creditors	115,718	-	-	115,718
	115,718	40,664	-	156,382
Equity	19,126,993	-	-	19,126,993
Total liabilities and equity	19,242,711	40,664	-	19,283,375

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**Credit Risk**

Credit risk is measured by the loss the Sub-Funds would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Sub-Funds. Each Sub-Fund will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Sub-Funds select only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The Investment Manager monitors the credit rating of this list, as reported by Standard and Poor's and Moody's.

Daiwa Europe Trustees Ireland Limited as Trustee has appointed Daiwa Securities Trust and Banking (Europe) Plc as its custodian ("the Custodian"). Daiwa Securities Trust and Banking (Europe) Plc have, in turn, appointed BBH & Co. as their sub-custodian ("the Sub-Custodian"). Both the cash & securities are ultimately held at the Sub-Custodian., with cash being held at the Sub-Custodian as Banker. Most of the investments and cash of each Sub-Fund are held by the Sub-Custodian at year end. The Sub-Custodian has a Fitch credit rating of A+. Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Sub-Funds' rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

Each Sub-Fund's securities are maintained by the Sub-Custodian in segregated accounts, thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, each Sub-Fund's assets are segregated. The Sub-Funds' will, however, be exposed to the credit risk of the Sub-Custodian, or any depository used by the Custodian or Sub-Custodian, in relation to the Sub-Funds'

cash. In the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Sub-Funds will be treated as a general creditor of the Sub-Custodian in relation to cash holdings of the Sub-Funds.

An investment universe which lists all the ratings of eligible securities that the Sub-Funds have traded in is maintained, and monitored daily to record rating changes by Fitch. Any rating changes are reported to the Investment Manager.

The tables below and overleaf show the distribution of fixed instruments at fair value through profit or loss by credit rating as a percentage of the NAV:

	31 st May 2012 AUD 2009-07	31 st May 2012 NZD 2009-05	31 st May 2012 NZD 2009-07	31 st May 2012 USD 2009-06
AAA	7.20	6.30	5.22	16.79
AA+	5.44	5.70	7.27	7.96
AA	5.85	9.62	5.94	-
AA-	10.29	13.67	10.44	2.21
A+	7.53	8.51	7.19	2.77
A	12.23	8.16	14.28	13.33
A-	16.30	18.75	15.99	24.45
BBB+	11.31	9.84	10.70	9.10
BBB	14.73	13.29	13.46	12.42
BBB-	9.12	6.16	9.51	10.97

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

	31 st May 2011 AUD 2009-07	31 st May 2011 NZD 2009-05	31 st May 2011 NZD 2009-07	31 st May 2011 USD 2009-06
AAA	5.63	10.38	6.08	8.00
AA+	7.44	5.41	7.24	9.10
AA	12.07	16.06	11.63	4.85
AA-	10.45	15.01	10.12	1.17
A+	6.20	7.29	6.09	6.44
A	18.70	14.49	17.54	22.51
A-	9.79	10.35	10.16	12.01
BBB+	9.95	10.38	9.94	12.85
BBB	12.13	6.44	13.16	13.70
BBB-	7.64	4.19	8.04	9.37

All gains and losses from trading in investments for the year are included in the Statement of Comprehensive Income.

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

IFRS 7 “Financial Instruments: Disclosures” establishes a fair value hierarchy that prioritises the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (Level 3 measurements). The three Levels of the fair value hierarchy under IFRS 7 are as follows:

- Quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);

- Those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- Those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The following tables present the financial assets carried on the Statement of Financial Position by Level within the valuation hierarchy as of 31st May 2012 and 2011:

31st May 2012

AUD 2009-07	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	23,562,277	-	23,562,277
- Discounted debt	2,937,958	-	-	2,937,958
- Government bonds	731,497	-	-	731,497
- Forward currency contracts	-	3,351,147	-	3,351,147
	<u>3,669,455</u>	<u>26,913,424</u>	<u>-</u>	<u>30,582,879</u>
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	45,013	-	45,013
	<u>-</u>	<u>45,013</u>	<u>-</u>	<u>45,013</u>

31st May 2012

NZD 2009-05	Level 1 NZD	Level 2 NZD	Level 3 NZD	Total NZD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	30,071,952	-	30,071,952
- Discounted debt	3,047,413	-	-	3,047,413
- Government bonds	755,407	-	-	755,407
- Forward currency contracts	-	7,030,493	-	7,030,493
	<u>3,802,820</u>	<u>37,102,445</u>	<u>-</u>	<u>40,905,265</u>
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	2,126,497	-	2,126,497
	<u>-</u>	<u>2,126,497</u>	<u>-</u>	<u>2,126,497</u>

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

31st May 2012

NZD 2009-07

	Level 1 NZD	Level 2 NZD	Level 3 NZD	Total NZD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	28,501,783	-	28,501,783
- Discounted debt	2,887,628	-	-	2,887,628
- Government bonds	834,136	-	-	834,136
- Forward currency contracts	-	4,507,129	-	4,507,129
	3,721,764	33,008,912	-	36,730,676
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	506,421	-	506,421
	-	506,421	-	506,421

31st May 2012

USD 2009-06

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	12,813,471	-	12,813,471
- Discounted debt	459,933	-	-	459,933
- Government bonds	506,710	-	-	506,710
- Forward currency contracts	-	187,041	-	187,041
	966,643	13,000,512	-	13,967,155

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

31st May 2011

AUD 2009-07

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	34,611,076	-	34,611,076
- Discounted debt	2,768,307	-	-	2,768,307
- Government bonds	673,258	-	-	673,258
- Forward currency contracts	-	4,054,046	-	4,054,046

	3,441,565	38,665,122	-	42,106,687
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	23,908	-	23,908
	-	23,908	-	23,908
31st May 2011 NZD 2009-05	Level 1 NZD	Level 2 NZD	Level 3 NZD	Total NZD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	44,720,610	-	44,720,610
- Discounted debt	3,500,832	-	-	3,500,832
- Government bonds	697,684	-	-	697,684
- Forward currency contracts	-	9,951,401	-	9,951,401
	4,198,516	54,672,011	-	58,870,527
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	2,463,844	-	2,463,844
	-	2,463,844	-	2,463,844

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

31st May 2011 NZD 2009-07	Level 1 NZD	Level 2 NZD	Level 3 NZD	Total NZD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	40,366,645	-	40,366,645
- Discounted debt	2,619,529	-	-	2,619,529
- Government bonds	935,997	-	-	935,997
- Forward currency contracts	-	7,240,440	-	7,240,440
	3,555,526	47,607,085	-	51,162,611
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
- Forward currency contracts	-	1,339,201	-	1,339,201
	-	1,339,201	-	1,339,201
31st May 2011 USD 2009-06	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Corporate bonds	-	17,902,205	-	17,902,205
- Government bonds	710,462	-	-	710,462
	710,462	17,902,205	-	18,612,667

Financial liabilities at fair value through profit or loss

- Forward currency contracts	-	40,664	-	40,664
	-	40,664	-	40,664

An investment's Level within the fair value hierarchy is based on the lowest Level of any input that is significant to its fair value measurement. There have been no transfers between the Levels in the Trust.

5. CASH AND CASH EQUIVALENTS AND BANK OVERDRAFT

31 st May 2012	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Cash	1,655,675	1,839,143	1,879,560	1,083,990
Cash and cash equivalents	1,655,675	1,839,143	1,879,560	1,083,990
Foreign cash balances	(3,852,559)	(5,412,185)	(4,445,417)	-
Bank overdraft	(3,852,559)	(5,412,185)	(4,445,417)	-

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012

(Continued)

5. CASH AND CASH EQUIVALENTS AND BANK OVERDRAFT (continued)

31 st May 2011	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Cash	1,809,548	3,592,867	2,798,109	416,431
Cash and cash equivalents	1,809,548	3,592,867	2,798,109	416,431
Foreign cash balances	(4,297,144)	(6,978,088)	(5,537,405)	-
Bank overdraft	(4,297,144)	(6,978,088)	(5,537,405)	-

Cash balances are held with the Sub-Custodian. Depending on the requirements of the jurisdictions in which the investments of the Sub-Funds are issued, the Custodian may use the services of one or more sub-custodians.

6. DEBTORS

31 st May 2012	AUD 2009-07 AUD	NZD 2009-05 NZD	NZD 2009-07 NZD	USD 2009-06 USD
Bank interest receivable	2,349	1,022	1,576	29
Debt interest receivable	464,240	551,873	580,960	193,305
	466,589	552,895	582,536	193,334
31 st May 2011	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06

	AUD	NZD	NZD	USD
Bank interest receivable	2,822	1,450	1,156	21
Debt interest receivable	651,763	734,032	762,065	254,256
Receivable for investments sold	-	755,858	-	-
Receivable for unsettled trades	42,552	-	-	-
	697,137	1,491,340	763,221	254,277

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

7. CREDITORS

31st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
	AUD	NZD	NZD	USD
Distributions payable	-	832,325	-	-
Provision for fees payable (Note 11)	88,928	77,507	114,637	26,547
Redemptions payable	139,451	29,212	210,946	84,935
	228,379	939,044	325,583	111,482
31st May 2011	AUD	NZD	NZD	USD
	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
	AUD	NZD	NZD	USD
Debt interest payable	-	26	-	-
Distributions payable	-	1,221,525	-	-
Provision for fees payable (Note 11)	131,564	301,260	175,678	58,356
Redemptions payable	190,597	723,261	515,646	57,362
Payable for unsettled trades	561,402	576,717	480,951	-
	883,563	2,822,789	1,172,275	115,718

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	AUD	NZD	NZD	USD
	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
31st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- Corporate bonds	23,562,277	30,071,952	28,501,783	12,813,471
- Discounted debt	2,937,958	3,047,413	2,887,628	459,933
- Government bonds	731,497	755,407	834,136	506,710
- Forward currency contracts	3,351,147	7,030,493	4,507,129	187,041

Total financial assets at fair value through
profit or loss

30,582,879 40,905,265 36,730,676 13,967,155

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31 st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- Forward currency contracts	45,013	2,126,497	506,421	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	45,013	2,126,497	506,421	-
	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31 st May 2011	AUD	NZD	NZD	USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- Corporate bonds	34,611,076	44,720,610	40,336,645	17,902,205
- Discounted debt	2,768,307	3,500,832	2,619,529	-
- Government bonds	673,258	697,684	935,997	710,462
- Forward currency contracts	4,054,046	9,951,401	7,270,440	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	42,106,687	58,870,527	51,162,611	18,612,667
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- Forward currency contracts	23,908	2,463,844	1,339,201	40,664
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	23,908	2,463,844	1,339,201	40,664

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

9. EQUITY UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31st May 2012				
Number of Units outstanding as at beginning of year	37,033	48,861	43,634	17,732
Number of Units redeemed	(10,448)	(15,596)	(11,572)	(3,265)
Number of Units outstanding as at end of year	26,585	33,265	32,062	14,467
	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31st May 2011				
Number of Units outstanding as at beginning of year	58,971	78,368	65,820	20,767
Number of Units redeemed	(21,938)	(29,507)	(22,186)	(3,035)
Number of Units outstanding as at end of year	37,033	48,861	43,634	17,732

The Initial Offer Period is detailed in the Offering Memorandum of each Sub-Fund. Following the closure of the Initial Offer Period no Equity Units shall be offered for sale. Equity Units are redeemable each Thursday, or, if any Thursday is not a business day, the following business day subject to the submission of a repurchase notice by no later than 4.30pm (Tokyo time) on the business day prior to the relevant dealing day or such other deadline as the Manager may determine, failing which the repurchase request will be held over until the next repurchase day unless the Manager in its absolute discretion determines otherwise.

The Sub-Funds do not have any externally imposed capital requirements.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

10. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
Net realised (loss)/gain from:				
- Corporate bonds	(2,625,130)	(3,125,065)	(2,332,955)	165,632
- Discounted debt	249,314	288,100	193,154	1
- Government bonds	(24,873)	(54,383)	(96,750)	1,052
- Forward currency contracts	58,756	1,299,792	519,081	192,176
- Other	657,502	1,156,387	1,024,459	75,033
	(1,684,431)	(435,169)	(693,011)	433,894
Net change in unrealised gain/(loss) from:				
- Corporate bonds	3,321,430	3,276,368	2,986,323	(1,129,945)
- Discounted debt	204,653	361,614	308,733	-
- Government bonds	66,677	66,194	128,577	(58)
- Forward currency contracts	(724,004)	(2,583,560)	(1,930,529)	227,706

- Other	6,311	(254,266)	(296,527)	(5,984)
	2,875,067	866,350	1,196,577	(908,281)
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	1,190,636	431,181	503,566	(474,387)
	AUD	NZD	NZD	USD
	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
31st May 2011	AUD	NZD	NZD	USD
Net realised gain/(loss) from:				
- Corporate bonds	(1,187,951)	(2,888,882)	(972,813)	188,051
- Discounted debt	(252,211)	(206,561)	(62,074)	-
- Government bonds	21,505	(191,050)	(40,434)	26,069
- Forward currency contracts	2,141,437	1,029,671	1,446,854	(236,584)
- Other	1,433,115	1,617,286	1,341,191	(46,062)
	2,155,895	(639,536)	1,712,724	(68,526)
Net change in unrealised (loss)/gain from:				
- Corporate bonds	(7,173,644)	(5,516,171)	(6,352,996)	608,250
- Discounted debt	(10,865)	(119,421)	(82,291)	-
- Government bonds	(377,063)	(71,472)	(333,108)	(14,063)
- Forward currency contracts	7,299,399	8,329,764	7,356,507	(371,753)
- Other	(7,635)	179,610	165,092	4,502
	(269,808)	2,802,310	753,204	226,936
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	1,886,087	2,162,774	2,465,928	158,410

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

11. FEES AND EXPENSES

Trustee Fee

The Trustee receives, out of the assets of each Sub-Fund, a maximum fee of 0.06% per annum of the NAV of the Sub-Funds, calculated and accrued as at each valuation point and paid monthly in arrears. The Trustee, out of its own fee, discharges the fees payable to the Sub-Custodian. The fees of any other sub-custodian may be paid out of the assets of the Sub-Funds provided these are at normal commercial rates.

The Trustee receives a securities transactions fee of €25 per instruction and a fee for the settlement of cash transactions of €25 per instruction.

Manager Fee

The Manager receives, out of the assets of each Sub-Fund, a maximum fee for the management, administrative, registrar and transfer agency services provided by it of 0.09% per annum of the NAV of the Sub-Funds, calculated and accrued as at each valuation point and paid monthly in arrears. Additionally, the Manager receives a fixed fee of €4,000 per annum for the preparation of the financial statements of the Trust.

Investment Manager Fee

The Investment Manager receives, out of the assets of each Sub-Fund, a maximum fee of 0.45% per annum of the NAV of the Sub-Funds. The Investment Manager is responsible for discharging from its fee, the fees of any sub investment manager or advisor appointed by it. The fee payable to the Investment Manager is calculated and accrued as at each valuation point based on the NAV of the Equity Units and is paid monthly in arrears.

Distributor, Agent Company and Service Agent Fees

The Distributor receives, out of the assets of AUD 2009-07, NZD 2009-05, NZD 2009-07 a maximum fee of 0.60% per annum of the NAV of each Sub-Fund, calculated and accrued as at each valuation point and paid monthly in arrears.

The Distributor receives, out of the assets of USD 2009-06, a maximum fee of 0.30% per annum of the NAV of USD 2009-06, calculated and accrued as at each valuation point and paid monthly in arrears.

The Distributor is responsible for discharging from its own fee the fees of any sub-distributor or sales handling company appointed by it.

The Agent Company receives, out of the assets of each Sub-Fund, a maximum fee of 0.10% per annum of the NAV of the Sub-Funds, calculated and accrued as at each valuation point and is paid monthly in arrears.

The Service Agent receives, out of the assets of each Sub-Fund, a maximum fee for its services to each Sub-Fund of 0.15% per annum of the NAV of the Sub-Funds, calculated and accrued as at each valuation point and paid monthly in arrears.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012

(Continued)

11. FEES AND EXPENSES (continued)**Other Fees and Expenses**

Additional fees and expenses attributable to each Sub-Fund are also payable out of the assets of each Sub-Fund, including, without limitation, audit fees, legal expenses, consultancy fees, transaction fees, advertising expenses, printing expenses and any other ongoing out of pocket fees and expenses. Each Sub-Fund also bears any applicable taxes.

The fees payable in the base currency of each Sub-Fund are as follows:

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31 st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
Trustee fees	852	1,091	1,017	452
Manager fees	8,057	10,151	9,981	7,164
Investment management fees	12,761	16,075	15,263	6,773
Distributor, Agent Company and Service Agent fees	24,155	30,364	28,831	8,279
Audit fees	28,372	36,598	34,388	27,871
Other fees and expenses	4,731	(16,772)	25,157	(23,992)
	88,928	77,507	114,637	26,547
	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31 st May 2011	AUD	NZD	NZD	USD
Trustee fees	884	1,214	1,059	429
Manager fees	3,135	4,235	3,770	1,696
Investment management fees	13,261	18,206	15,884	6,431
Distributor, Agent Company and Service Agent fees	25,048	34,390	30,002	7,860
Establishment costs	26,685	175,897	44,890	7,585

Audit fees	29,295	38,209	38,762	28,732
Other fees and expenses	33,256	29,109	41,311	5,623
	131,564	301,260	175,678	58,356

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Manager, Trustee and Investment Manager are deemed to be related to the Trust. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 11. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business.

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012
(Continued)

13. RECONCILIATION OF DEALING NAV TO FINANCIAL STATEMENTS NAV

All fees and expenses relating to the establishment and organisation of each Sub-Fund, to include the fees of the Manager's professional advisers and all fees incurred by the Manager in relation to the registration of each Sub-Fund for sale in Japan will be borne by the Sub-Funds. In accordance with IFRS, the establishment costs, estimated at AUD175,453 for AUD 2009-07, NZD468,550 for NZD 2009-05, NZD215,159 for NZD 2009-07 and USD165,452 for USD 2009-06 were fully charged in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they were incurred. For the purpose of calculating the Reported NAV per Equity Unit used for dealing purposes, these establishment costs relating to the creation of each Sub-Fund are amortised over the first four Accounting Periods of the Sub-Funds or such other period as the Manager may determine and in such manner as the Manager in its absolute discretion deems fair in accordance with the Offering Memorandum.

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31st May 2012	AUD	NZD	NZD	USD
Net Asset Value attributable to Holders of Equity Units per Financial Statements	28,579,192	34,819,577	33,915,351	15,132,997
Write-back of establishment costs incurred	175,453	468,550	215,159	165,452
Establishment costs amortised to date	(144,324)	(458,839)	(184,866)	(127,869)
Reported Net Asset Value	28,610,321	34,829,288	33,945,644	15,170,580
Number of Equity Units	26,585	33,265	32,062	14,467
Reported Net Asset Value per Equity Unit	1,076.18	1,047.03	1,058.75	1,048.63
Net Asset Value per Equity Unit per Financial Statements	1,075.01	1,046.73	1,057.81	1,046.04
	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31st May 2011	AUD	NZD	NZD	USD
Net Asset Value attributable to Holders of Equity Units per Financial Statements	39,408,757	51,690,013	46,675,060	19,126,993
Write-back of establishment costs incurred	175,453	468,550	215,159	165,452
Establishment costs amortised to date	(83,904)	(233,790)	(102,898)	(82,211)
Reported Net Asset Value	39,500,306	51,924,773	46,787,321	19,210,234
Number of Equity Units	37,033	48,861	43,634	17,732

Reported Net Asset Value per Equity Unit	1,066.62	1,062.70	1,072.27	1,083.37
Net Asset Value per Equity Unit per Financial Statements	1,064.15	1,057.90	1,069.69	1,078.67

Daiwa Global Bond Trust

Notes Forming Part of the Financial Statements

31st May 2012

(Continued)

13. RECONCILIATION OF DEALING NAV TO FINANCIAL STATEMENTS NAV (continued)

	AUD 2009-07	NZD 2009-05	NZD 2009-07	USD 2009-06
31 st May 2010	AUD	NZD	NZD	USD
Net Asset Value attributable to Holders of Equity Units per Financial Statements	62,059,446	84,097,555	69,218,397	22,340,255
Write-back of establishment costs incurred	175,453	468,550	215,159	165,452
Establishment costs amortised to date	(38,195)	(116,574)	(46,842)	(40,360)
Reported Net Asset Value	62,196,704	84,449,531	69,386,714	22,465,347
Number of Equity Units	58,971	78,368	65,820	20,767
Reported Net Asset Value per Equity Unit	1,054.70	1,077.60	1,054.19	1,081.78
Net Asset Value per Equity Unit per Financial Statements	1,052.37	1,073.11	1,051.63	1,075.76

14. DIVIDEND POLICY

The Manager intends to declare and pay semi-annual dividends equal to all or substantially all of the Sub-Funds' net income, on 31st January and 31st July in each year for AUD 2009-07 and NZD 2009-07, on 31st May and 30th November for NZD 2009-05 and on 15th June and 15th December for USD 2009-06 (each a "Distribution Date"), to all Unitholders registered as such on the close of business on the business day preceding the relevant Distribution Date. Distributions once declared will, in principle, be paid under normal circumstances on the second business day after the relevant Distribution Date. To the extent the net income attributable to the Equity Units exceed the amount declared payable, the excess return will be accumulated and reflected in the respective NAV of such Equity Units. If the holding of Equity Units is entrusted to the Distributor, distributions shall be paid to such Unitholders by the Distributor on a date designated by the Distributor following its receipt of the distribution.

Distributions may be made out of the net investment income of each Sub-Fund.

15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Trust does not have any soft commission arrangements.

16. COMPARATIVES

The comparative figures are for the year ended 31st May 2011.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012

(Continued)

17. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into the base currency of each Sub-Fund:

	AUD	NZD	NZD	USD
31 st May 2012	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
British Pound	0.630187	0.488192	0.488192	0.649710
Canadian Dollar	1.002641	0.778300	0.778300	-
Euro	0.784467	0.607709	0.607709	0.808770
New Zealand Dollar	-	-	-	1.330850
United States Dollar	0.969951	0.751399	0.751399	-
	AUD	NZD	NZD	USD
31 st May 2011	2009-07	2009-05	2009-07	2009-06
British Pound	0.647377	0.499770	0.499770	0.607550
Canadian Dollar	1.032361	0.796974	0.796974	-
Euro	0.741199	0.572199	0.572199	0.695600
Japanese Yen	-	-	-	81.240000
New Zealand Dollar	-	-	-	1.215660
United States Dollar	1.065553	0.822598	0.822598	-

18. TAXATION

The Trust is an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997. Therefore, the Trust is not liable to tax in respect of its income and gains other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution payments to unitholders or any encashment, redemption, transfer or cancellation of units or the ending of each eight year period for which the investment was held.

A gain on a chargeable event does not arise in respect of:

- (a) a shareholder who is not Irish resident and not ordinarily resident in Ireland at the time of the chargeable event, provided the necessary signed statutory declarations are held by the Trust;
- (b) certain exempted Irish resident investors who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations;
- (c) the exchange by a shareholder of shares in the undertaking for other shares in the investment undertaking;
- (d) shares held in a recognised clearing system as designated by order of the Irish Revenue Commissioners; and
- (e) certain exchanges of shares between spouses and former spouses.

Daiwa Global Bond Trust**Notes Forming Part of the Financial Statements**31st May 2012

(Continued)

18. TAXATION (continued)

Capital gains, dividends and interest (if any) received on investments made by the Trust may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Trust or its shareholders.

In the absence of an appropriate signed declaration, the Trust will be liable to Irish tax on the occurrence of a chargeable event, and the Trust reserves its right to withhold such taxes from the relevant shareholders.

19. POST BALANCE SHEET EVENTS

On 28th June, 2012, the Administrator's ultimate parent company (Daiwa Securities Group Inc) signed a sale and purchase agreement with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited ("SMTB") to transfer the Administrator [and its related trustee and custodian entities] to SMTB. This transaction is subject to regulatory approvals.

As discussed in Note 2, unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Trust will be compulsorily redeemed on the designated redemption dates of each Sub-Fund, thus the financial statements have been prepared on a non-going concern basis.

Through to 21st September 2012, there have been redemptions out of the Sub-Funds of AUD2,173,467 from AUD 2009-07, NZD1,788,490 from NZD 2009-05, NZD3,034,179 from NZD 2009-07 and USD689,469 from USD 2009-06.

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2012

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Corporate Bonds			
Bermuda			
Ingersoll-Rand Co 6% 15-Aug-13	205,000	217,159	1.44
		217,159	1.44
Canada			
Alcan Incorporation 4.5% 15-May-13	200,000	206,499	1.36
Encana Corp 4.75% 15-Oct-13	200,000	209,329	1.39
		415,828	2.75
France			
Total Capital SA 5.5% 29-Jan-13	225,000	356,268	2.36
		356,268	2.36
Germany			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	150,000	188,973	1.25
		188,973	1.25
Luxembourg			
Arcelormittal 5.375% 01-Jun-13	330,000	339,769	2.25
Glencore Finance Euro 5.25% 11-Oct-13	150,000	194,276	1.28
Telecom Italia Cap 5.25% 15-Nov-13	310,000	309,225	2.04
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	325,000	339,219	2.24
Tyco International Finance 6% 15-Nov-13	305,000	326,464	2.16
		1,508,953	9.97
Netherlands			

Aegon NV 4.75% 01-Jun-13	200,000	206,259	1.36
Rabobank Nederland 4.25% 25-Apr-13	245,000	312,104	2.06
RWE Finance Bank 6.375% 03-Jun-13	225,000	362,670	2.39
		881,033	5.81
Singapore			
United Overseas Bank 4.5% 02-Jul-13	120,000	123,588	0.81
		123,588	0.81

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2012
(Continued)

Corporate Bonds (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Spain			
BBVA Senior Finance 4% 22-Apr-13	200,000	246,840	1.63
		246,840	1.63
United Kingdom			
Bank of Scotland Plc 5.625% 23-May-13	150,000	192,237	1.27
British Telecom 5.15% 15-Jan-13	300,000	307,749	2.03
Carnival Plc 4.25% 27-Nov-13	155,000	197,668	1.31
Credit Agricole London 6% 24-Jun-13	200,000	258,546	1.71
HSBC Holdings 5.25% 12-Dec-12	100,000	102,031	0.67
Rexam 6.75% 01-Jun-13	205,000	212,587	1.41
Royal Bank of Scotland 6% 10-May-13	200,000	250,900	1.66
Royal Bank of Scotland 5.25% 15-May-13	100,000	127,405	0.84
		1,649,123	10.90
United States			
5 th Third Bancorp 6.25% 01-May-13	320,000	335,100	2.21
Altria Group Incorporation 8.5% 10-Nov-13	225,000	248,698	1.64
American Express 4.875% 15-Jul-13	116,000	120,846	0.80
American Express Bank 5.5% 16-Apr-13	200,000	207,825	1.37
American Express Credit 7.3% 20-Aug-13	205,000	219,949	1.45
AT & T Incorporation 6.7% 15-Nov-13	175,000	190,657	1.26
Berkshire Hathaway 4.625% 15-Oct-13	200,000	210,499	1.39
Berkshire Hathaway Finance 5% 15-Aug-13	135,000	141,790	0.93
BMW US Capital 4.625% 20-Feb-13	150,000	190,447	1.26
Capital One Bank 6.5% 13-Jun-13	210,000	219,879	1.45
Citigroup Incorporation 5.5% 11-Apr-13	140,000	143,801	0.95
Citigroup Incorporation 5.85% 02-Jul-13	200,000	207,533	1.37
Credit Suisse 5% 15-May-13	200,000	206,748	1.36
Daimler NA Corp 4.375% 21-Mar-13	200,000	254,190	1.68
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	280,000	293,586	1.94
Electronic Data Systems 6% 01-Aug-13	115,000	121,216	0.80
General Electric Capital Corporation 4.8% 01-May-13	275,000	285,061	1.88

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2012

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Corporate Bonds (continued)			
United States (continued)			
Hewlett Packard 4.5% 01-Mar-13	200,000	204,836	1.35
Household Finance 4.75% 15-Jul-13	325,000	334,872	2.21
International Lease Finance 5.875% 01-May-13	300,000	306,000	2.02
Keycorp 6.5% 14-May-13	335,000	351,857	2.32
Marriott International 5.625% 15-Feb-13	220,000	226,956	1.50
Merrill Lynch 5.45% 05-Feb-13	330,000	336,647	2.22
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	215,000	336,441	2.22
Nisource Finance 6.15% 01-Mar-13	94,000	97,406	0.64
Onebeacon US 5.875% 15-May-13	110,000	113,275	0.75
Prudential Financial 4.5% 15-Jul-13	225,000	233,208	1.54
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	155,000	164,523	1.08
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	161,000	170,010	1.12
Verizon Comms 5.25% 15-Apr-13	200,000	207,916	1.37
Verizon Virginia 4.625% 15-Mar-13	200,000	206,103	1.36
Wells Fargo Bank 6% 23-May-13	50,000	64,800	0.43
Whirlpool Corporation 5.55% 01-Mar-13	265,000	273,031	1.80
		<u>7,225,706</u>	<u>47.75</u>
Total Corporate Bonds		<u>12,813,471</u>	<u>84.67</u>
Government Bonds			
United States			
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	490,000	<u>506,710</u>	<u>3.35</u>
Total Government Bonds		<u>506,710</u>	<u>3.35</u>

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2012

(Continued)

	Nominal	Fair Value	% of
--	---------	---------------	------

Discounted Debt	Holding	USD	NAV
United States			
US Treasury Bill 0% 26-Jul-12	460,000	459,933	3.04
Total Discounted Debt		459,933	3.04

	Notional Cost USD	Unrealised Gain USD	Unrealised Loss USD
Forward Currency Contracts			
Euro			
Short forward currency contracts 21-Jun-12	(2,664,748)	133,966	-
Pounds Sterling			
Short forward currency contracts 21-Jun-12	(1,125,920)	53,075	-
Total Forward Currency Contracts		187,041	-

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2011

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Corporate Bonds			
Bermuda			
Ingersoll-Rand Co 6% 15-Aug-13	205,000	226,407	1.18
		226,407	1.18
Canada			
Alcan Incorporation 4.5% 15-May-13	200,000	213,000	1.11
Encana Corp 4.75% 15-Oct-13	200,000	215,930	1.13
		428,930	2.24
France			
Total Capital SA 5.5% 29-Jan-13	225,000	393,237	2.06
Vivendi SA 5.75% 04-Apr-13	210,000	225,543	1.18
		618,780	3.24
Germany			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	150,000	223,147	1.17
		223,147	1.17
Luxembourg			
Arcelormittal 5.375% 01-Jun-13	330,000	352,876	1.84
Glencore Finance Euro 5.25% 11-Oct-13	150,000	226,423	1.18
Telecom Italia Cap 5.25% 15-Nov-13	310,000	330,209	1.73
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	425,000	463,888	2.43
Tyco International Finance 6% 15-Nov-13	305,000	337,192	1.76
		1,710,588	8.94

Netherlands

Aegon NV 4.75% 01-Jun-13	200,000	211,202	1.10
Rabobank Nederland 4.25% 25-Apr-13	295,000	440,251	2.30
RWE Finance Bank 6.375% 03-Jun-13	225,000	403,299	2.11
		<u>1,054,752</u>	<u>5.51</u>

Singapore

United Overseas Bank 4.5% 02-Jul-13	350,000	369,835	1.93
		<u>369,835</u>	<u>1.93</u>

Daiwa Global Bond Trust**USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06****Schedule of Investments**

31st May 2011
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Corporate Bonds (continued)			
Spain			
BBVA Senior Finance 4% 22-Apr-13	200,000	288,796	1.51
		<u>288,796</u>	<u>1.51</u>
United Kingdom			
Bank of Scotland Plc 5.625% 23-May-13	150,000	224,626	1.17
BP Capital Markets 5.2% 07-Nov-13	200,000	217,304	1.14
British Telecom 5.15% 15-Jan-13	300,000	319,412	1.67
Carnival Plc 4.25% 27-Nov-13	155,000	229,162	1.20
Credit Agricole London 6% 24-Jun-13	200,000	307,362	1.61
HSBC Holdings 5.25% 12-Dec-12	100,000	106,091	0.55
Rexam 6.75% 01-Jun-13	205,000	222,516	1.16
Royal Bank of Scotland 6% 10-May-13	200,000	297,919	1.56
Royal Bank of Scotland 5.25% 15-May-13	100,000	149,196	0.78
		<u>2,073,588</u>	<u>10.84</u>
United States			
5 th Third Bancorp 6.25% 01-May-13	320,000	347,964	1.82
Altria Group Incorporation 8.5% 10-Nov-13	300,000	350,246	1.83
American Express 4.875% 15-Jul-13	116,000	124,333	0.65
American Express Bank 5.5% 16-Apr-13	200,000	215,060	1.12
American Express Credit 7.3% 20-Aug-13	205,000	229,749	1.20
AT&T Incorporation 6.7% 15-Nov-13	175,000	197,079	1.03
Atandt Broadband 8.375% 15-Mar-13	300,000	337,686	1.77
Berkshire Hathaway 4.625% 15-Oct-13	200,000	216,714	1.13
Berkshire Hathaway Finance 5% 15-Aug-13	200,000	217,864	1.14
BMW US Capital 4.625% 20-Feb-13	150,000	224,798	1.18
Bristol-Myers Squib 5.25% 15-Aug-13	180,000	198,319	1.04
Capital One Bank 6.5% 13-Jun-13	210,000	230,242	1.20
Citigroup Incorporation 5.5% 11-Apr-13	200,000	214,013	1.12
Citigroup Incorporation 5.85% 02-Jul-13	200,000	216,367	1.13
Credit Suisse 5% 15-May-13	200,000	214,650	1.12
Daimler NA Corp 4.375% 21-Mar-13	200,000	297,396	1.55

Dell Incorporation 4.7% 15-Apr-13	185,000	197,402	1.03
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	280,000	303,952	1.59

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2011

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Corporate Bonds (continued)			
United States (continued)			
Electronic Data Systems 6% 01-Aug-13	200,000	221,009	1.16
Embarq Corporation 6.738% 01-Jun-13	190,000	207,359	1.08
General Electric Capital Corporation 4.8% 01-May-13	350,000	373,827	1.95
GlaxoSmithKline 4.85% 15-May-13	375,000	404,474	2.11
Hewlett Packard 4.5% 01-Mar-13	200,000	212,573	1.11
Household Finance 4.75% 15-Jul-13	325,000	347,290	1.82
International Lease Finance 5.875% 01-May-13	300,000	313,500	1.64
Keycorp 6.5% 14-May-13	405,000	442,672	2.31
Marriott International 5.625% 15-Feb-13	220,000	235,565	1.23
Merck Co Incorporation 4.375% 15-Feb-13	185,000	196,675	1.03
Merrill Lynch 5.45% 05-Feb-13	330,000	351,442	1.84
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	275,000	481,509	2.53
Nisource Finance 6.15% 01-Mar-13	205,000	221,776	1.16
Onebeacon US 5.875% 15-May-13	110,000	115,262	0.60
Prudential Financial 4.5% 15-Jul-13	225,000	238,608	1.25
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	305,000	339,615	1.78
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	305,000	335,601	1.75
Verizon Comms 5.25% 15-Apr-13	200,000	215,523	1.13
Verizon Virginia 4.625% 15-Mar-13	200,000	211,536	1.11
Wachovia Bank 6% 23-May-13	150,000	230,034	1.20
Wal-Mart Stores 4.25% 15-Apr-13	200,000	213,277	1.12
Walt Disney Co 4.7% 01-Dec-12	200,000	212,251	1.11
Whirlpool Corporation 5.5% 01-Mar-13	425,000	452,170	2.36
		10,907,382	57.03
Total Corporate Bonds		17,902,205	93.60

Daiwa Global Bond Trust

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

Schedule of Investments

31st May 2011
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Government Bonds			
United States			
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	670,000	710,462	1.88
Total Government Bonds		710,462	1.88
	Notional Cost USD	Unrealised Gain USD	Unrealised Loss USD
Forward Currency Contracts			
Euro			
Short forward currency contracts 14-Jul-11	(2,244,944)	-	(6,189)
Pounds Sterling			
Short forward currency contracts 09-Jun-11	(800,915)	-	(34,475)
Total Forward Currency Contracts		-	(40,664)

Daiwa Global Bond Trust

Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

For the year from 1st June 2011 to 31st May 2012

	Acquisitions Nominal	Disposals Nominal
Altria Group Inc 8.5% 10-Nov-13	-	300,000
BP Capital Markets 5.25% 07-Nov-13	-	200,000
Bristol-Myers Squib 5.25% 15Aug13	-	180,000
Dell Inc 4.7% 15-Apr-13	-	185,000
Embarq Corp 6.738% 01-Jun-13	-	190,000
Glaxosmithkline 4.85% 15-May-13	-	375,000
Merck Co Inc 4.375% 15-Feb-13	-	185,000
Morgan Stanley 5.375% 14-Nov-13	-	60,000
Nisource Fin 6.15% 01-Mar-13	-	111,000
Reynolds American 7.25% 01-Jun-13	-	150,000
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	-	144,000
TNK-BP Finance 7.5% 13-Mar-13	-	100,000
United Overseas Bk 4.5% 02-Jul-13	-	230,000

US T-Bill 0% 03-May-12	350,000	200,000
US T-Bill 0% 26-Jul-12	460,000	-
US Treasury Note 0.875% 31-Jan-12	340,000	-
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	-	180,000
Vivendi Sa 5.75% 04-Apr-13	-	210,000
Wal-Mart Stores 4.25% 15-Apr-13	-	200,000
Walt Disney Co 4.7% 01-Dec-12	-	200,000
Wells Fargo Bk 6% 23-May-13	-	100,000
Whirpool Corp 5.5% 01-Mar-13	-	160,000

Note: There were no other acquisitions of investments in the year. All investment maturities matured in the normal course of business.

The table represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 3 acquisitions and 20 disposals in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

Daiwa Global Bond Trust

Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)

USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06

For the year from 1st June 2010 to 31st May 2011

	Acquisitions Nominal	Disposals Nominal
AT&T Inc 6.7% 15-Nov-13	-	125,000
Bristol-Myers Squib 5.25% 15-Aug-13	-	220,000
Daimler Na Corp 6.5% 15-Nov-13	-	200,000
Dell Inc 4.7% 15-Apr-13	-	190,000
Du Pont De Nemours 5% 15-Jul-13	-	95,000
Embarq Corp 6.738% 01-Jun-13	-	210,000
Glencore Fin Euro 5.25% 11-Oct-13	-	150,000
Keycorp 6.5% 14-May-13	-	405,000
Merck Co Inc 4.375% 15-Feb-13	-	190,000
Rio Tinto Finance 5.875% 15-Jul-13	-	200,000
Schering-Plough 5.3% 01-Dec-13	-	280,000
Time Warner 9.125% 15-Jan-13	-	190,000
Time Warner Cable 6.2% 01-Jul-13	-	95,000
US Treasury Note 3.625% 15-May-13	-	400,000
US Treasury Note 3.375% 30-Jun-13	1,770,000	1,500,000
Wal-Mart Stores 4.55% 01-May-13	-	200,000
Xerox Corp 7.625% 15-Jun-13	-	300,000

Note: There were no other acquisitions or disposals of investments in the year. All investment maturities matured in the normal course of business.

The table represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest acquisition and 17 disposals in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年9月末日現在）

	米ドル (を除く)	千円 (、 を除く)
資産総額	14,309,742.22	1,110,436
負債総額	33,347.66	2,588
純資産総額 (-)	14,276,394.56	1,107,848
発行済口数	13,802口	
1口当たり純資産価格 (/)	1,034.37	80,267円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の手数料は徴収されません。

2 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

3 受益証券の譲渡制限

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者による受益証券の取得も制限することができません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

授權資本金は40万英ポンド（約5,039万円）です。平成24年9月末日現在、払込済株主資本は、40万英ポンド（約5,039万円）です。

最近5年間における管理会社の資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

管理会社の取締役は、管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害相反は実際上も潜在的にも存在しないと考えています。しかし、何らかの利害相反が発生した場合には、取締役は公正な解決の確保に努めます。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

各取締役は、取締役会の過半数の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有しますが、定足数の計算上は2名とは計算されません。決議は、取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

（3）役員及び従業員の状況

ピーター・キャラハン（Peter Callaghan）（アイルランド）

同氏は、アイルランド公認会計士協会の会員であり、企業財務担当者協会の会員です。同氏は、2001年に大和証券グループに入社し、管理会社の共同業務執行責任者です。同氏は、KPMGチャネル諸島のファイナンス・サービス・アシュアランス部門にて勤務し、メイザー公認会計士事務所で監査人・会計士として研修を受けました。

カール・マッケネフ（Karl McEneff）（アイルランド）

同氏は、管理会社のマネージング・ディレクターであり、世界市場に対するヘッジ・ファンドの提供を専門としています。同氏は、1990年の大和証券グループのアイルランド事業の創始者の一人であり、以来多数の経営職責を重ねてきました。同氏は、大和証券グループのオフショア・ファンド、特にヘッジ・ファンドおよびオルタナティブ投資ファンドに関するサービス戦略の展開に従事してきました。同氏はまた、多数の国際的なヘッジ・ファンドの独立取締役に就任しています。大和証券グループ入社前、同氏は、デイヴィ証券会社（1983年～1990年）、アライド・アイリッシュ銀行（1972年～1983年）にて勤務していました。

管理会社の取締役はいずれも、起訴犯罪に関して有罪判決を受けておらず、または破産、個人的な任意債務整理、管財人による財産管理、強制清算、債権者による任意清算、財産管理、トラストもしくはパートナーシップによる任意債務整理、一般債権者または管理会社の取締役が執行権限を有する取締役もしくはパートナーを務めたトラストの債権者との和議もしくは債務整理に関与しておらず、または法務・規制当局（公認専門家機関を含みます。）により公的に批判されておらず、または裁判所により会社の取締役としての行為または会社の業務の運用もしくは遂行における行為につき資格を剥奪されたことはありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とします。管理会社は、トラストのために受益証券の発行および買戻し、トラストの資産の管理・運用を行う義務を負います。また、管理会社はトラストの管理事務業務を行います。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行います。管理会社は、ファンドの資産の投資について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを選任しています。

信託証書には、管理会社の責任ならびに一定の状況（信託証書またはユニット・トラスト法に定めるその義務の履行における不正行為、過失、故意の不履行、不誠実または不注意の場合を除きます。）において管理会社が受けるトラストの資産からの補償に関する規定があります。

管理会社は、管理会社の行為の結果として、受託会社、ファンド、受益者またはトラストもしくはファンドのために受託会社が被った訴訟、経費、手数料、損失、損害または費用につき責任を負いません。ただし、信託証書またはユニット・トラスト法に定めるその義務の履行における管理会社の不誠実、過失、不正行為、故意の不履行または不注意による場合はこの限りではありません。

管理会社は、トラストまたはファンドに関する投資一任運用権限を一以上の投資運用会社に委任することができます。管理会社は、投資運用契約に基づき、ファンドに関する投資運用権限を投資運用会社に委任しています。

管理会社は、信託証書の規定に従い、トラストが存続する限り、その管理会社として行為し続けます。

管理会社は、次に掲げる場合、解任されることがあり、また管理会社の資格を失います。

- （１）管理会社が清算手続（再編または合併を目的として受託会社が事前に書面により承認した条件に従って行う任意清算を除きます。）に入り、または1990年会社法（改正済み）に基づき、管理会社の資産について管財人が選任され、もしくは管理会社に検査官が選任された場合、受託会社から通知があり次第直ちに解任されます。
- （２）適正に招集開催された受益者集会において、トラストの発行済受益証券の75%以上を保有する者により、管理会社が辞任すべきである旨の決議が可決された場合、受託会社による通知の送達から90日後に解任されます。

管理会社は、受託会社に3か月前の書面通知を行った上で、受託会社およびアイルランド中央銀行により管理会社の資格で行為することを承認された他の会社を支持して辞任することができます。ただし、当該会社が信託証書の補遺証書を締結し、かつそれに従う場合に限りです。

平成24年9月末日現在、管理会社は、ファンドを含む5本のアイルランド籍ユニット・トラスト（12本のサブ・ファンド）の管理運用を行っています。平成24年9月末日現在の純資産総額は、3,471,921,563.47米ドル、1,828,054,676.32豪ドル、155,748,719.75ユーロ、76,903,648.69カナダドル、785,124,265.95NZドルです。

国別 （設立国）	種類別 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
アイルランド	MMF	1	3,036,452,404.66米ドル
			1,738,595,356.04豪ドル
			150,887,251.50ユーロ
			43,478,534.63カナダ・ドル
			721,318,119.85NZドル

アイルランド	その他	4	435,469,158.81米ドル
			89,459,320.28豪ドル
			4,861,468.25ユーロ
			33,425,114.06カナダ・ドル
			63,806,146.10NZドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成24年9月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.24円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

貸借対照表

2012年3月31日現在

	注記	2012年		2011年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	5	427,948	42,898	521,496	52,275
流動資産					
債権	6	2,777,215	278,388	2,655,875	266,225
現金および預金	7	4,135,821	414,575	3,612,730	362,140
処分制限付現金 - エスクローとして保有		1,115,817	111,849	1,410,930	141,432
		8,028,853	804,812	7,679,535	769,797
債務：1年以内支払期限 到来金額	8	(4,160,229)	(417,021)	(3,311,880)	(331,983)
正味流動資産		3,868,624	387,791	4,367,655	437,814
債務引当金	9	—	—	(74,989)	(7,517)
債務：1年後支払期限 到来金額	10	(1,500,000)	(150,360)	(1,000,000)	(100,240)
純資産		2,796,572	280,328	3,814,162	382,332

資本金および準備金

払込請求済株式資本	11	492,338	49,352	492,338	49,352
損益勘定	12	<u>2,304,234</u>	<u>230,976</u>	<u>3,321,824</u>	<u>332,980</u>
株主持分	12	<u>2,796,572</u>	<u>280,328</u>	<u>3,814,162</u>	<u>382,332</u>

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

ブライアン・ガイエット

2012年 7 月19日

取締役

取締役

（ 2 ）【損益計算書】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

損益計算書

2012年 3 月31日終了年度

	注記	2012年		2011年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		14,446,261	1,448,093	14,665,353	1,470,055
その他の収益		284	28	73,212	7,339
管理事務費	2	<u>(15,444,118)</u>	<u>(1,548,118)</u>	<u>(16,682,899)</u>	<u>(1,672,294)</u>
利息および 税金加減前経常損失		(997,573)	(99,997)	(1,944,334)	(194,900)
受取利息		<u>31,462</u>	<u>3,154</u>	<u>25,527</u>	<u>2,559</u>
税引前経常損失	3	(966,111)	(96,843)	(1,918,807)	(192,341)
経常活動に係る税金	4	<u>(51,479)</u>	<u>(5,160)</u>	<u>(48,119)</u>	<u>(4,823)</u>
当期損失		<u>(1,017,590)</u>	<u>(102,003)</u>	<u>(1,966,926)</u>	<u>(197,165)</u>

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はない。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

ブライアン・ガイエット

2012年 7 月19日

取締役

取締役

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

会計方針書

2012年3月31日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得したそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および現金等価物は、手許現金、要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。勘定は、エスクロー・エージェントによる管理の下にある。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

政府助成

当社は、前年度中に雇用支援金を受領した。助成が直ちに財政支援のために行われたり既に発生した費用を払戻すために行われた場合、受領可能となる期間の損益計算書に計上される。引当金は、具体化すると見なされる金額を払戻す債務のために設定される。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

注記

（財務書類の一部を形成する。）

1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務サービスの提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である株式会社大和証券グループ本社である。

当社の活動を展開し続けること、および親会社と相談して選択肢を検討することが、取締役の意向である。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

2 管理事務費

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
人件費	11,558,614	11,337,494
その他の管理事務費	3,885,504	5,345,405

	15,444,118	16,682,899
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	8,499,711	8,411,522
社会福祉費	1,037,161	1,027,465
年金費用	640,569	568,281
その他の費用	1,381,173	1,330,226
	11,558,614	11,337,494

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、180人であった（2011年：179人）。当社は、当期中ダイワ・ヨーロッパ・トラステーズ・アイルランド・リミテッド（「DETIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

3 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	852,881	1,253,914
監査人報酬		
監査	36,340	36,340
税金	22,500	36,999
その他	90,000	90,000
減価償却費	335,144	428,910
オペレーティング・リース賃借料	52,039	52,729

4 経常活動に係る税金

（a）当期課税金の内訳

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	51,399	48,212
前年度の不足 / （過剰）引当金	-	-
繰延税金	80	(93)
課税金合計	51,479	48,119

（b）現行税の調整

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
税引前経常損失	(966,111)	(1,918,807)
12.5%の標準税率に基づく法人税（2011年：12.5%）	(120,764)	(239,851)
資本引当金を超える減価償却費	(75,811)	(60,315)

控除できない費用を超える控除可能費用の不足／（過剰）	442	(4,473)
高税率から生じる差額	823	469
返還グループ軽減額	79,579	93,226
繰越欠損金	115,731	210,944
現行法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	51,399	48,212

5 有形固定資産

2012年3月31日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ 機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2011年3月31日現在	1,576,382	3,393,799	1,534,071	6,504,252
期中付加	-	100,967	140,629	241,596
期中除却	-	-	-	-
2012年3月31日現在	1,576,382	3,494,766	1,674,700	6,745,848
減価償却費				
2011年3月31日現在	1,398,515	3,262,003	1,322,238	5,982,756
期中償却額	119,883	66,053	149,208	335,144
期中除却	-	-	-	-
2012年3月31日現在	1,518,398	3,328,056	1,471,446	6,317,900
2012年3月31日現在 正味簿価	57,984	166,710	203,254	427,948

2011年3月31日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ 機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2010年3月31日現在	1,566,638	3,266,937	1,481,257	6,314,832
期中付加	9,744	126,862	52,814	189,420
期中除却	-	-	-	-
2011年3月31日現在	1,576,382	3,393,799	1,534,071	6,504,252
減価償却費				
2010年3月31日現在	1,183,250	3,224,945	1,145,651	5,553,846
期中償却額	215,265	37,058	176,587	428,910
期中除却	-	-	-	-
2011年3月31日現在	1,398,515	3,262,003	1,322,238	5,982,756
2011年3月31日現在 正味簿価	177,867	131,796	211,833	521,496

6 債権：1年以内に期限到来の金額

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
報酬未収金	1,857,104	1,864,158
前払金および未収収益	803,470	639,419
その他の債権	111,021	143,242
法人税	-	3,356
繰延税金	5,620	5,700
	<u>2,777,215</u>	<u>2,655,875</u>

さらに、当社には1,055,999ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2011年：1,016,456ユーロ）。回収および回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

7 現金および預金

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
現金および現金等価物	4,135,820	3,612,730
	<u>4,135,820</u>	<u>3,612,730</u>

8 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
未払費用	799,565	836,445
法人税	3,187	-
買掛金	577,151	291,324
親会社に対する債務	836,165	332,157
関連会社に対する債務	1,944,160	1,851,954
	<u>4,160,228</u>	<u>3,311,880</u>

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。

関連会社に対する債務には、管理運用業務契約に概要されているように管理運用業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

9 債務引当金

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
期首残高	74,989	99,386
損益勘定への繰入額	-	-
引当金の利用	(74,989)	(24,397)
期末残高	<u>-</u>	<u>74,989</u>

引当金は、リストラの費用に関するものであり、2009年の人件費に計上された。

10 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2012年	2011年
	ユーロ	ユーロ
劣後ローン	1,500,000	1,000,000
	<u>1,500,000</u>	<u>1,000,000</u>

上記の金額は、親会社によって発行されたが、確定した満期はなく、少なくとも5年で満期となり、利息の支払はない。

11 払込請求済株式資本

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
授權資本：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338

12 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
期首株主持分	3,814,162	5,781,088
当期損失	(1,017,590)	(1,966,926)
期末株主持分	2,796,572	3,814,162

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
期首損益勘定	3,321,824	5,288,750
当期損失	(1,017,590)	(1,966,926)
期末損益勘定	2,304,234	3,321,824

13 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2012年 土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	2011年 土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	-	-	-	-
2年～5年で満期	-	-	-	-
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	666,205	-	666,205	-

契約に基づき、当社はダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

14 年金費用

	2012年 ユーロ	2011年 ユーロ
当期年金費用	640,569	568,281
期末現在未払年金費用	44,957	45,600

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

15 利害関係者

当社は、大和証券グループ本社の完全所有子会社であり、その連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

16 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である大和証券グループ本社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

17 最終的親会社

当社の最終的親会社は、日本において設立された大和証券グループ本社である。当社の実績が連結される最大グループは、大和証券グループ本社が筆頭となっている。大和証券グループ本社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 6751日本国東京都千代田区丸の内1丁目9 - 1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが筆頭となっている。ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

18 後発事象

2012年6月28日に、最終的親会社（大和証券グループ本社）は、そのグローバル・アセット・サービス（「GAS」）部門を三井住友信託銀行（「SMTB」）に譲渡するためにSMTBとの売買契約に署名した。GAS部門は、ダイワのファンド管理事務/UCITsの管理会社、カストディアン、受託会社、権限のある会社取締役、全世界にわたって顧客サービスを行うアイルランド、連合王国およびケイマンに所在する事業体を構成する。当該取引は、慣習的規制認可を課せられる。

19 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2012年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 2,200,000	€ 1,609,519	(€ 37,681)
売却：日本円		
¥ 160,000,000	€ 1,487,656	€ 27,269
売却：豪ドル		
\$ 440,000	€ 317,222	(€ 25,564)
		<u>(€ 35,976)</u>

これらのヘッジは、2012年4月1日から2013年3月31日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現利益および損失は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2011年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 2,310,000	€ 1,711,615	€ 85,656
売却：日本円		
¥ 151,000,000	€ 1,353,716	€ 69,811
売却：豪ドル		
\$ 592,000	€ 410,991	(€ 19,993)
		€ 135,474

20 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドは、法の第17条に準拠して、2012年3月31日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

21 財務書類の承認

当財務書類は、2012年7月19日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Balance sheet*at 31 March 2012*

	<i>Note</i>	2012 €	2011 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	5	<u>427,948</u>	<u>521,496</u>
Current assets			
Debtors	6	2,777,215	2,655,875
Cash at bank and in hand	7	4,135,821	3,612,730
Restricted cash - held in escrow		<u>1,115,817</u>	<u>1,410,930</u>
		8,028,853	7,679,535
Creditors: amounts falling due within one year	8	<u>(4,160,229)</u>	<u>(3,311,880)</u>
Net current assets		<u>3,868,624</u>	<u>4,367,655</u>
Provision for liabilities and charges	9	-	(74,989)
Creditors: amounts falling due after one year	10	<u>(1,500,000)</u>	<u>(1,000,000)</u>
Net assets		<u>2,796,572</u>	<u>3,814,162</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	11	492,338	492,338
Profit and loss account	12	<u>2,304,234</u>	<u>3,321,824</u>
Equity shareholder's funds	12	<u>2,796,572</u>	<u>3,814,162</u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

19 July 2012

Peter Callaghan
*Director*Brian Guyett
Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Profit and loss account*for the year ended 31 March 2012*

<i>Note</i>	2012 €	2011 €
-------------	------------------	-----------

Turnover		14,446,261	14,665,353
Other income		284	73,212
Administrative expenses	2	(15,444,118)	(16,682,899)
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(997,573)	(1,944,334)
Interest income		31,462	25,527
Loss on ordinary activities before taxation	3	(966,111)	(1,918,807)
Taxation on ordinary activities	4	(51,479)	(48,119)
Loss for the year		(1,017,590)	(1,966,926)

The company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

19 July 2012

Peter Callaghan
Director

Brian Guyett
Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Statement of accounting policies

for the year ended 31 March 2012

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and

paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash and cash equivalents comprise cash in hand, deposits repayable on demand.

Restricted cash - held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The account is subject to control by the escrow agent.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date.

Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Government grants

During the prior year the company was in receipt of employee subsidy grant income. Where grants are made to give immediate financial support or reimburse costs already incurred, amounts are recognised in the profit and loss account in the period in which they become receivable. Provision is made for obligations to repay amounts if this is considered

probable.

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Notes

forming part of the financial statements

1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan.

It is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company and to consider options in consultation with its parent.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

2 Administrative expenses

	2012	2011
	€	€
Staff costs	11,558,614	11,337,494
Other administrative expenses	3,885,504	5,345,405
	<u>15,444,118</u>	<u>16,682,899</u>
<i>Staff cost comprise:</i>		
Wages and salaries	8,499,711	8,411,522
Social welfare costs	1,037,161	1,027,465
Pension costs	640,569	568,281
Other costs	1,381,173	1,330,226
	<u>11,558,614</u>	<u>11,337,494</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 180 (2011:179). The Company shared the use of facilities with Daiwa Europe Trustees Ireland Limited (“DETIL”) during the year. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

3 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	2012	2011
	€	€
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	852,881	1,253,914
Auditor's remuneration		
Audit	36,340	36,340
Tax	22,500	36,999
Other	90,000	90,000
Depreciation	335,144	428,910
Operating lease rentals	<u>52,039</u>	<u>52,729</u>

4 Taxation on ordinary activities

2012	2011
------	------

(a) Analysis of charge in year

	€	€
<i>Current tax</i>		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	51,399	48,212
Under /(over) under provision in prior year	-	-
Deferred tax	80	(93)
	<u>51,479</u>	<u>48,119</u>
Total tax charge	<u>51,479</u>	<u>48,119</u>

(b) Current tax reconciliation

	2012 €	2011 €
Loss on ordinary activities before taxation	<u>(966,111)</u>	<u>(1,918,807)</u>
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (2011: 12.5%)	(120,764)	(239,851)
Excess of depreciation over capital allowances	(75,811)	(60,315)
Deficiency/(excess) of deductible over non-deductible expenses	442	(4,473)
Differences arising from tax at the higher rate	823	469
Group relief surrendered	79,579	93,226
Losses carried forward	<u>115,731</u>	<u>210,944</u>
Current corporation tax charge	<u>-</u>	<u>-</u>
Income tax on health insurance premiums	<u>51,399</u>	<u>48,212</u>

5 Tangible Fixed Assets**As at 31 March 2012**

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2011	1,576,382	3,393,799	1,534,071	6,504,252
Additions during year	-	100,967	140,629	241,596
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2012	<u>1,576,382</u>	<u>3,494,766</u>	<u>1,674,700</u>	<u>6,745,848</u>
Depreciation				
At 31 March 2011	1,398,515	3,262,003	1,322,238	5,982,756
Depreciation for year	119,883	66,053	149,208	335,144
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2012	<u>1,518,398</u>	<u>3,328,056</u>	<u>1,471,446</u>	<u>6,317,900</u>
Net book value at 31 March 2012	<u>57,984</u>	<u>166,710</u>	<u>203,254</u>	<u>427,948</u>

As at 31 March 2011

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2010	1,566,638	3,266,937	1,481,257	6,314,832
Additions during year	9,744	126,862	52,814	189,420
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2011	<u>1,576,382</u>	<u>3,393,799</u>	<u>1,534,071</u>	<u>6,504,252</u>
Depreciation				
At 31 March 2010	1,183,250	3,224,945	1,145,651	5,553,846

Depreciation for year	215,265	37,058	176,587	428,910
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2011	1,398,515	3,262,003	1,322,238	5,982,756
Net book value at 31 March 2011	177,867	131,796	211,833	521,496

6 Debtors: amounts falling due within one year	2012	2011
	€	€
Fee debtors	1,857,104	1,864,158
Prepayments and accrued income	803,470	639,419
Other debtors	111,021	143,242
Corporation Tax	-	3,356
Deferred tax	5,620	5,700
	2,777,215	2,655,875

In addition, the Company has an unrecognised deferred tax asset of €1,055,999 (2011: €1,016,456). This has not been recognised due to the level of uncertainty over its recovery and the timing of its recovery.

7 Cash at bank and in hand	2012	2011
	€	€
Cash and cash equivalents	4,135,820	3,612,730
	4,135,820	3,612,730

8 Creditors: amounts falling due within one year	2012	2011
	€	€
Accruals	799,565	836,445
Corporation Tax	3,187	-
Trade creditors	577,151	291,324
Amount owed to parent	836,165	332,157
Amount owed to related companies	1,944,160	1,851,954
	4,160,228	3,311,880

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to management services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free.

9 Provision for liabilities and charges	2012	2011
	€	€
Opening balance	74,989	99,386
Charge to profit and loss account	-	-
Utilisation of provision	(74,989)	(24,397)
Closing Balance	-	74,989

The provision relates to costs of restructuring, which was included within staff costs in 2009.

10 Creditors: amounts falling due after one year	2012	2011
	€	€
Subordinated Loan	1,500,000	1,000,000
	1,500,000	1,000,000

The amount above was issued by the parent company, has no fixed maturity, will mature in at least 5 years, and has no interest payments.

11 Called up share capital	2012	2011
	€	€
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

12 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	2012	2011
	€	€
Shareholder's funds at beginning of year	3,814,162	5,781,088
Loss for the financial year	<u>(1,017,590)</u>	<u>(1,966,926)</u>
Shareholder's funds at end of year	<u>2,796,572</u>	<u>3,814,162</u>

	2012	2011
	€	€
Profit and loss account at beginning of year	3,321,824	5,288,750
Loss for the financial year	<u>(1,017,590)</u>	<u>(1,966,926)</u>
Profit and loss account at end of year	<u>2,304,234</u>	<u>3,321,824</u>

13 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2012		2011	
	Land and	Other	Land and	Other
	buildings		buildings	
	€	€	€	€
Operating leases which expire:				
Within one year	-	-	-	-
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	-
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>666,205</u>	<u>-</u>	<u>666,205</u>	<u>-</u>

Under an agreement, the company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to Daiwa Europe Trustees Ireland Limited. In return, the company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

14 Pension costs	2012	2011
	€	€
Pensions charge for year	<u>640,569</u>	<u>568,281</u>
Pension charge payable at end of year	<u>44,957</u>	<u>45,600</u>

The company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

15 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Group Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

16 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cashflow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Daiwa Securities Group Inc., which are publicly available.

17 Ultimate parent company

The Company's ultimate parent undertaking is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Group Inc. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Group Inc. are available to the public and may be obtained from 9-1 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6751, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Trust Europe Limited. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Trust Europe Limited are available to the public any may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

18 Post balance sheet events

On June 28th 2012, the ultimate parent company (Daiwa Securities Group Inc) signed a sale and purchase agreement with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited ("SMTB") to transfer its Global Asset Services ("GAS") Division to SMTB. The GAS division comprises Daiwa's Fund Administration/UCITs Management Company, Custodian, Trustee and Authorised Corporate Director entities domiciled in Ireland, UK and Cayman servicing clients across the globe. This transaction is subject to the customary regulatory approvals.

19 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2012.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$ 2,200,000	€ 1,609,519	(€ 37,681)
Sell Japanese Yen		
160,000,000	€ 1,487,656	€ 27,269
Sell Australian Dollar		
\$ 440,000	€ 317,222	(€ 25,564)
		<u>(€ 35,976)</u>

These hedges will settle quarterly over the period 1 April 2012 to 31 March 2013.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2011.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$ 2,310,000	€ 1,711,615	€ 85,656

Sell Japanese Yen

151,000,000	€ 1,353,716	€ 69,811
-------------	-------------	----------

Sell Australian Dollar

\$ 510,000	€ 410,991	(€ 19,993)
		€ 135,474

20 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Daiwa Securities Trust Europe Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 31 March 2012, in accordance with Section 17 of the Act.

21 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 19 July 2012.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、受託会社、代行協会、販売会社、管理会社代行サービス会社ならびにこれらの関連会社、役員、取締役、受益者、従業員および代理人（以下総称して「関係者」といいます。）は、トラストの運用またはトラストに関する各自の役割との間で、利益相反を引き起こす可能性のある他の財務、投資および専門的活動に関与しており、または関与することがあります。かかる活動には、他のファンドに対する運用または助言、証券の売買、銀行・投資運用業務、仲介業務、非上場証券の評価（当該証券を評価する企業に支払う報酬が資産価値の上昇に伴い増額する場合）ならびに他の投資信託または会社（トラストが投資する投資信託または会社を含みます。）の取締役、役員、顧問または代理人としての行為が含まれます。特に、管理会社および投資運用会社は、トラストまたはファンドと類似または重複する投資目的を有する他の投資ファンドの顧問または運用に関与することがあります。

各関係者は、各自の義務の履行が、以上の関与により害されことなく、また発生した利益相反が公正に解決されることを確保するために合理的な努力を尽くします。

管理会社、投資運用会社、受託会社、代行協会、販売会社、管理会社代行サービス会社またはこれらに関連する企業は、トラストとの取引（トラストにより発行される受益証券またはトラストの財産の保有、処分またはその他取扱いなどが含まれます。）を禁止されるものではなく、またそのいずれも、当該取引により発生するまたはこれに関する収益または利益についてトラストに説明する必要はありません。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益において行われ、かかる取扱い、独立当事者間ベースで交渉される通常の商業条件と同様の条件で行われ、また次に掲げる条件のいずれかを充足しなければなりません。

- （１）受託会社（受託会社が関与する取引の場合には管理会社）により独立した適格者として認められる者が、取引の実行価格が公正であることを確認すること
- （２）取引が、組織化された取引所またはその他の規制市場の規則に従い、当該取引所または市場において合理的に入手できる最善の条件で実行されること
- （３）上記（１）（２）の条件が実行できない場合、取引が、受託会社（受託会社が関与する取引の場合には管理会社）が満足する独立当事者間で交渉される通常の商業条件に適合した条件で実行されること

投資運用会社またはその関連会社は、ファンドが存続に適した最小限の規模を有し、またはより効率的な運用を可能とするため、受益証券に投資することができます。かかる場合、投資運用会社またはその関連会社は、発行済みのファンドの受益証券を高い比率で保有することができます。

本書の日付現在、管理会社の取締役はいずれも、トラストの促進活動、性質上もしくは条件面で通常ではないもしくはトラストにとって重大なトラストによる取引、または現存するトラストの契約もしくは取決めについて直接の利害関係を有しておらず、また有していたこともありません。

管理会社の取締役もその関係者も、受益証券について実質的にも非実質的にも利害関係を有していません。

5【その他】

- （１）定款の変更

管理会社の定款の変更には、株主総会の特別決議が必要です。

- （２）事業譲渡または事業譲受

アイルランド中央銀行の事前承認を条件として、管理会社は、アイルランド法の一般原則に基づき、その事業をユニット・トラストの運用につき認可を受けている他のアイルランドの会社に譲渡することができます。この場合、事業を譲渡した法人は、なお法人として存続します。

- （３）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は３月31日に終了する１年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、（ ）アイルランド高等法院の命令により、または（ ）株主総会の特別決議によって解散されます。

本書提出前６か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想

される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資運用会社」）

資本金の額

平成24年9月30日現在、出資者に帰属する連結パートナー資本は39.04億米ドル（約3,030億円）です。

事業の内容

アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、アヴェニュー・オブ・アメリカズ1345に主たる事務所を有するデラウェア州籍リミテッド・パートナーシップである投資運用会社は、世界有数の投資運用会社であり、幅広い投資対象を通じて、機関投資家および個人に多様なサービスを提供しています。平成24年9月30日現在、投資運用会社は、約4,189億米ドル（約32.5兆円）の資産を運用しています。投資運用会社のジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションは、アクサ・ファイナンシャル・インクの間接全額出資子会社であり、アクサ・ファイナンシャル・インクは、フランスの会社であるアクサの間接全額出資子会社です。

（2）エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

平成24年9月末日現在、12万英ポンド（約1,512万円）

事業の内容

エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5）は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。最終的親会社は三井住友信託銀行株式会社であり、信託業務を行っています。その負債および債務は、スミット・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが発行する保証状により保証されています。

（3）大和証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

平成24年9月末日現在、1,000億円

事業の内容

大和証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいます。大和証券株式会社は、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

（4）アライアンス・バーンスタイン株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

資本金の額

平成24年9月末日現在、1億3,000万円

事業の内容

管理会社代行サービス会社は、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において金融商品取引業を営んでいます。管理会社代行サービス会社は、ファンドの投資運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社です。

2【関係業務の概要】

（1）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

投資運用契約に基づき、管理会社は、その投資運用権限をファンドの資産の投資、換金および再投資につ

いて一任運用を行う投資運用会社に委任しています。

管理会社は、投資運用会社の作為または不作為に起因する訴訟、経費、手数料、損失、損害または費用につき責任を負いません。

投資運用契約は、投資運用会社が、ファンドにより随時行われ、かつ行われる予定である一切の投資に関して、投資一任運用業務を提供することを目的として、ファンドの投資運用会社として行為するよう選任され、また、ファンドの資産の投資、換金および再投資に関連して継続的な投資運用業務および投資顧問業務を管理会社に提供することを定めています。管理会社は、投資運用会社が投資運用契約に基づく職務を履行する際に被るかまたは負担する可能性のある、故意の不履行、詐欺的行為、不誠実、過失または投資運用契約に基づく義務の未必の故意に起因する一切の損害、損失、債務、訴訟、手続、請求、経費および費用（合理的な弁護士報酬および専門家報酬などが含まれます。）について、ファンドの資産から、投資運用会社、その従業員、代行者および代理人を補償し、一切損害を被らせないものとするにつき同意しています。ただし、投資運用会社は、その故意の不履行、詐欺的行為、不誠実、過失または投資運用契約に基づく義務の未必の故意に起因する事由に関し、いかなる場合も補償を受けません。投資運用契約は、90日前の書面による通知を行った上で、またはファンドの重大な違反もしくは終了など一定の特定事由が生じた場合には直ちに、一方当事者により終了されることがあります。

投資運用会社は、詐欺的行為、故意の不履行、不誠実、過失または投資運用契約に基づく職務履行の未必の故意がない限り、管理会社またはファンドが負担する損失につき責任を負いません。

（２）エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド

受託会社は、特に、トラストの受益証券の発行および買戻しが適用法および信託証書に従って行われることを確保すべき義務を負います。受託会社は、ユニット・トラスト法または信託証書に抵触しない限り、管理会社の指図を実行します。受託会社はまた、各計算期間のトラストの業務について調査を行い、その内容を受益者に報告する義務を負います。

信託証書には、受託会社の責任ならびに一定の状況（過失、不正行為、故意の不履行、不誠実または不注意の場合を除きます。）で受託会社が受けるトラストの資産からの補償に関する規定があります。

受託会社は、その保管機能の全部または一部を委任することができますが、その責任は、受託会社が保管する資産の一部または全部を第三者に委任した事実により影響を受けることはありません。受託会社がその責任を履行するために、受託会社は、保管代理人としての副保管会社の選定を慎重かつ注意深く行い、かかる者が副保管会社としての責任を履行するのに適切な専門的知識、能力および地位を有しておりかつこれを維持することを確保しなければなりません。受託会社は、副保管会社に対する適切な水準の監督を維持し、定期的に副保管会社の義務が完全に履行され続けていることを確認する適切な調査を行わなければなりません。

受託会社は、新任の受託会社が選任された場合、トラストが終了した場合、またはアイルランド中央銀行がトラストの認可を取り消した場合を除き、任意に辞任することはできません。受託会社が辞任を希望する場合、管理会社は、信託証書の補遺証書により、アイルランド中央銀行が辞任する受託会社の代わりの受託者であることを認める適正な資格を有する法人を選任することができます。新任の受託会社が、受託会社が辞任の意図を通知した日から３か月以内に選任されない場合、受託会社は、トラストの終了通知を交付することができますが、トラストが信託証書に従い終了し、アイルランド中央銀行によるトラストの認可が取り消されるまでの間、受託会社として行為し続けます。

（３）大和証券株式会社

受益証券販売買戻契約および代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本におけるトラストの受益証券の販売者および代行協会員として、大和証券株式会社を選任しています。

管理会社は、代行協会員および販売会社の作為または不作為により発生した訴訟、経費、手数料、損失、損害または費用につき責任を負いません。

（４）アライアンス・バーンスタイン株式会社

管理会社代行サービス契約は、管理会社代行サービス会社が、管理会社が日本で行う業務に付帯する業務を提供する目的で、ファンドに関する管理会社代行サービス会社として行為するよう選任されることを定めています。管理会社代行サービス会社は、金融商品取引法に基づき付随業務を営むことができます。管理会社は、管理会社代行サービス会社が管理会社代行サービス契約に基づく職務を履行する際に被った一切の費用、債務、経費、損害および費用について、ファンドの資産から管理会社代行サービス会社を補償し、一切損害を被らせないものとするにつき同意しています。ただし、管理会社代行サービス会社の職務の履行にあたり過失、詐欺的行為、不誠実、未必の故意がない場合に限り、

管理会社代行サービス会社は、管理会社代行サービス契約に基づく職務の履行にあたり過失、詐欺的行為、不誠実、故意の不法行為または未必の故意がない限り管理会社またはファンドが被った一切の費用、債務、経費、損害および費用につき責任を負いません。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は、三井住友信託銀行株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（「1985年通達」）を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した（以下「UCITS規則」と総称する。）。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つ、UCITS規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託（以下「UCITS」という。）
- 2) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「non - UCITSの契約型投資信託」という。）

3) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託

4) 1990年会社法パート（改正済）により認可される会社型投資信託

2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるnon - UCITSの一般契約型投資信託

UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合（「EU」）のいずれか一つの加盟国（「EU加盟国」）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS規則第4条（3）は、UCITSを以下のように定義しているが、同条（9）に列挙するものは例外としている。

- （a）公衆から調達した投資元本を（i）譲渡性のある証券および（ ）規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに（b）受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS規則第3条（1）はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条（2）（a）に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券（「株式」）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（「債務証券」）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

（B）（1）UCITS規則第4条（9）は、同条（3）の定義に該当するが、UCITS規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- （a）子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- （b）クローズド・エンド型の投資信託
- （c）ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- （d）ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

（i）契約型投資信託（Unit Trusts）

（ ）変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託

（ ）変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託

- ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。
- ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。

（ ）一般契約型投資信託（Common contractual funds）

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および1963 - 2009年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従う。

non - UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に従って設定することができ、non - UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、1990年会社法パート（改正済）および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有

限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。
- (2) UCITSおよびnon - UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびnon - UCITSの認可された一般契約型投資信託およびnon - UCITSの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者 / 受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者 / 受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率 0 % の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者 / 受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者 / 受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局（歳入委員会）よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主 / 受益者がいない場合およびこれに関して各株主 / 受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率 0 % の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則第121条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パート （改正済）に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づく有限責任組合理型投資信託および2005年法に基づくnon - UCITSの一般契約型投資信託についてはアイルランド中央銀行が規制している。

3 . それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産（「ファンド」）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またnon - UCITS型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはUCITS 規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

（３）UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

UCITS 規則第 8 条（１）により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- （ａ）管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- （ｂ）UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも 1 か月に二度は計算されること。
- （ｃ）信託証書には以下の事項が記載されること。
 - （ｉ）ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - （ ）提案されている特定の目的に従った投資方針
 - （ ）分配方針
 - （ ）管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - （ｖ）公告に関する規定
 - （ ）ファンドの会計年度
 - （ ）信託証書変更手続
 - （ ）受益証券発行手続
 - （ ）受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

（４）投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とnon - UCITSのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

許可されている投資

（１）UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。

- （ａ）MIFID規則第 3 条（１）に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- （ｂ）EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- （ｃ）第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
- （ｄ）最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
 - （ｉ）証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする（ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。）。
 - （ ）発行から 1 年以内に確実に（ｉ）に記載される許可を得るものとする。
- （ｅ）EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第 4 条（３）に該当するその他の投資信託の受益証券（ただし、（ｉ）にかかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、（ ）他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITS の受益者について規定されたものと同等であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、（ ）他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書およ

- び年次報告書に報告されているものとし、（ ）取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。）
- （ f ）要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登録上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。）
- （ g ）上記（ a ）、（ b ）または（ c ）に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに / またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品（ただし、（ i ）派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、（ ）OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、（ ）OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。）
- （ h ）規制された市場で取引されるものを除く、短期金融市場証券（当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合、ただし、当該証券は（ i ）EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、（ ）その証券が上記（ a ）、（ b ）または（ c ）に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、（ ）共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または（ ）アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記（ i ）、（ ）または（ ）に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条（ 3 ）（ g ）に基づく1978年7月25日付第4理事会通達（ 78 / 660 / EEC ）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。）
- （ 2 ）UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
- （ a ）（ 1 ）項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資してはならない。
- （ b ）貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- （ 3 ）会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- （ 1 ）（ a ）管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。

- (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
- (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的风险、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2)(a) UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）UCITS 規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に係る場合、本条件および要件はUCITS 規則に準拠しなければならない。
- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
- (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
- (i) リスクの軽減
- () 経費の削減
- () UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
- (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4)(a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。
- (c) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組込派生商品が含まれる場合、UCITS 規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5)(a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融市場証券の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
- (i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融市場証券により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、したがって、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。
- () 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
- () 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。
- (b) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期

金融市場証券とは別に契約上譲渡可能な構成を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとは見做されないものとする。

- (6) (2) 項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類 9 に規定される要件は、
- (a) UCITS 規則上、効力を有するものとする。
 - (b) 管理会社への適用に加え、UCITS 規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類 9 における管理会社に関する記載は、(7) (b) において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。
- 本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
- (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。
- (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
- (i) 取引相手方が規則(1) (f) に規定される金融機関の場合、その資産の10%
 - () その他の場合、その資産の5%
- (2) (1) 項(a)、(b) および(c) に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
 - (b) 預金
 - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1) 項(a) および(2) 項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登録上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。
- (b) UCITSがその資産の5%超を(a) に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITS の資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a) に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a) の要件に応じて債券を発行することを授けられた発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1) 項(a) および(2) 項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができる。
- (5) (3) 項および(4) 項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(1) 項(a) に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。

（６）（１）項ないし（４）項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、（１）項ないし

（４）項に従い実行される（ａ）譲渡性のある証券、（ｂ）短期金融市場証券、（ｃ）預金または（ｄ）派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。

（７）通達（83 / 349 / EEC）に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、UCITS 規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見做されるものとする。

かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS 規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

（１）（ａ）規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づき

UCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条（１）（ａ）の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。

（ｉ）指数の構成が十分に分散されており、本項および（２）項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。

（ ）指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に關係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。

（ ）指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。

（Ⅰ）指数が一般に公開されていること。

（ ）指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。

（ｂ）（ａ）（ ）（Ⅰ）は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。

（２）アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規制第70条（１）（ａ）に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

（３）（１）項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする（派生商品または規則第69条（２）に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。）。

国等により発行または保証される証券

（１）受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授權することができる。

（２）かかる場合、UCITSは、（ａ）少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また（ｂ）ファンドの資産の35%を超える投資を

予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならない、また（c）アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- （1）UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - （a）その他のUCITS
 - （b）規則第68条（1）（e）に規定されるその他の集会的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとして見做されることがある。
- （2）UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- （3）UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- （4）UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方（場合による。）の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。
- （5）その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方（場合による。）に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- （6）アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- （1）（2）項および（3）項に従い、（a）会社型投資信託ならびに（b）管理会社および契約型投資信託のために行為する受託会社および一般契約型投資信託のために行為する管理会社はいずれも金銭を借り入れることはできない。
- （2）UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- （3）UCITSは、
 - （a）会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、または契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。
 - （b）会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場

合、借入れおよび（a）に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。

（4）本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

（ ） non - UCITSの投資信託の投資制限

non - UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

（a） non - UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド中央銀行により課せられることがある。

（b） non - UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。non - UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

（i） ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

（ ） ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

（ ） 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

（a a） EUの信用機関

（b b） 欧州経済地域（「EEA」）加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）により認可された銀行

（c c） EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）によって認可されている銀行

（d d） ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行

（e e） 受託会社

（f f） 受託会社に随時関係する会社

（ ） 関係会社および関係機関は、本（b）の目的においては同一の発行体と見做される。

（c） non - UCITSの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。

（d） 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

（e） non - UCITSの契約型投資信託は、アイルランド中央銀行の認可を条件に国、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。

（f） non - UCITSの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。

（i） ファンドの純資産の20%までの投資であること。

（ ） non - UCITSの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。

（ ） 他の投資信託の受益証券に投資したことによりnon - UCITSの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該non - UCITSの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

（５）管理会社

UCITS 規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。

管理会社の業務

- （１）（ａ）UCITS 規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS 規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS 規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
 - （ｂ）契約型投資信託、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類 1 に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- （２）（ａ）（ｂ）に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
 - （ｉ）投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）
 - （ ）非中核業務として、
 - （Ⅰ）通達（2004 / 39 / EC）セクションCの添付書類 1 に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
 - （ ）投資信託の受益証券に関する保管および管理
- （ｂ）管理会社は、
 - （ｉ）（ａ）（ｉ）および（ ）に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - （ ）（ａ）（ｉ）に規定される業務の提供の認可を受けることなく、（ａ）（ ）に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- （３）規則第 3 条（１）における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による（２）項（ａ）（ｉ）および（ ）に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- （４）個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- （５）投資信託業務の提供の一環として、UCITS 規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し（場合に応じて）、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- （１）他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - （ａ）国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - （ｂ）最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - （ｃ）管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- （２）（ａ）管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合に

のみ認可を行うものとする。

- （b）管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
- （c）アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- （3）管理会社の業務遂行は、（1）項（c）号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- （4）（5）項ないし（7）項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- （5）当初資本金と（4）項に基づき管理会社が保持するべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- （6）管理会社の自己資金は、通達（2006 / 49 / EEC）の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- （7）（a）管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記（4）項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
- （b）当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登録上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- （8）上記（4）項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見做されるものとする。
 - （a）管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
 - （b）管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
 - （c）管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- （9）上記（1）（c）において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- （10）管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- （11）アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- （12）認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、裁判所に申請を行うことができる。
- （13）申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が（11）項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、（12）項に定められる裁判所に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- （14）アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合にのみ、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
 - （a）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
 - （b）管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合

- （ｃ）管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
- （ｄ）管理会社の認可が規則第16（２）（ａ）（ｉ）に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達（2006 / 49 / EC）を遵守しない場合
- （ｅ）管理会社が、UCITS 規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- （１）申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
 - （ａ）申請中の管理会社が実行を予定または実行しそうな業務の種類
 - （ｂ）申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - （ｃ）申請中の管理会社の基本定款および通常定款
- （２）申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - （ａ）申請中の管理会社が、その業務がUCITS 規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - （ｂ）適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款および通常定款には、UCITS 規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - （ｃ）申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - （ｄ）その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - （ｅ）その適格株主各々の適当性
 - （ｆ）申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - （ｇ）申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - （ｈ）申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - （ｉ）その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- （３）アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS 規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- （４）アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- （５）アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- （６）UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- （７）（ａ）アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS 規則上の授権された役員として書面で

- 認めることができ、また当該授權を取り消すことができる。
- （b）アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授權された役員に対し、UCITS 規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS 規則に従い実行されるものとする。
- （8）アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- （a）他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- （b）他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- （c）他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- （9）（a）管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS 規則を適用し、UCITS 規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- （b）UCITS 規則に従い、管理会社は、（i）管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは（ ）投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- （10）アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- （1）アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条（1）ないし（9）に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- （2）（a）管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
- （b）ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- （1）管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- （2）関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- （3）MIFID規則第15部は、（2）項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- （4）MIFID規則第16部は、（2）項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- （5）UCITS 規則において、
- （a）MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
- （b）「関係条項」とは、（i）MIFID規則第13条および第30条ならびに（ ）MIFID規則第14部を

いう。

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
 - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
 - (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および()に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97 / 9 / EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS 規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
 - (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること（この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。）。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行うことまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
 - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。

- （g）委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - （h）委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - （i）UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS 規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- （2）管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- （1）アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- （a）認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - （b）認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - （c）認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - （d）利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - （e）認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- （2）付属書類5に規定される要件は、UCITS 規則上、効力を有するものとする。

投資家の苦情

- （1）（a）管理会社または会社型投資信託（該当する場合）は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続きおよび仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
- （b）管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続きおよび仕組みを構築するものとする。
- （2）管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。
- （3）管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。（1）項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。
- （ ）1990年ユニット・トラスト法およびnon - UCITSに関する通達の下で登録された、non - UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- （a）アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
 - （b）常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド中央銀行が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

- （c）契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
- （d）管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。
- （e）管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

（6）受託会社

受託会社に関する義務

資産の保管

- （1）契約型投資信託の資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS 規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- （2）規則第36号に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- （1）受託会社は、以下を行うものとする。
 - （a）契約型投資信託もしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS 規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って遂行されるようにすること。
 - （b）受益証券の価格がUCITS 規則および信託証書（契約型投資信託の場合）または設立証書（一般契約型投資信託の場合）に従い計算されるようにすること。
 - （c）管理会社の指示をUCITS 規則または信託証書（契約型投資信託の場合）もしくは設立証書（一般契約型投資信託の場合）に抵触しない限り実行すること。
 - （d）契約型投資信託または一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - （e）契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がUCITS 規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って充当されるようにすること。
- （2）受託会社は、各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託（場合による。）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。受託会社の報告書は、当該報告書の写しを規則に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。かかる報告書には、（a）信託証書または設立証書（場合による。）およびUCITS 規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ（b）その他については信託証書または設立証書（場合による。）の条項およびUCITS 規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託（場合に応じて）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- （1）国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、国内に営業所を設立していること、かつ、
- （2）（a）払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、
 - （b）払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の国に設置された支店であること、または、
 - （c）国内の会社であり、かつ、
 - （ ）金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証さ

れ、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない
払込資本金を有していること。）、

- （ ）アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であると見做される第三国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。）、

- （ ）（ a ）、（ b ）または（ c ）（ i ）もしくは（ c ）（ ）に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること。）、

- （ 3 ）受託会社はUCITS 規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- （ 4 ）UCITS 規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- （ 5 ）受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS 規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- （ 6 ）管理会社の母国であるEU加盟国が国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、規則および国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要と見做される情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- （ 7 ）添付書類 6 に規定される要件は、UCITS 規則上、効力を有するものとする。

受託会社の責任

- （ 1 ）受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。
- （ 2 ）受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- （ 1 ）管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- （ 2 ）契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- （ 3 ）契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- （ 4 ）受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書（場合に依

じて）の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書（契約型投資信託に関して）および設立証書（一般契約型投資信託に関して）は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

- （ ）1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたnon - UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。
 - （ a ）アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
 - （ b ）（ i ）6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
 - （ ）6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関の、アイルランドで設立された支店であること。
 - （ ）EU加盟国で設立された会社で、
 - （ a a ）1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
 - （ b b ）アイルランド中央銀行によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
 - （ c c ）上記（ i ）、（ ）、（ ）（ a a ）および（ ）（ b b ）に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
 - （ c ）受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド中央銀行に対応しなければならない。
 - （ d ）金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
 - （ i ）受託会社は、常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

財源（返済金を含む。）の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド中央銀行の承認を得ること。

上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。この書類は随時変更され、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。

- （ ）受託会社の取締役の任命はアイルランド中央銀行から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド中央銀行に通知すること。
- （ ）受託会社の取締役のうち最低 2 名はアイルランド居住者であること。
- （ ）所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド中央銀行の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- （ v ）受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書をアイルランド中央銀行に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から 2 か月以内、また年次計算書は当該報告期間から 4 か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

（ 7 ）関係法人

（ a ）投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

（ b ）販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および / または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

（ B ）有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

（ C ）一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、non - UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

（ D ）会社型の投資信託

（ I ）会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはnon - UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において 1 株につき 1 票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

（ ）変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）non - UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- （ a ） VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- （ b ） 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- （ c ） 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- （ d ） VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- （ e ） VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- （ f ） 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- （ g ） VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- （ h ） 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- （ i ） 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- （ j ） 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- （ k ） 株式は全額払込まなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- （ l ） 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、non - UCITS型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が（ d ）の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および（ k ）についてnon - UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー / 開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

（ ）固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株

を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないIVCCに適用されない。

（ ）会社型投資信託の投資制限

上記3.（A）（4）（I）および（ ）記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびnon - UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

（V）会社型投資信託

（A）（a）（i）アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

（a）会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

（b）会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

（c）会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

（B）会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

（a）アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

（i）会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

（ ）会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

（ ）会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条（1）に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

（b）会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

（c）アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

（d）会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。

（e）UCITS 規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条（2）（b）で定められる意味を有する。

（C）業務の委任

（a）会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、

（i）アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。

（ ）委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。

（ ）委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。

- () 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われえないこと。
- () 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- () 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- () 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- () 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- () 関係法人
 - (a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

 - (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
 - () 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記 (i) または () の場合に該当する会社型投資信託は、(a a) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(b b) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から 5 % を超えて離れないよう市場に介入し、かつ (c c) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければならない。

上記 3 . (A) (6) (I) (a) から (g) に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、

（ｃ）1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパート（改正済）またはアイルランド規則（いずれか適用あるもの）の記載および（ｄ）信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

（ｂ）投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記３（Ａ）（７）「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

４．アイルランドにおける投資信託の準拠法

（Ａ）設立関係法令

（Ⅰ）アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

（ ）会社設立の要件

最低２名の株主が存在すること。

（ ）定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ａ）引受株主の身元

（ｂ）会社の形態および名称

（ｃ）会社の目的

（ｄ）引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、UCITSではないIVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

（ｅ）申込時の払込額

（ｆ）引受資本および授權資本を構成する株式の種類記載

（ｇ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ｈ）現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

（ｉ）発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

（ｊ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載

（ｋ）取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載

（ｌ）存続期間（適用ある場合）

（ｍ）会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

（ ）アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

（Ⅴ）アイルランドにおける投資信託の認可

（ａ）アイルランド規則第８条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

（ｉ）次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

（ａａ）アイルランド国内に所在するUCITS、本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

（ｂｂ）他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可をうけてい

ないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

- （ ）アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- （ b ）アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- （ c ）アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- （ 1 ）会社型投資信託および管理会社（会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託および契約型投資信託それぞれについて）は、以下を公表するものとする。
 - （ a ）目論見書
 - （ b ）各会計年度の年次報告書
 - （ c ）会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- （ 2 ）年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
 - （ a ）年次報告書の場合は 4 か月以内
 - （ b ）半期報告書の場合は 2 か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- （ 1 ）（ a ）目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
 - （ b ）目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- （ 2 ）目論見書は少なくとも付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が規則第91条（ 1 ）に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- （ 3 ）年次報告書は、貸借対照表または損益計算書、会計年度に関する詳細な収支計算書、会計年度の活動に関する報告書および付属書類12に規定されたその他の情報ならびに投資家がUCITSの活動の進行およびその業績についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための重要情報を含まなければならない。
- （ 4 ）（ a ）1963年会社法第148条（ 2 ）にもかかわらず、個別の計算書に関してパート 第 1 章または第 2 章が適用される可能性のある会社型投資信託は、以下の事項に従いこれらの計算書を作成することを選択することができる：
 - （ i ）代替会計基準、および
 - （ ）1963年会社法第149条における国債財務報告基準に関する言及が当該代替会計基準に関する言及であるかのように当該第149条 A。
- （ b ）（ a ）に基づき代替会計基準に従いその計算書を作成することを選択した会社型投資信託に1963年会社法第148条（ 4 ）、（ 5 ）および（ 6 ）を適用する場合、
 - （ i ）当該（ 4 ）における国際財務報告基準に関する言及は、当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとし、また、
 - （ ）「 IFRS 」が当該（ 4 ）、（ 5 ）および（ 6 ）に記載されるたびに「 ABAS 」（当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとする。）と置き換えられるものとする。
- （ c ）UCITS 規則の目的上、計算書は、関連する計算書が関連法域で登録された会社または投資信

託により作成されなければならなかった場合に、代替会計基準に従い作成されたものとみなされない場合、当該代替会計基準に従い作成されたものとみなされないものとする。

（d）UCITS 規則において、

「代替会計基準」とは、会社または投資信託の計算書が、以下の場所においてかかる種類の基準を定める権限を有する機関（複数の場合もある。）により定められた基準に従う基準をいう：

（i）アメリカ合衆国

（ ）カナダ

（ ）日本、または

（ ）1990年会社法第260A条（4）の目的上1990年会社法に基づき定められるように、その他以下本項に記載される項目の目的上規定される州または地域。

「関連法域」とは、関連する代替会計基準が効力を有する州および地域をいう。

（5）半期報告書は少なくとも付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する取引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

（1）規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：

（a）かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また

（b）かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響

（2）UCITSは、

（a）主に、以下のものに投資するか、または

（i）預金

（ ）UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または

（ ）金融派生商品

（b）規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、

目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

（3）UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

（4）UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：

（a）適用される定量的リスク管理

（b）用いられるリスク管理手法、および

（c）UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

（1）（2）に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。

（2）（1）に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知され

るものとする。

（３）（ａ）会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：

- （ｉ）受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
- （ ）書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
- （ ）全ての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、
- （ ）言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。

（ｂ）アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、１つのサブファンドから他のサブファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- （１）目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- （２）目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- （３）年次報告書および半期報告書は、目論見書および規則において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- （１）（２）に従い、UCITS は、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- （２）ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に１回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特

に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については、管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS規則の主要投資家情報に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - (i) UCITSの確認
 - () 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - () 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - () 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク／利益の内容（関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。）
- (b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足（翻訳を除く。）が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報（当該情報の翻訳を含む。）にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については、管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関

する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。

- （２）会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については、管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条（該当する場合）を遵守するものとする。
- （３）主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- （１）会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については、管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- （２）また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- （１）UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- （２）主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

５．清 算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

（Ａ）構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

（Ｂ）会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

（Ｃ）裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

６．税 制

（Ａ）ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739 B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない株主または受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該株主または受益者がアイルラン

ドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点について歳入委員会よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法の変更については前々項を参照のこと。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター（「IFSC」）に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者（特定の例外は除く）に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、アイルランドのファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または（個人およびトラストの場合）アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。2010年金融法については前々項を参照のこと。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地／住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

（B）法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益（事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得）とキャピタル・ゲインにより構成される。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成23年11月30日 有価証券報告書

平成24年2月29日 半期報告書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙A

定 義

「決算日」 毎年5月31日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「計算期間」	決算日に終了し、最初の計算期間の場合にはトラストが承認された日、その後の計算期間の場合には直前の計算期間の満了日の翌日から開始する期間をいいます。
「ユニット・トラスト法」	アイルランド1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が設定する規制または当該当局が発行する通達ならびにその再制定（修正の有無を問いません。）をいいます。
「代行協会員契約」	管理会社および代行協会員の間で締結される契約をいいます。
「代行協会員」	大和証券株式会社または管理会社が日本における代行協会員として選任する者をいいます。
「申込書」	管理会社が随時定める、受益証券の申込人が記入すべき申込書をいいます。
「会計監査人」	KPMGをいいます。
「基準通貨」	アメリカ合衆国ドルをいいます。
「営業日」	東京、ロンドン、ダブリンおよびニューヨークにおいて銀行が通常通りに営業している日、または管理会社が決定し受益者に通知したその他の日をいいます。
「取引日」	ファンドに関して、受益証券の発行の場合は申込日、また受益証券の買戻しの場合は買戻日をいい、ファンドの関連する補償に定められるものとします。
「取引締切」	ファンドに関して、受益証券の発行の場合は申込取引締切時刻、または受益証券の買戻しの場合は買戻締切時刻をいい、ファンドの関連する補償に定められるものとします。
「販売会社」	大和証券株式会社または管理会社が日本における販売会社として選任する者をいいます。
「欧州経済地域」	欧州経済地域を構成する国（本書の日付現在、EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）をいいます。
「ユーロ」	1957年3月25日付欧州共同体ローマ条約（1992年2月7日付マーストリヒト条約による修正を含みます。）に基づき単一通貨を採用した欧州連合加盟国の法定通貨をいいます。

「免税アイルランド投資家」	本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い（B）アイルランド」において定義される「免税アイルランド投資家」をいいます。
「アイルランド中央銀行」	アイルランドの中央銀行をいいます。
「ファンド」	ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト - 米ドル建 / 世界投資適格債券ファンド2009-06およびアイルランド中央銀行の事前の承認を得て随時管理会社が設定するトラストのその他のサブ・ファンドをいいます。
「バークレイズ・キャピタル・グローバル総合クレジット・インデックス」	バークレイズ・キャピタルにより公表されるバークレイズ世界総合信用指数をいいます。同指数は、世界投資適格債券市場の幅広い指標を提供することを目指します。同指数の3つの主要な構成要素として、米国総合指数、汎欧州総合指数、アジア太平洋総合指数があります。同指数には、ユーロ・ドルおよびユーロ円建て社債、カナダ政府・政府機関・企業の債券ならびに米ドル建て投資適格ルール144A証券も含まれます。同指数の構成債券は、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはフィッチのうち2機関以上から投資適格（Baa3 / BBB-以上）とされていなければなりません。格付機関による格付を受けていない非米国債券については、同指数の適格性を判断するため、想定格付が利用されることがあります。転換社債、変動利付債、固定利付永久債、ワラント、連動債、ストラクチャード商品、スイス・フラン債および私募日本国債は、同指数から除外されます。
「当初申込期間」	平成21年6月1日から平成21年6月16日まで（同日を含みます。）をいいます。
「当初発行価格」	受益証券一口当たり1,000米ドルをいいます。
「投資適格」	ムーディーズによるBaa（Baa1、Baa2およびBaa3を含みます。）以上もしくはスタンダード・アンド・プアーズによるBBB（BBB+およびBBB-を含みます。）以上、または公認格付機関の一機関以上によりそれと同等の信用格付を付与された債券をいいます。
「投資運用会社」	アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、アヴェニュー・オブ・アメリカズ1345番に所在するアライアンス・パーンスタイン・エル・ピーをいい、管理会社は、管理会社と投資運用会社の間で締結された平成21年4月29日付投資運用契約書（以下「投資運用契約」といいます。）に基づきファンドの一任投資運用を同社に委任しています。

「公認格付機関」	国際的に認められた統計的格付機関をいいます。
「アイルランド」	アイルランド共和国をいいます。
「日本円」	日本の法定通貨である日本円をいいます。
「EU加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「最小保有数」	関連する補遺に定められる、受益者が保有しなければならない受益証券の最低数または最低金額をいいます。
「最低申込金額」	関連する補遺に定められる、いずれかのファンドの受益証券につき申込みを行うことのできる最低金額をいいます。
「純資産価額」	本書の規定に基づき計算されるファンドの純資産価額をいいます。
「受益証券一口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を、ファンドの発行済み受益証券の数で除し、管理会社が決定する小数位まで計算した金額をいいます。
「NZドル」	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいいます。
「NON-UCITS通達」	アイルランド中央銀行が随時発行するNON-UCITSに関する一連の通達をいいます。
「OECD」	経済協力開発機構をいいます。
「OECD加盟国」	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の各国をいいます。
「アイルランド通常居住者」	本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い（B）アイルランド」において定義される「アイルランド通常居住者」をいいます。
「英文目論見書」	トラストに関して管理会社がアイルランド中央銀行の要件に従って発行する英文目論見書ならびにその補遺および追補をいいます。

「公認市場」	信託証書に規定され、本書別紙Bに列挙する証券取引所または市場をいいます。
「償還日」	平成25年6月18日をいい、ファンドの全受益証券が管理会社により完全にかつ強制的に買い戻される日をいいます。
「買戻日」	毎週木曜日（同日が営業日でない場合には翌営業日）をいいます。最初の買戻日は平成21年7月2日とします。
「買戻締切時刻」	買戻日の前営業日の午後4時30分（東京時間）をいい、管理会社または（管理会社に買戻請求を転送する）販売会社は、この時刻までに買戻請求を受理しなければなりません。
「米国証券法」	米国1933年証券法（改正済）をいいます。
「管理会社」	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行がトラストの管理者として承認するその承継会社をいいます。
「管理会社代行サービス会社」	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館17階に所在するアライアンス・バーンスタイン株式会社をいい、管理会社は、管理会社と管理会社代行サービス会社の間で締結された平成21年5月13日付管理会社代行サービス契約書（以下「管理会社代行サービス契約」といいます。）に基づき日本における管理会社代行サービス会社として同社を選任しています。
「英文目論見書補遺」	ファンドに関する一定の情報を定める英文目論見書の補遺をいいます。
「英ポンド」	英国の法定通貨をいいます。
「トラスト」	ダイワ・グローバル・ボンド・トラストをいいます。
「受託会社」	エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行がトラストの受託者として承認するその承継会社をいいます。
「信託証書」	管理会社および受託会社の間で締結される平成21年4月27日付信託証書をいいます。
「英国」	グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国をいいます。

「受益証券」	トラストまたはファンドの資産における不可分の持分を表章するトラストの受益証券、または英文目論見書に別段の規定がある場合を除いて受益証券の端数をいいます。
「受益証券販売および買戻代理契約」	管理会社および代行協会員／販売会社の間で締結される契約をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国（その州およびコロンビア特別区を含みます。）、その属領、領地ならびにその管轄が及ぶその他のすべての地域をいいます。
「受益者」	受益者またはトラストに関して管理会社もしくはその代理人が当該時に保管する受益者名簿に一もしくは複数の受益証券の保有者として登録される者をいいます。
「規制外集団投資スキーム」	アイルランド中央銀行ガイダンス通知 1 / 0 1 の添付 1 に記載されるカテゴリ 1 または 2 に該当せず、またアイルランド中央銀行が授権するスキーム（または同等の授権された集団投資スキーム）に相当する水準の投資家保護を提供しないオープン・エンド型集団投資スキームをいいます。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
「米国人」	米国に居住する自然人、米国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは法人、執行者または財産管理人が米国人である財団、外国事業体の米国に所在する代理人または支店、米国人のためにまたは米国人の勘定においてディーラーまたは受託者に保有されている非一任勘定またはそれに類する勘定（財団または信託を除きます。）、米国において組織もしくは設立されまたは（個人である場合は）居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定またはそれに類する勘定（財団または信託を除きます。）、パートナーシップまたは法人であって、（Ａ）外国法に基づき組織または設立され、かつ（Ｂ）証券法に基づいて登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が結成したもの（自然人、財団または信託以外の自衛力認定投資家（米国証券法ルール501（a）の定義によります。）が組織または設立され、かつ所有するものを除きます。）、および管理会社が随時米国人であると決定するその他の個人または事業体をいいます。以上にかかわらず、「米国人」には、米国証券法レギュレーションSにいう「米国人」の定義から除外されている者は含まず、管理会社は、「米国人」をこの定義（随時改正等がなされることがあります。）に従って解釈します。

「評価日」	毎週水曜日（同日が営業日でない場合には前営業日）または その他管理会社が定める日をいいます。
「評価時点」	評価日の営業終了時をいい、その時点で純資産価額が計算され ます。

別紙 B

公認市場の一覧

非上場証券、取引所外デリバティブ商品またはオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券に対する投資として許容されるものを除き、ファンドは、アイルランド中央銀行の規制要件（規制の存在、定期的な運営、公認、公への開放）に合致した証券取引所または規制市場において取引されている証券または金融デリバティブ商品にのみ投資することができます。アイルランド中央銀行は、公認市場の一覧を公表していません。公認市場の一覧は以下のとおりです。

1 次に掲げる地域に所在する証券取引所

欧州連合加盟国

欧州経済地域加盟国（欧州連合、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）

次に掲げる国：

オーストラリア
カナダ
日本
香港
ニュージーランド
スイス
アメリカ合衆国

2 次に掲げる証券取引所または市場

アルゼンチン	-	ブエノスアイレス証券取引所 コルドバ証券取引所 ロサリオ証券取引所
バーレーン	-	バーレーン証券取引所
バングラデシュ	-	ダッカ証券取引所 チッタゴン証券取引所
ボツワナ	-	ボツワナ証券取引所
ブラジル	-	ボベスパ（証券・商品・先物取引所）
ブルガリア	-	ブルガリア第一証券取引所
チリ	-	サンティアゴ証券取引所 チリ電子証券取引所
中華人民共和国	-	上海証券取引所 深セン証券取引所
コロンビア	-	ボゴタ証券取引所

		メデリン証券取引所
		オクシデンテ証券取引所
エジプト	-	カイロ・アレキサンドリア証券取引所
ガーナ	-	ガーナ証券取引所
インド	-	バンガロール証券取引所
		デリー証券取引所
		ムンバイ証券取引所
		インド国立証券取引所
インドネシア	-	ジャカルタ証券取引所
イスラエル	-	テルアビブ証券取引所
ジャマイカ	-	ジャマイカ証券取引所
ヨルダン	-	アンマン金融市場
カザフスタン共和国	-	中央アジア証券取引所
		カザフスタン証券取引所
ケニア	-	ナイロビ証券取引所
レバノン	-	ベイルート証券取引所
マレーシア	-	マレーシア取引所
モーリシャス	-	モーリシャス証券取引所
メキシコ	-	メキシコ証券取引所
モロッコ	-	カサブランカ証券取引所
ナミビア	-	ナミビア証券取引所
パキスタン	-	イスラマバード証券取引所
		カラチ証券取引所
		ラホール証券取引所
ペルー	-	リマ証券取引所
フィリピン	-	フィリピン証券取引所
ルーマニア	-	ブカレスト証券取引所
ロシア	-	ロシア取引システム
		モスクワ銀行間通貨取引所
シンガポール	-	シンガポール取引所
南アフリカ	-	ヨハネスブルグ証券取引所（JSE）
大韓民国	-	韓国取引所
		コスダック証券取引所
スリランカ	-	コロンボ証券取引所
台湾（中華民国）	-	台湾証券取引所
タイ	-	タイ証券取引所
チュニジア	-	チュニス証券取引所
トルコ	-	イスタンブール証券取引所
ウクライナ	-	ウクライナ証券取引所
アラブ首長国連邦	-	アブダビ証券取引所
		ドバイ金融市場
		ドバイ国際金融取引所
ウルグアイ	-	モンテビデオ証券取引所
ベネズエラ	-	カラカス証券取引所
		マラカイボ証券取引所

		ベネズエラ電子証券取引所
ベトナム	-	ホーチミン証券取引所
ジンバブエ	-	ジンバブエ証券取引所

3 国際資本市場協会により組成された次に掲げる市場

「The Regulation of the Wholesale Cash and OTC Derivatives Markets in Sterling, Foreign Exchange and Bullion」（イングランド銀行・1988年4月（随時改訂））に列挙された「短期金融市場機関」により運営されている市場

AIM（ロンドン証券取引所が規制・運営する英国の代替投資市場）

ニューヨーク連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが運営する米国政府証券市場

米国金融取引業規制機構（FINRA）が規制する米国の店頭市場

カナダ投資業規制機構（IIROC）が規制するカナダ国債の店頭市場

フランスの譲渡性債務証券の店頭市場（Titres de Créances Négotiable）

米国ナスダック

日本証券業協会が規制する店頭市場

日本のジャスダック

アイルランド中央銀行の事前同意を条件として、トラストは将来、上記以外の市場（規制され、定期的に運営され、公認され、公に開放された市場）に投資することがあります。

受益者に対する独立監査人報告書

2012年5月31日終了年度

ダイワ・グローバル・ボンド・トラスト（以下「トラスト」という。）の受益者各位

我々は、2012年5月31日終了年度の豪ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-05、NZドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07および米ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-06（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）の、サブ・ファンドに関する財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約および関連注記から構成される財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年ユニット・トラスト法およびアイルランド中央銀行の非UCITS通達に準拠して、サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書でトラストの受益者に述べることが要求されている事項を、サブ・ファンドの受益者に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、トラストおよびサブ・ファンドの受益者全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

管理会社およびトラストの監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに欧州連合（以下「EU」という。）で採用された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した年次報告書および財務書類の作成に関するトラストの管理会社の責任は、管理会社の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。

我々は、財務書類がEUで採用されたIFRSに従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類と一致するか否か検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任はその他の情報までは及ばない。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたりトラストの管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針はトラストの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

重要情報 - サブ・ファンドの終了

我々の意見に限定を付することなく、我々は当該財務書類の注記2に対して注意を喚起する。トラス
トの受益証券の各クラスまたはシリーズは、早期買戻しの場合を除き、NZドル建／世界投資適格債券
ファンド2009-05に関しては2013年5月31日、豪ドル建／世界投資適格債券ファンド2009-07およびNZド
ル建／世界投資適格債券ファンド2009-07に関しては2013年7月31日、ならびに米ドル建／世界投資適
格債券ファンド2009-06に関しては2013年6月18日の償還日に償還しなければならない。

資産の回収可能性および分類またはかかる取扱いに関連する負債の金額または分類に関して、当該財
務書類に対する調整の必要はない。サブ・ファンドの資産の清算費用は重大とみなされないため、当該
財務書類において認識されていない。

意見

我々の意見では、

- ・ 各サブ・ファンドの財務書類は、2012年5月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日終
了年度のサブ・ファンドの利益について、EUで採用されたIFRSに従って、真実かつ公正な概観を
与えている。
- ・ 財務書類は、1990年ユニット・トラスト法に準拠して適正に作成されている。

フランク・ギャノン

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士および監査役

登録監査人

アイルランド

ダブリン1

IFSC

ハーバーマスター・プレイス1

日付：2012年9月21日

Independent Auditors' Report to the Unitholders

For the year ended 31st May 2012

To the Unitholders of the Daiwa Global Bond Trust (the “ Trust ”);

We have audited the financial statements of the Trust of the AUD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07, NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-05, NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and the USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06 for the year ended 31st May 2012 (collectively the “ Sub-Funds ”), which comprise the Sub-Funds’ Statements of Financial Position, Statements of Comprehensive Income, Statements of Changes in Equity, Statements of Cash Flows and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Trust’s unitholders, as a body, in accordance with section 15 of the Unit Trusts Act 1990 and the Non-UCITS Notices issued by the Central Bank of Ireland. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trust’s unitholders those matters we are required to state to them in an auditor’s report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trust’s unitholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of the Manager and Auditors of the Trust

The Manager of the Trust’s responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable law and International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the European Union (EU), are set out in the Statement of Manager’s Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with IFRS as adopted by the EU, and have been properly prepared in accordance with the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the manager of the Trust in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Trust’s circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Emphasis of Matter - Termination of the Sub-Funds

Without qualifying our opinion, we draw attention to note 2 to the financial statements. Unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Trust will be compulsorily redeemed on the designated redemption dates, 31st May 2013 in relation to NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-05, 31st July 2013 in relation to AUD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and NZD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-07 and 18th June 2013 in relation to USD/Global Investment Grade Bond Fund 2009-06.

No adjustments are necessary to these financial statements relating to the recoverability and classification of assets or the amounts and classification of liabilities relating to this action. Costs of liquidating the Sub Funds' assets have not been recognised in these financial statements as they are not deemed material.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements of the Sub-Funds give a true and fair view, in accordance with IFRS as adopted by the EU, of the state of affairs of the Sub-Funds as at 31st May 2012 and of their profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Unit Trusts Act, 1990.

Frank Gannon

For and on behalf of KPMG

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Registered Auditor

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

Ireland

Date: 21 September 2012

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2012年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド（「当社」）の財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2009年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2012年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2012年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2012年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項（1）により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

ブライアン・ホーランド

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士

法定監査法人

2012年7月19日

ダブリン1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス1

**Independent auditor 's report
to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited**

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited (The " Company ") for the year ended 31 March 2012 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Company 's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company 's members those matters we are required to state to them in an auditor 's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company 's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors ' responsibilities for preparing the Directors ' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors ' Responsibilities on page 5.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2009. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the Company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the Company; and whether the information given in the Directors ' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the Company 's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors ' remuneration and directors ' transactions is not disclosed and, where practicable, include such

information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Company's affairs as at 31 March 2012 and of its loss for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2012.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the Company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the Directors' Report on pages 3 and 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the Company, as stated in the company balance sheet on page 12, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2012 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the Company.

Brian Holland

For and on behalf of KPMG Chartered Accountants

Statutory Audit Firm

19 July 2012

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。